

平成28年6月甲良町議会定例会会議録

平成28年6月6日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成27年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）
- 第4 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）
- 第5 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例）
- 第7 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成27年度甲良町一般会計補正予算（第9号））
- 第8 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成27年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号））
- 第9 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて（平成28年度甲良町一般会計補正予算（第1号））
- 第10 議案第36号 甲良町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第37号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第38号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第39号 甲良町子育て応援金支給条例
- 第14 議案第40号 町道の認定について
- 第15 議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
- 第16 請願第4号 「『安全保障関連法』の廃止を求める意見書」を、町議会として関係機関に提出するよう求める請願
- 第17 発議第4号 甲良町議会副議長の不信任決議案
- 第18 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	西川誠一
9番	丸山恵二	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	木村修

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	橋本悟
総務課長	中川愛博	学校教育課長	藤村善信
税務課長	山田禎夫	教育総務課参事	福原猛
住民課長	米田志保子	産業課長	川嶋幸泰
総務課参事	宮川哲郎	建設水道課長	北坂仁
企画監理課長	中川雅博	呉竹センター館長	山田光義
人権課長	陌間守	会計管理者	寺川貴代美
保健福祉課長	小林千春		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	山崎志保美
------	-----	----	-------

(午前9時00分 開会)

○木村議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成28年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 丸山議員および10番建部議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成28年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、4月および5月には全員協議会を開催させていただき、今後の甲良町の防災拠点となる、甲良町防災センター建設に向けて改めて構想および財源について議員の皆様にご説明させていただき、ご理解を求めさせていただいているところであります。

また、甲良町におけるまち・ひと・しごと創生事業に関する新事業として、子育て応援支援事業の実施を予定しております。本事業は、出産祝い金を支給するためのものでありまして、そのための条例を今回、提案をさせていただいております。

次に、4月に小川原地先に地域密着型サービス小規模多機能居宅介護事業所、ファミリーステーション甲良が開所いたしました。空き家を改修し、犬上ハートフルセンターが運営をし、通いを中心とした家庭的な環境と地域住民との交流ができるサービスを受けていただくことができる施設でございます。

す。

また、甲良三大偉人、藤堂高虎公をPRし、NHK大河ドラマ誘致に向けて、甲良の地酒「戦国大名高虎」を販売し、それと並行して、「(仮称)高虎ハウス」の創設に向けての動きを進めております。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第1号は、平成27年度一般会計予算において、翌年度に1億1,521万3,000円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

承認第2号および承認第3号は、地方税法の一部を改正されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第4号は、乳幼児福祉医療費助成事業費補助制度の拡充に伴う甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第5号は、平成27年度一般会計補正予算(第9号)で、2,254万8,000円を減額し、総額38億8,231万2,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第6号は、平成27年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)で、項内同額の組みかえのみの補正とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

承認第7号は、平成28年度甲良町一般会計補正予算(第1号)で、504万7,000円を追加し、総額36億7,904万7,000円とする専決処分をしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第36号は、行政不服審査法の施行に伴い、甲良町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正するものであります。

議案第37号は、行政内部事業の見直しに伴い、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、民間端末機を介しての印鑑登録証明書の交付の開始に伴い、甲良町印鑑条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、甲良町創生総合戦略事業に伴い、甲良町子育て応援金支給条例を制定するものであります。

議案第40号は、道路法の規定により町道の認定をするものであります。

議案第41号は、平成28年度一般会計補正予算(第2号)で、7,541万6,000円を追加し、総額を37億5,446万3,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では、地方創生推進交付金、防災センター整備事業債等の増額、歳出では、官民協働事業委託、フェンス整備工事等の増額でございます。

以上、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な承認、議決を賜りますよう、お願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○木村議長 日程第3 報告第1号を議題といたします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 報告第1号 平成27年度甲良町繰越明許費繰越計算書について（一般会計予算）。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成27年度甲良町一般会計予算において、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。

平成27年度甲良町繰越明許費繰越計算書、一般会計予算。

2款 1項 総務管理費、情報セキュリティ強化対策事業、翌年度繰越額3,591万円、地方創生加速化事業3,050万円。

3款 1項 社会福祉費、臨時福祉給付金事業3,531万1,000円、保健福祉センター管理事業427万8,000円。

6款 1項 農業費、担い手確保・経営強化支援事業補助金事業365万4,000円。

7款 1項 商工費、近江鉄道沿線地域活性化協議会負担金事業56万円。

8款 4項 住宅費、住宅対策事業300万円。

10款 1項 教育総務費、公民館音響設備整備事業200万円。

合計、繰越明許費設定額1億1,574万3,000円、翌年度繰越額1億1,521万3,000円でございます。

以上でございます。

○木村議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 承認第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第2号 専決処分につき、承認を求めることについて（甲良町税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○山田税務課長 専第1号 専決処分書。

甲良町税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

今回の条例改正につきましては、第1条関係といたしまして、地方税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴いまして、地域決定型地方税制特例措置へ特例項目が追加されたことなどにより、本条例の規定について所要の改正を行うものでございます。

また、第2条関係といたしまして、平成27年甲良町条例第29号告示の読みかえ規定を所要の整備を行うものでございます。

まず、第1条といたしまして、第56条中につきましては、同項第16号の固定資産であります独立行政法人労働者健康福祉機構が、独立行政法人労働安全衛生研究所との統合によりまして、独立行政法人労働者健康安全機構に改組されることによる所要の改正でございます。

第59条につきましては、第56条の改正に伴う内容でございます。

続きまして、第2条につきましては、各付則様式中に施行規則といったようなものをつけ足す字句の修正等の改正でございます。

裏面をお願いいたします。

付則といたしまして、第1条、この条例は平成28年4月1日から施行する。

第2条といたしまして、固定資産税に関する経過措置、別段の定めがあるものを除き、第1条の規定により改正後の甲良町税条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2項、新条例付則第10条の3第8項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改正される地方税法等の一部を改正する等の法律、第1条の規定による改正後の地方税法付則第15条第9項に規定する熱損失防止改修住宅または同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第2号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第2号は承認されました。

次に、日程第5 承認第3号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第3号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○山田税務課長 専第2号 専決処分書。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

今回の一部改正は、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保および中低所得者層の保険税負担の軽減を図ることを目的とした地方税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴いまして、本条例の規定につきまして所要の改正を行うものでございます。

甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲良町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中、「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「17万円」を「19万円」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号柱書中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号柱書中「47万円」を「48万円」に改める。

付則。施行期日。1、この条例は平成28年4月1日から施行する。

適用区分。2、改正後の甲良町国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。今回、上限が2万円引き上がるわけですが、上限となる、この54万円が課税される世帯、これは平均的に大人2人、子ども2人の家庭で幾らの方がその上限の対象、つまりその所得以上の方はこの54万までの適用になるわけですが、その試算を示していただきたいと思います。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 全協のときにも申し上げましたように、本日その本賦課をやっておりますので、議員がおっしゃられていた内容について、今日その試算をやっているところでございますので、でき次第、議員の方にお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 全協は3日でした。そして、そのときにも質問していたわけですが、改めてこの上限のかかる方、つまり、54万以上はかからんわけですよ。そういう条例ですから、その限度となる方の所得、これは従来からいっても、ざっとどのぐらいというような計算はできると思うんですけども、ざっとで言えば、所得ですから、法律上計算した後の所得ですから、1,000万とか1,500万とかいう単位でどうなんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 申しわけございません。ちょっとその資料といいますか、計算を持ち合わせておりませんので、調べましてご連絡をいたしたいと思いません。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 私は、提案理由、それから今回、国の方の改正もそうありますが、負担の公平というならば、確かに上限を引き上げて、負担能力の高い世帯に払ってもらうとの考え方のように受けとめられます。今、質問しました

ように、例えば5,000万、6,000万の所得の人で54万までになるわけですね。一方、250万ないしは300万という平均的な所帯、甲良町の場合は国保加入者の中で7割が103万以下の所得という統計も示されています。そういう中で、2,000万や3,000万、4,000万という負担能力のある方が54万で打ちどめとなると、こういう点も大変不公平が根本的に変わらないと思います。

それで、不公平というなら、国がやるべきは国庫支出を少なくとも以前のベースに戻して、つまり25%を国が国庫で減らしたわけですが、それを戻して均等割、世帯割を思い切って下げて、暮らしと健康の足を引っ張らない改革こそが必要であることを提起したいと思ひまして、反対討論といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第3号は承認されました。

次に、日程第6 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて(甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○米田住民課長 専第3号 専決処分書。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

これは、滋賀県の乳幼児福祉医療費助成制度が拡大されたことによります

改正でございます。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

甲良町福祉医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(第3条第2項第2号の規定により別表に定める金額(以下「自己負担金」という。))を負担しない重度心身障害者(児)、母子家庭、父子家庭に該当する者を除く。)」を削り、同条第2号中「自己負担金を負担しない」を削る。

第3条第2項第1号中「自己負担金」を「別表に定める金額(以下「自己負担金」という。))」に改める。

第7条第1項中「児童およびひとり暮らし寡婦」を「児童ならびにひとり暮らし寡婦」に改める。

別表中「児童およびひとり暮らし寡婦」を「児童ならびにひとり暮らし寡婦」に改める。

付則。この条例は、平成28年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第4号は承認されました。

次に、日程第7 承認第5号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第5号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成27年度甲良町一般会計補正予算(第9号))。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 専第4号、専決処分書。

平成27年度甲良町一般会計補正予算（第9号）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日。

それでは、補正予算書、表紙裏面をご覧ください。

承認第5号 平成27年度甲良町一般会計補正予算（第9号）。

今回の補正は、2,254万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億8,231万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、繰越明許費につきましては、第2表、繰越明許費補正、地方債の補正につきましては、第3表、地方債補正、それぞれで説明をいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。1款 町税、補正額5,200万円の減、2款 地方譲与税187万1,000円、3款 利子割交付金5万2,000円の減、4款 配当割交付金125万7,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金267万1,000円、6款 地方消費税交付金2,516万4,000円、7款 自動車取得税交付金446万5,000円、8款 地方特例交付金19万3,000円の減、9款 地方交付税1億3,820万6,000円、10款 交通安全対策特別交付金1万2,000円の減。

2ページをご覧ください。

11款 分担金及び負担金721万1,000円の減、12款 使用料及び手数料32万円、13款 国庫支出金1,277万7,000円の減、14款 県支出金1,176万9,000円の減、15款 財産収入50万7,000円、16款 寄付金187万1,000円、17款 繰入金1億65万円の減。

3ページをご覧ください。

19款 諸収入831万6,000円の減、20款 町債590万円の減。
歳入合計、補正前の額39億486万円、補正額2,254万8,000円の減、計38億8,231万2,000円でございます。

4ページをご覧ください。

歳出。2款 総務費、補正額1,691万5,000円、3款 民生費486万5,000円の減、4款 衛生費1,188万1,000円の減、6款 農林水産業費56万8,000円の減、7款 商工費365万5,000

0円の減、8款 土木費1,547万2,000円の減。

5ページをご覧ください。

10款 教育費302万2,000円の減、12款 公債費ゼロ円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。

1、追加。3款 1項社会福祉費、保健福祉センター修繕工事427万8,000円。

2、変更。2款 1項総務管理費、地方創生加速化事業。補正後3,050万円。8款 4項住宅費、住宅対策事業300万円でございます。

第3表、地方債補正。

起債の目的。池寺西ヶ丘地先整備事業債590万円の減、限度額、補正前590万円、補正後ゼロ円。計590万円の減。補正前、2億2,197万円、補正後、2億1,607万円でございます。

これで説明を終わります。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 町民税のところでお聞きします。合計が5,200万の減となっておりますが、10ページのところの歳入で、個人の分が2,200万減額となっておりますが、これが例のK氏の問題に絡んでくるのか、絡まないのか、その辺のところをお聞かせください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 お答えいたします。町民税の個人分の2,200万円が減額になるにつきましては、当初予算額2億2,700万円に対しまして、平成28年4月26日現在の収入額が1億9,070万足らずというようところがございましたので、およそ収入率90.3%の見込みにより、このように2,200万の減額補正をしたものでございます。

議員がご質問の町税横領の関係との因果関係につきましては、この額イコール、町税横領の額ということでは決してないというものと認識はしております。

以上でございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 説明の15ページですが、一般単独事業債で590万が減額になっていきます。池寺西ヶ丘地先整備事業債、これは南部工業団地の取り付け道路等の設計委託などが3月議会で取り下げられたことに関連をしてのことか、

再確認をお願いいたします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 この分につきましては、池寺西ヶ丘の整備、道路工事を当初みておりました。その分を取りやめたというところでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 補正の範囲ということですので、内容も全員協議会で説明がありましたが、27年度末の整理にかかわる部分が中心的なものだというように理解をしています。そういう点で、先ほど聞きました町債の南部工業団地にかかわる債務、借入金を取り下げられておることでありまして、補正の範囲ということで賛成討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第5号は承認されました。

次に、日程第8 承認第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第6号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成27年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号))。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 専第5号 専決処分書。

平成27年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。
平成28年3月31日。

それでは、表紙の裏面をお願いいたします。

資本的支出。第2条、平成27年度甲良町水道事業会計予算、第4条中の資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款 資本的支出、既決予定額9,503万5,000円、補正予定額ゼロで、合計も9,503万5,000円でございます。項を超えての予算の組みかえをお願いするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、承認第6号は承認されました。

次に、日程第9 承認第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第7号 専決処分につき、承認を求めることについて(平成28年度甲良町一般会計補正予算(第1号))。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 専第6号 専決処分書。

平成28年度甲良町一般会計補正予算(第1号)。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年4月1日。

それでは、補正予算の表紙裏面をご覧ください。

承認第7号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第1号）。

今回の補正は、504万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億7,904万7,000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。18款 繰越金、補正額504万7,000円。歳入合計、補正前の額、36億7,400万円、補正額504万7,000円、計36億7,904万7,000円でございます。

2 ページをご覧ください。

歳出。2款 総務費、補正額504万7,000円。よって、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上で説明を終わります。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この補正予算は、職員による公金横領事件にかかわって調査が必要になることから計上されたものだという説明がありました。

そこで、質問の1つ目は、初期の段階で告発できれば、発生しなかった費用ではないのかというように思います。検察、司法の手できっちりと捜査2課がありますので、そういうことに移ったのではないかと思われま。その点の見解をお願いします。

2つ目に、町民の税金で犯罪の裏づけ調査をしなければならないことになったことについて、北川町長はどのように受けとめておられるのか所見をお聞かせください。

3つ目には、K容疑者に被害額の1つとして請求する立場、これは全員協議会でも確認しましたが、改めて本会議のところで、その態度がどうなのかということで表明いただきたいというように思います。

以上、3点です。よろしくをお願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 最初からやっていたら、費用が要らなかったのではという話だと思うんですが、最初は町の方もそういう認識でいましたけど、作業を進めていく中で、やっぱり複雑な内容が見えてきたということで、全容解明がなかなか難しいということで取りかかってきて、時間がかかっているという中での経費が必要になってきたということでご理解をお願いしたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 西澤議員が今、質問された、町民の税金でこのような犯罪に至ったということであります。私どもも当時の税務課職員は平成21年から税務課の職員として採用されて今日まで至るといようなことで、その中で特に甲良町も滞納が非常に多いといような中から、それと県の指導と、県とチームを組んで滞納を整理するための収納促進チームを組まれたということで、当時の税務課職員もそのチームのメンバーの1人としていろいろと研修を受けながら収納促進のために鋭意努力をしているということで、我々もその手腕というものを買っていたといところ辺がちょっと軽率やったのかなあといような思いをしておりますが、一番大事な住民さんの税金を着服といようなことでもあります。本人が申していた中には、私生活で我々が想像もできないようなお金の使い方をして遊興費に充てていたといようなことがそもそもの着服につながるような要因になったのかなとも思っております。

そんな中で、税務課のメンバーもそこら辺がもう少し早くに把握ができておれば、気がついておれば、こうしたことが未然に防げたのかなといようなことを考えると、非常に残念なことでもありますし、ましていわんや、住民さんの大事な税金でありますので、そのことについても早く原因を解明して、要は、着服した金額を全額弁済してもらおうといような方向で鋭意努力をしていこうといことで、今現在、捜査2課の方も内々に捜査をしておりますので、我々もそれに協力をしながら、あまり情報が表に出ると、混乱をするといようなこともございまして、捜査2課の方からも口どめされている部分もありますが、我々はあまり口どめされている内容がそないにあるか言うたら、そうでもなくて、捜査2課の方で内々に捜査を進めているという部分は、まったく我々も関知ができないといような中で、我々は我々の方で特命チームを組んで着々と調査はしているといような状況でありますので、一日も早く住民さんの不安を払拭できるように鋭意努力をしていきたいと思っております。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 今回のこの補正に係る経費について弁済を求めるのかといご質問やったと、そういうことでよかったですね。そのことについては、町もそういう方向で進めていくといことで今やっております。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田です。この特命調査事業に伴う時間外手当なんですけど、大体お一人何時間ぐらいで、何人分になるかいうのだけ教えてください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 ちょっと今、細かいところ、正確なことはちょっとあれですけど、大体1人平均1時間2,000円ぐらいで、3カ月ぐらいの計算で予算を見積もっているところだと思います。

以上でございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 質問の中でも触れましたが、ぜひこの金額は本来、町民と、それから町行政そのものが負担してはならない、負担すべき金額ではありません。ですから、被害額の1つとして毅然として請求をするという立場をぜひ堅持してもらいたいというように思います。

同時に、全協の議案説明の中でも明らかになりましたが、この504万7,000円だけで済まない可能性も出てくると。つまり、裏づけ調査、そして告訴が遅ければ、町としての裏づけの資料の作成、裏づけ調査等、人件費も諸物件も支出していかんなんという点で、この金額で終わらない可能性もあります。改めて、一刻も早く告訴に向けて行うこと、その立場で弁護士とも、それから検察、警察とも告訴をもうすると、はっきりした段階ですという形でぜひ決断をしていただきたいですし、この金額自体、本当に不名誉な予算となりますが、この予算の計上がなければ、調査の裏づけがとれないということでも、これは理解ができますので、改めて容疑者K氏に請求するという立場を堅持していただいて、賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第7号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、承認第7号は承認されました。

次に、日程第10 議案第36号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第36号 甲良町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** それでは、議案第36号 甲良町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

めくっていただきまして、甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部改正。

第1条、甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「前3条」を「第6条および第7条」に改める。

甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正。

第2条、甲良町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成28年度以降の年度分の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を、「平成28年4月1日以降に地方税法第411条第2項の規定による公示もしくは同法第419条第3項の規定による公示または同法第417条第1項後段の規定による通知がされる場合」に、「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出」を「同日前に公示等がされた場合」に改める。

付則。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというので、これは、行政不服審査法等の改正がありました。それらの法令改正に伴います所要の規定の整備を行う条例の一部改正ということでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第11 議案第37号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第37号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、5つの委員会を新たに設置しましたので、それぞれ追加させていただくものです。

まず、条例別表、甲良町食育健康推進委員会委員、甲良町高齢者虐待対応チーム委員、甲良町指定地域密着型サービス運営委員会委員、甲良町地域包括支援センター運営協議会委員、甲良町認知症ケアパス作成検討委員会委員。それぞれ日額5,000円を追加させていただきます。

付則。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 委員の中で甲良町食育健康推進委員会に関して質問いたします。

15名の委員さんで構成するということでありましたが、この委員さんを軸に広く町民に行き渡るよう、健康を保つ食育の普及を希望するわけですけれども、今後の委員会の論議にもかかわってきますが、町としてはどういうテーマで、またどういう筋で論議を深めてほしいというように思っておられるか。そして、どのような方法や対策で取り組まれるということを現在の時点でどう考えておられるのか説明をお願いいたします。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 食育健康推進委員会の方は、保健部会5名、教育部会5

名、産業部会 5 名から構成されております。食育推進計画および健康増進計画の、ちょうど見直し時期が参りまして、その健康増進法に基づく健康増進計画で、21 世紀における国民健康づくり運動、25 年から 34 年の 10 年間では 2 次計画、中間評価実施、それから、高齢者の医療確保に関する法律に基づく第 2 期特定健診実施計画が 25 年から 29 年までありますので、それら 3 つとの整合性を図って計画を策定していく予定です。

当然、方向性としては特定健診実施計画、データヘルス計画、健康 21 実施計画、それから、甲良町食育推進計画および健康増進計画をそれぞれ 29 年度に中間評価をまとめまして、それ以降の合わせた健康増進計画を作成する予定でおります。

以上です。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 今、読まれたペーパー、甲良町の健康寿命が県下の中でも大変低い方にある、ないしはトップクラスということで、以前から説明を受けていました。そういう点で、その不名誉なところを脱却していくというのが、甲良町、それから甲良町民としても大きな課題だと思いますので、ペーパーをいただいて、私たちも検討し、学習ができればというように思っていますので、よろしくをお願いします。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 わかりました。また、報告させていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 37 号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第 37 号は可決されました。

次に、日程第 12 議案第 38 号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**陌間事務局長** 議案第38号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○**木村議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民課長。

○**米田住民課長** 議案第38号 甲良町印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

1 ページをおめくりください。

甲良町印鑑条例の一部を改正する条例。

甲良町印鑑条例の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号中「または外国人登録証明書」を削る。

第15号の次に次の1条を加える。民間端末機を介した印鑑登録証明書の交付。

第15条の2、第13条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けているものであって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）の交付を受けたものは、当該個人番号カードおよび暗証番号により、自ら本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機を介して、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

2項、町長は前項の規定による申請があったときは、当該申請が適正であることを確認した上で、民間端末機によって打ち出すことにより、前条の印鑑登録証明書となる電子情報を作成し、民間端末機を介して印鑑登録証明書を交付する。

付則。この条例は平成28年7月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○**木村議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○**西澤議員** これは、個人番号カードにかかわる条例の改正だというように思いますが、そこで、あくまで民間業者です。地方公務員法などが適用される相手ではないと思うわけですが、漏えいや流出にはどのような歯どめがあるのか、これが1つです。

それから、もう一つ。この条文の中にもあります、2のところ。「当該申請が適正であることを確認した上で」ということで、わざわざ規定があ

ります。当該申請が適正であるかどうかを確認する方法というのは、どんな内容なのか。ないしは、現在マニュアルあるいは法律、条例等で別に定めているものか説明をお願いいたします。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 情報漏えいに関してですが、歯どめといたしまして、現在、この認証業務に関する法律というものがありますので、その法律に基づいて実施をしていくということで、マニュアルは現在、作成中でございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 不十分だったと思うんですが、この2のところの「適正であることを確認した上で」というのが、マニュアルが作成中だということでしょうか。

そして、民間業者ですので、そういう漏えいや不正使用、流出の場合の処罰。処罰をしても個人情報が出てしまえば、取り戻すことはできないわけですが、その民間業者に枠組みをする、強制的な法的な枠組みを聞いているんですが、どうなんでしょうか。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 マニュアルにつきましては、第2項のところ、本人さんが個人番号カードを持って、暗証番号により申請をされるということ、それで情報がきちんと届くということ、適正とみなすということでございます。

ほかの3町とも共有しながら、今、進めているところでございまして、情報漏えいには絶対ならないような工夫をしているところでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 大変迷うところではありますが、ただ、これは個人番号制そのものが非常に危ういというのは、各地でいろんなトラブルが起きていますし、詐欺まがいのことが出ています。そして、一度個人情報が流出をしたら、それは取り戻せないという点から考えますと、個人番号制度の運用の拡大ということの1つだと思いますので、反対討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第38号は可決されました。

ここでお諮りします。

これより審査願います日程第13 議案第39号の条例制定については、議会規則第39条第1項の規定により、お手元に配布しておきました議案付託表のとおり総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○木村議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、日程第13 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第39号 甲良町子育て応援金支給条例。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 議案第39号についてご説明いたします。1枚おめくりください。

この条例は、子どもの出産をお祝いし、子育て世帯を応援するもので、地方創生推進のための事業です。

甲良町子育て応援金支給条例。

目的。第1条、子育て世帯の出産直後にかかる経済的な負担を軽減し、安心して子供を生み育てることができる環境の整備に役立てるための子育て応援金を支給することにより、少子化対策および子育て家庭を支援することを目的とする。

第2条、支給の対象となる乳幼児は、新生児の出生日において、父または母が本町に住所を有し、新生児の住所を本町に有するものであること。

第3条、応援金の支給額は、規則で定める。

第4条、応援金は、次の各号に該当する場合に支給する。

(1) 支給対象児の父母または監護者であること。

(2) 前号のほか規則で定める要件に該当すること。

第5条、この条例に基づく応援金を受給しようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請するものとする。

第6条、町長は前条の応援金の支給申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定して、当該申請者に通知するものとする。

第7条、町長は前条の規定により、支給の決定をしたときは、速やかに申請者に支給するものとする。

第8条、町長はこの条例の規定により、応援金の支給を受けた者が、次の各号の1に該当するときは、当該受給者に対し応援金の全部または一部を返還させることができる。

(1) 偽り、その他不正な行為により応援金の支給を受けたとき。

(2) この条例または規則に違反したとき。

第9条、この条例に定めるもののほか、応援金の支給に関し、必要な事項は規則で定める。

付則。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

以上です。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第40号 町道の認定について。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○北坂建設水道課長 それでは、町道の認定につきましてご説明申し上げます。

道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の認定をお願いするものでございます。それでは、表紙をおめくりください。

路線番号384、路線名が一落窪川線でございます。起終点地先番は、起点が大字小川原字一落741番1先、終点が彦根市高宮町字東川原3117番11先。幅員として最大が29.2メートル、最小幅員が8.3メートル。延長といたしまして313.3メートルでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この町道認定になるところ、呉竹の墓地からこの橋の、地図にあるところですね。町道認定で町の管轄になるということから、以前もセンターラインの白線が消えていることで要望がありました。それで、県道の関係で県が動いてくれなかったら、補修などができないわけですけども、町の判断でそういう中央車線、これの補修ないしは設置などができるようになるのか、それともあくまで町道認定されるけども、公安委員会等で協議が必要なのかどうか確認をお願いいたします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 センターラインということですが、道路管理者としてできる範囲は設定させていただきます。また、公安委員会に協議しなければならないもの、例えば規制であるとか、そういうのは公安委員会に求めていくということになると思いますけども、それはまた町の方から求めていくということになると思います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、町の管轄というようになった関係で、聞いておりますのは、ここは緩いカーブなんですよね。近江鉄道の踏切までの間、スピードをかなり出しています。それで、お年寄りなどがこの道路を押し車や自転車にしろ、歩いているにしろ、大変危険というのを私は聞かせていただきました。そういう点では、追い越し車線の設定というのもできるんだらうと思いますので、その辺の検討をぜひお願いしたい。これは本来、地元の方だけと違って、広くいろんな方が通行されます。この交差点で死亡事故があったところですので、スピードを出さずに追い越しの禁止という設置が大変必要かなと思うんですが、いかがでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 地元からそういった要望もいただいておりますので、公安委員会等に上げていくように、今、段取りをしておりますし、まず要望からということで進めていきたいと思っております。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第15 議案第41号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成28年6月6日。

甲良町長。

○木村議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○宮川総務課参事 それでは、補正予算書表紙裏面をご覧ください。

議案第41号 平成28年度甲良町一般会計補正予算（第2号）。

今回の補正は、7, 541万6, 000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億5, 446万3, 000円とするものでございます。内容につきましては、第1表、歳入歳出予算補正、地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正で説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。13款 国庫支出金、補正額2, 500万円、18款 繰越金2, 031万6, 000円、19款 諸収入320万円、20款 町債2, 690万円。歳入合計、補正前の額36億7, 904万7, 000円、補正額7, 541万6, 000円、計37億5, 446万3, 000円でございます。

2 ページをご覧ください。

歳出。2款 総務費、補正額394万円、3款 民生費1, 750万円、4款 衛生費100万円、6款 農林水産業費3, 297万6, 000円、9款 消防費2, 000万円。歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

3 ページをご覧ください。

第2表、地方債補正。

起債の目的。防災センター整備事業債1, 800万円、限度額、補正後1,

800万円。子育て施設整備事業債220万円、獣害防止柵整備事業債670万円、計2,690万円。補正前、1億6,240万円、補正後、1億8,930万円でございます。

以上で、説明を終わります。

○木村議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 9ページの防災センター設計委託に関して幾つか質問します。

1つは、2,000万の財源のうち、緊急防災減災事業債1,800万と、残り200万は何かということです。その前に、8ページにあります緊急防災減災の災が債権の債になっていますので、私も勘違いをしました。債権が減るのかなど。防災は災害の災ではないのですか。それが、1つ目です。

2つ目は、国の緊急防災減災事業債の対象となる条件はどのようなもので、この設計委託は対象になるのかというのが疑問になってきます。そして、その場合、事業全体が認可されて適用されて、初めてこの設計委託も含めて補助対象になるのではないかと。全体がオーケーにならなかつたら、この分は単独で町が負担してしまわんならんことになるのではないかとという不安がありますが、その点、これも対象となるということなのか、これが2つ目です。

3つ目は、全協でもいろいろ論議がありました。役場庁舎全体をどうするのかという視野に入れて、必要性などが提起されました。そこで、中長期のビジョンと緊急を要する手当の部分に分かれています。ですから、議会、行政、双方とも検討委員会を設置して、大きな事業です、また大事な事業となります。知恵を尽くすというのが大切になると思いますが、検討委員会をつくる用意があるのかどうか質問いたします。

4つ目には、8ページの繰越金2,031万6,000円は、出納閉鎖が過ぎたので、内定額として理解してよろしいか。それとも、収入、支出を合わせる、あくまで仮の予算ですので、仮の予算額と見ていいのかどうか、お答え願います。

それから、この部分は公金着服横領事件に関して、従来の説明によれば、この2,000万円には着服額は含まれていないというように理解するわけですが、それとも、K容疑者の着服は簿外処理、伝票隠滅処理であるわけですから、不明だが別の金額が存在する、つまり、簿外で着服額が繰越金として残ってくるのかどうか。これのご説明をお願いします。

それから次は、続けて。1議案に3回しか質問できませんので、1回で質問します。

9ページ、フェンスの整備事業ですが、ゆずの生産拡大、事業推進を図ると説明を聞きました。担い手の明確化、責任の明確化が以前の不祥事、不明

朗会計の教訓をふまえるならば、農業生産法人の設立を指導していかなければならないと思いますが、その用意があるかどうか。

それから、官民協働事業が2カ所出てまいります。これが、どういうものなのかという点をご説明してください。

それから、最後に。地方創生推進交付金の対象事業が計上されています。それで、要綱を見ますと、いろいろ制限があるようですが、今、甲良町で大変要望が強いのは、子育て支援強化策。例えば、給食費の軽減や全ての子どもさんの文具代、各市町で実施が部分的にでも広がっています。それから、保育料のベースそのものを引き下げるといような財源には使えないかどうか、使ってはだめだという禁止規定が国の指導の中であるのかという点、まとめてですが、それぞれよろしくお願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 盛りだくさんの質問をありがとうございます。1つずつ、ちょっと漏れていたら、またご指摘ください。

まず、起債の関係で、2,000万の設計費に対して1,800万、200万のずれです。これについては、防災センターの整備の中身の中で、一部起債対象にならない部分が発生する可能性もあります。いわゆる、事務的に使うという部分で、防災に直接的に関係ない部分については外される可能性があるのもので、その部分について起債対象にはならない可能性があるということをごまえて、一般財源を見越しているということをごまえます。内容によっては、全額が対象になる場合もありますので、それは県との協議ということにはなるとおまいます。

次に、起債の対象事業ということですが、これは、工事費、設計費、あと備品関係。備品でいいますと、大型の発電機であるとかそこら辺の部分になります。ご指摘の設計費、先にやって大丈夫なのかという話ですが、これは、補助金ではなくて起債ですので、今の流れでいくと、1月末から2月初旬にかけて県の方への協議が最終ということになりますので、その時点で見込んでいる経費については起債対象になりますので、いけるということをごまえます。

あと、検討委員会をつくる用意はあるかというご質問やったとおまいますけれど、予算を通していただければ、その後、検討委員会というよりも、皆さんの意見を聞く場ということ、実施設計を行っていく中で意見を聞く機会を何回か設けていきたいとはおまえておまいます。

繰越金については、おっしゃるように着服の分ということは、簿外という言い方がいいかどうかわかりませんが、含まれておりません。実際の数字ということをごまえます。簿外処理というよりは、実際に金額が明らかになっ

た時点で、その分を予算計上するという形になっていくと思います。あえてその分を簿外でどうこうするということは多分ないと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 地方創生推進交付金の関係について、ちょっと説明させてもらいます。

これが、全協でも説明させてもらった新型交付金の要綱が示されましたので、2,500万円が交付金ということで、その対象事業を5,000万みております。その対象事業が9ページの款3 民生費、子育て支援費で官民協働事業1,250万円と施設改修工事500万円、それと、款6の地方創生推進事業で官民協働事業で1,750万円とフェンス整備1,500万円が地方創生の交付金でありまして、それぞれの事業の内容については、担当課の方から説明をしてもらいます。

あと個人の給食費とかに使えないかということですので、全協でも配布させてもらいました、この資料5という国から示された基本的な考え方の7ページに、交付金の対象とならない経費ということがありまして、ここで特定の個人や個別企業に対する給付経費、それに類するものはならないということですので、議員が言われたようなことは交付金の対象にはならないということになります。

以上であります。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 6款の農業費のことをございます。地方創生の関係でございます。先ほど議員が申し上げられましたように、責任の明確化ということで、今現在、ゆず公園の管理組合がやっておりますけれども、今後につきましては、やはり生産法人のことも含めて検討していきたいと思っております。

それと、フェンス工事につきましては、そのゆずを含めた獣害対策ということで、運動公園から第一化成までの1.2キロメートルのフェンスを考えております。それに伴うゆずの生産拡大に伴う委託事業で、ソフト事業でございますけれども、これが1,750万円でございます。ゆずの魅力づくりに向けた計画とか試行事業を含め、また、いろんな販売も含めてそういうようなことを考えております。それと、いろんなイベントを含めて委託事業を考えております。

以上です。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 西澤議員からご指摘のありました起債の文字。済みません。誤っております。減災の災は、災という字でございます。申しわけございません。訂正をよろしく願います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 防災センターのところで、財源を聞いたんです。それで、1,300万の事業債そのものではなく、これは手当てすることから、歳入のところを見ると、繰越金以外はそれぞれ目的のところに入っています。ですから、繰越金の2,031万6,000円が、そのうち200万が不足する財源として、一般財源になるわけですけども、ここから流れるという理解でいいのかなどを聞いたんですが、それでいいかどうか、よろしく願います。

もう一つは、繰越金の2,031万6,000円ですが、これは出納閉鎖が済んでいますので、決算の内定、決算を受けていませんが、内定額でこういう金額が出されたということなのか。それとも、この収支を合わせねばなりませんので、そういう金額として出てきたのかを聞いているんですが、よろしく願います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 繰り越し200万の差の財源ですね。繰越金を充てているということでございます。2,031万6,000円そのものについては、繰越金を、必要経費を見込んだものでございますので、決算はまだ終わっていませんけれど、ほぼ見込みということでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。先ほど産業課長が答えられた1,500万のフェンス整備事業、3月議会の私の一般質問の中で1.2キロメートルということをお願いしておったんですけど、これは答弁の中でできるところから官民の境界線の調査をしていくということで、できるところからやっついこうじゃないかという返答をもらっていたと思うんですけど、一応、予算として1,500万、今回、先にとっておくんですよという意味でよろしいんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 この事業につきましては、国の地方創生推進交付金を当て込んでおります。現在、申請はしているところなんですけれども、6月中ごろに決定されるということですので、その決定されたたちまちにかかっていきたいという思いでございます。

それと、今現在、先にやっぱり予算を通しておかないと、次に進めませんので、先に予算を提示させていただいたということでございます。

○木村議長 ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっとお聞きします。先ほどの答弁におきまして、防災セ

ンターの建設委員会のことなんですけど、先ほどは意見だけを聞くということだったんですけども、建設に関しての、そういったいろんな話し合いとかをやっているって、設計はどうするかとかいうのを、ちょっと僕らの方では提案させてもらっていたんですけど、今の意見ですと、もう設計の方は決まっているということで、あとはもうそれは変わらないということでしょうか、お聞きします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 設計はまだ決まっておりません。基本設計が出ているだけで、ベースを今、示させていただいている段階です。備蓄庫の広さにしても、部屋のことにしても、全体的に意見をお聞きしながら修正を加えていくということになるとは思いますので、規模についても小さくする必要があるのであれば小さくすることも必要ですやろうし、逆にこれが足らんのかやうかということが出てきた場合には、そういったことも意見を取り入れた中で、皆さんの意見を取り入れて実施設計を組んでいくということで考えております。以上です。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 請願第4号を議題といたします。

本請願については、紹介議員を代表して西澤議員から提案説明を求めます。
西澤議員。

○西澤議員 請願を読み上げて、提案にかえさせていただきます。

甲良町議会議長 木村修様。

請願者 団体 甲良・9条を守る会。

代表者 藤谷悟。

住所 甲良町下之郷1461。

紹介議員 山田充議員、西川誠一議員、そして、私であります。

「『安全保障関連法』の廃止を求める意見書」を、町議会として関係機関に提出するよう求める請願。

昨年、町議会は私たちの町民の願いを受けて、安保法制の慎重審議を求め意見書を国に提出しました。先の大戦で犠牲になられた方々、また甲良町の300柱を超える戦死者の方々とそのご遺族に思いを馳せ、「戦争だけはかなわん」、この心を表明されたことに敬意を表します。

日本は、この70年間、戦争をしない国として世界各国から厚い信頼を得てきました。大国でありながら戦争をしかけない国として、まさに名誉ある地位を日本は築いてきたのです。このことは、元自衛隊員やNGOの方々か

らの実感を込めた証言として、昨今リアルに語られています。これこそ、日本国民としての本当の誇りです。

今後も憲法9条の精神を活かしてこそ、世界の紛争やテロの根絶のために、対話、平和外交の先頭に立つことができるのです。

安全保障関連法は、その誇りを傷つけ、憲法の禁じる国際紛争の解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。戦争こそ最大の人権侵害なのです。

そもそも憲法を擁護する義務を負うのは、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員であり、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように（憲法前文）、この憲法は確定されたものです。国こそが遵守すべきものとして憲法はあるのです。

日本の若者たち、自衛隊員たちが海外で殺し、殺される事態が切迫しており、一刻の猶予もありません。私たちの子ども、孫たちのために、責任ある大人としての勇気ある判断を町議会が発揮されることを願っています。

よって、下記の事項について意見書を提出されることをお願いいたします。記。

- 1、安全保障関連法を速やかに廃止してください。
- 2、憲法擁護義務を遵守し、立憲主義の原則を守ってください。

以上です。

付け加えて、提案にあたっての補足説明を幾つかさせていただきます。

安保法制のもととなった集団的自衛権についてであります。名前は自衛と言葉がついています。しかし、集団的自衛権は自国が攻め込まれていなくても、軍事同盟を結んだ相手国が戦火を交える、こういうときに助けに行くという仕組みを国連の1つの仕組みとしています。ですから、ある識者は国連の最大の弱点とも指摘をしているところでもあります。そういう点で、集団的自衛権を行使容認を禁止をしていたことを180度転換して容認するという閣議決定をしたことがもとになっています。

2つ目は、憲法9条に関する歴代政府の解釈、集団的自衛権行使は容認できないというのが、ずっとこの間の安倍内閣以前の歴代政府の見解でありました。この点でも、安倍首相の解釈だけで憲法の中身が変わる。ですから、憲法が憲法でなくなるというのが実態となってまいります。

3つ目に、昨年9月、町議会で可決いただいた意見書で協調していただいたことは、自衛隊の設立、存在はこの憲法9条の解釈とも関連して、専守防衛を任務としていることでもあります。海外で軍事行動、武力行使することを前提としていないのが、日本の自衛隊です。それを180度ひっくり返してしまう法律という点では、存在そのものが私は許されないというように思っ

ています。

最後に、戦争は一度流れが起きてしまえば、とめることは容易ではないこととあります。これは、71年前に終わった戦争を振り返ればわかることとあります。また、アフガニスタンやイラクでの泥沼状態を考えますと、戦争で平和がもたらされる状況では決してないというのが世界の現実です。

安倍首相は従来の自民党とは質が違ふと私は見えていますし、また、多くの識者、また自民党に席を置いた重鎮の方が警告をされています。秘密保護法の制定、盗聴法の拡大、そして、緊急事態状況の制定で人権条項を制限できる、緊急事態を宣言すれば、法律の制定も内閣、首相ができるという条項を盛り込もうとしています。そういう点でも、国民の抑圧、人権を制限し、押さえつける、こういうことにつながる強権的手法が突出しているというように考えています。

ぜひ、ここは少しでも戦争に進む危険を残してはあかんと。それから、戦争だけはしたらあかんの1点で、それぞれの所属や立場は違うと思いますが、この点で協同をして、共通をして議会在が声を上げる、政府に意見を上げていくというのが非常に大事だというように思いますので、議員諸氏の皆さんの賛同をお願いしまして、提案説明といたします。

○木村議長　ここで、お諮りします。

これより審査願います請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

委員会に付託することに異議がありますので、起立によって採決いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前10時35分　休憩)

(午前10時50分　再開)

○木村議長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

産業課長。

○川嶋産業課長　先ほどの答弁の中で訂正をさせていただきたいと思ひます。

国の地方創生推進交付金の採択のことですけれども、6月中ごろということで答弁させてもらったと思うんですけども、6月中ごろが申請の受付でございます、それ以後に採択されるということで、申しわけございません。訂正させていただきます。

○木村議長　ここで、お諮りします。

請願第4号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の

付託を省略することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第4号は委員会への付託を省略いたします。

○木村議長 それでは、説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 請願に賛成討論をさせていただきます。

まずは、戦争はだめだということであります。それと今、安倍さんが出されている安保法制の中身は、やはり中東やとかそちらの方をめざしているかと思うんですけど、私は専守防衛論者です。やはり、専守防衛に徹すべきだということを思っております。

今、近くでは北朝鮮の問題、ミサイルを撃っているわけですよ。現実、それに対する迎撃態勢がほんまに信用できるもんかどうかと、いろんな問題があります。やはり、専守防衛に徹して、やっぱり防衛力を高めていかないかんだらうと、攻められたときにどうするんだという問題等がいろいろあるかと思いますが。それとか、中国は南シナ海で問題を醸し出していますし、日本にとっては東シナ海のカス田の開発の問題とか、やはりいろんな約束事が守られていません。いずれ勃発する可能性があるかもわかりませんが、やはりその辺は専守防衛に徹すべきだと思っております。

その辺で、強硬論者として私は言われるんですが、やはり、そういうところの防衛力を高めるためのことはやっていかないかん。ただし、攻めてまでいっては絶対いかんということだと思いますので、私はこの案に賛成討論とします。

○木村議長 ほかにありませんか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。ここで述べられているように、戦争、これはどういう立場の人であっても、全員が反対しております。これは確かな事実でございます。私も戦争に対しては反対いたします。

ただし、今回提案の安保法案、これが戦争に直接結びついているという意見に関しては多少疑念がございます。先ほど、西川議員からありましたけども、中国、北朝鮮、国際社会に対して理解できない動きをしていると、今そういう現状がございます。日本一国だけで自国を守ること、なかなか難しい

と思っております。同盟国と集団的自衛権にてというところでの対応が必要になってくると思います。

私は、この安保法制案、全面的に賛成という立場ではございません。そして、拡大解釈することも反対はしております。しかし、国民の命と安全を守るために、最小限度の活動は認めるべきであると思っております。そういう意味で、この安全保障関連法案の廃止を求める意見書に対しては反対とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、請願第4号を採決いたします。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択することに決定いたしました。

次に、日程第17 発議第4号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、野瀬議員の除斥を求めます。

(5番 野瀬議員退場)

○木村議長 議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第4号 平成28年6月6日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 阪東議員。

賛成者 同じく、丸山議員。

甲良町議会副議長の不信任決議案。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

○木村議長 本発議については、阪東議員から提案説明を求めます。

阪東議員。

○阪東議員 甲良町議会副議長の不信任決議について、朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

まず、本議会は甲良町議会副議長、野瀬欣廣君を信任しない。

以上、決議する。

平成28年6月6日。

甲良町議会。

理由。

3月議会において発議した、北川豊昭町長に対する問責決議および町長の解職請求署名の理由に、「町長が当選町議にビール券を贈与し、公職選挙法に抵触する不祥事を起こしました。選挙の初歩の常識も知らなかったという人が町長に居座っていることは全く許すことができません」と述べているが、野瀬欣廣議員自身も当選議員に各、清酒2本を配ったのはいかがかとする。

町税務課職員の税金横領事件が、被害額確定、実証の都合で告発、逮捕に時間がかかっている事情を知りながら、大げさに町民をあおる言動を行い、町長の管理監督責任を過剰に追及している。

署名活動に失敗したら、「甲良町民全員が町長も町長やけれども、町民も町民やと笑いものになる」「甲良町民として恥ずかしくありませんか」との吹聴、宣伝は、あまりにも町民を見下げ、愚弄した言動ではないか。

解職請求に反対する6人の議員が配布したビラに対して、書留内容証明郵便で、「これは町民に対して、署名簿は今でも北川町長擁護派が閲覧できるから、誰が署名しているかわかるぞ。そうしたら村八分だ。それが嫌なら署名するな。署名をした者はすぐ署名したことを申告しろ。そうしたら、署名を取り消してやる。署名したら村八分だと言っているのに等しいものであり、直ちにこのビラを撤回し、町民に訂正、謝罪をしてください。私たちは、この行為を彦根警察署に告発します」と卑劣にも悪質な例えを引用して脅しをかけてきたこと。

町民を扇動し、町民に不安と動揺、そして混乱を引き起こしただけの町長の解職請求署名活動、前後の見境もなく、ただ気分、感情で突っ走っただけの署名活動は、途中で投げ出し、取り下げるという醜態を演じる結果となった。しかし、町民を欺き、町民に多大な混乱と迷惑をかけた責任は重いものがあります。とりわけ、解職請求を共に主宰した野瀬欣廣議員の責任は重いと言えます。

以上のことから、野瀬欣廣議員の責任を鑑みたとき、議員辞職が相当と思慮されるが、本件に至っては公正、中立でなければならない副議長の職を辞することを求めて決議とする。

冒頭に言わなかったことがあります。説明の前に、議長に許可を得ておりますので、事務局から追加資料を配ってまいりますので、よろしく申し上げます。

今ほどお配りしましたのは、内容証明つきの郵便です。中に今の不信任決議の文面と同じ内容が記載されています。また、町長にビール券というものを言っておられますが、その当選について野瀬議員も一応、清酒を配ってい

るところの補足資料になっております。

いずれにせよ、議員というところについては、お互いにやはり切磋琢磨し、意見の違いをぶつけ合うということが大切だと思います。そういった中で、やはりそういう内容証明つき郵便で、基本的にはこれ以上やるなという脅かしに過ぎないような文面を送ってくるというのもちよっといかなものかなと思っております。そういった意味で、不信任決議をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○木村議長 阪東議員の提案説明に対して質疑はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 質問が1議案について3回しかできませんので、私も、これは阪東議員だけに質問項目をお渡しします。

それでは、阪東議員の提案に対して質問をいたします。

決議案全体を通して、見解の相違を議員辞職とか副議長不信任に相当すると結びつけることに無理があると思っています。

具体的には、1つに、ビール券云々に関して、今年4月1日付で発行者、代表を木村修議員として、あと5名の議員連名の議会報告では、このことに関し、「これを機会に反省をいたし、今後、謹んでまいります」と書かれています。今回、辞めるべき不信任の理由に上げていることと矛盾するのではありませんか。

2つ目。「告発、逮捕に時間がかかっている事情を知らながら」とありますが、時間がかかり過ぎているという認識は、町民なら多数の方が思っているにもかかわらず、提案者は時間がかかってもやむを得ないと思っているのかどうか。町長の姿勢を容認しているように感じられますが、どうなのでしょう。

3つ目。この不祥事を批判する立場は、副議長としてはふさわしくないと考えておられるのでしょうか。これは、税金着服事件に関する不祥事のことです。

それから、4つ目に大げさ、過剰にと、この問題でも表現がありますが、それぞれこの表現となる根拠と理由を示してください。

5つ目は、解職請求にかかわる記述のところ。内容証明郵便の文書を引用して、「言っているに等しいもの」と、野瀬氏らの判断、認識を示しているに過ぎないものと思います。それを「悪質、脅かしをかけ」という表現は、何をもって悪質であり、何をもって脅かしなのか説明してほしいと思います。

6つ目に、案文の下から2つ目の段落で述べているところは、解職請求を町民に呼びかけた中心者の自己点検が必要な部分だと、私自身は思っていま

す。そして、取り下げのチラシで、「これ以上、混乱を避けるため」と述べているように、町民からの批判は野瀬議員自身が背負って、信頼回復に努めるべき課題だと思います。しかし、地方自治法に基づく行為、権利の行使が成功しなかったからといって、議員を辞めるようにとか、信任できないとかいう理由は相当ではないというように考えるものですが、提出者の見解を説明していただきたいと思います。

7つ目は、一番下の段落で、「公正、中立でなければならない副議長」とありますが、議事運営の任につかないときの副議長、もちろん議長も含めてであります。自己の政治信条、政策などに基づく言動まで制限されると考えているのでしょうか、説明をお願いいたします。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 西澤議員の質問にお答えをさせていただきます。

1番目に、木村議員からの連名の、5人の議員に対して、今回辞めるべきという不信任案に上げていることについては、基本的には我々も含めてそういうふうな、前回、私の前の議員につきましても、やはりそういうのを慣例として受けとめておりました。そういったところについて、私もお配りをさせていただきまし、もらいました。そういった意味では、要は自分がやっているからこういうふうなところに出すというのはいかがなものかなと思っております。

もう一つは、町長の姿勢を容認しているのではということについて、不祥事は誰も容認をしておりません。基本的には、今後、不祥事について確実にやはり町の方に対しても、これからその内容について追及をしていくと思っております。

3番目に、不祥事を批判する立場は副議長としてふさわしくないと考えておられるのかということですが、やはり副議長という立場というのは、公平、公正という、お互いにいろんな、やはり議員同士、また会派同士、そういう形で理解を求める、また理解を求めて中立な立場で臨んでいくというのが、本来の姿だと考えております。ただ、それは全てという意味でもないんですけれども、是が非でも議長、副議長という立場については、そのように臨んでいただきたいと思います。

それと、4番目に大げさ、過剰にという表現がありましたということですが、大げさ、過剰な表現というところについては、要は今のビラの方が大げさ、過剰で表現をしていると私は思っております。我々が配ったビラは、下2段ほどが、要は署名をできることならお断りしてくださいという文面があったと思うんですけれども、それを村八分だというような過剰な表現をしたのは、やはりその内容証明つきの方じゃないかなと思っております。

5番目に、解職請求にかかわる記述の中で、それが悪質な脅かしの例えということで今の説明になっております。議員を辞めろとか不信任という形のもの、理由を相当でないように考えられる見解というのは、もともといろんな、我々の中でも議員辞職が相当という意見もありましたけれども、これについては議員辞職。まずは、公平、公正のところでやはり中立を求めたいということで、副議長の職をまずは不信任案を成立させようという思いから私の提案となっております。

あと、この内容で言動まで制限をかけるかというのが、言動に制限をかけているのは、要は私が先ほど言いましたように、いろんな議会とかそういうものについては、やっぱり民主主義でなければならないと。いろんな意見の中から、それはヘイトスピーチみたいなおかしい意見はだめですけども、やはり、思っている理性的な意見を述べて、それで戦うというのは当たり前と思っていますので、制限するものではありません。

○木村議長 ほかにありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 7点について、質問の趣旨の正確さを期するために文章を作成をして、お渡しをしたつもりですが、私の疑問に何らまともに答えていただけていないですね。

つまり、1番で聞いているのは、あなたたちが出した文書と今回の決議案、これは矛盾するのではないかと聞いています。その答えはありませんでした。

それから、「告発、逮捕に時間がかかっている事情を知らながら」、これはもう町長、与党だから知っているんかもわかりませんが、そういうこと自体が町民レベルではないと思いますね。つまり、こういう着服事件を起こして、逮捕もされない、どうなってんねやと誰もが思います。そして、町はこのことについて告訴しないのかと思っています。それを阪東議員は議長、副議長は慎むべきだと言いました。しかし、議員は町民に選ばれて選出され、町民の代表として町行政を監視し、監督するというのが大事な仕事です。ですから、こういう不祥事、一般的に僕はしません。こういうことが起こっているときに、あかんやないかということで論陣を張る、そして、町民に訴える、こんなことが起こっている、こういう解決が必要だということは、副議長は慎まなあかんのですか。その回答をお願いします。

それとも関連しますが、7のところ言えば、公正、中立は議事運営そのものです。つまり、議員が平場でいるとき、ないしは議長の席をおりたときは、議長、また副議長の思想信条に基づいて発言ができます、討論ができます。現在、木村議長が議長席におられますが、自分がしゃべりたい、討論し

たい、質問もしたいときは、副議長と交代をして発言をすることができます。それは、やはり議員が1人として対等、平等に行政の側のいろんな問題、不祥事だけではありません。いろんな政策提言もあります。議長がしゃべりたいと思ったときは、平場においてしゃべることができますし、議場外でその政治信条を展開することが自由にできる、このことについてはどう考えるのか、改めて質問いたします。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 1番目の不信任案の理由で矛盾していると、木村議長の提出のビール券について、これは矛盾しているということで、私は矛盾はしていないと思っております。これは、わたしの意見です。

それと、もう1点は今回の町長の姿勢を容認しているかという、町民もやはりそういう姿勢を容認している人もおられますし、容認していない人もおられると思います。そういった中で、これはやはり議論の中で不正に対しては毅然として向かうことが、やはり議員として当たり前のことなんです。これはこれなりにやはり追及もしていきたいと、先ほど答えましたように、追及もしていきたいと思っております。

それと、副議長も一応、議員とやはり同じやと思っております。ただ、思っているんですけども、ある程度、議会のまとめ役としての誠意はあっていいのかなということで、今回、公正、中立という立場という形のものの見解を上げさせてもらったといったところです。何もそれを逆に脅かしをかけているわけでもございません。

○木村議長 11番 西澤議員。

○西澤議員 最後の7番ともかかわるわけですが、副議長が自分の発言を慎むべき、これはやはり容認できないというように思います。阪東議員が、町が間違った施策や町民の利益に反することをやっても、まあまあという姿勢がうかがえてなりません。

そこで、最後の質問ですが、私自身としても、この解職請求を始めたこと、それから、解職請求をそれで断念をしたことについては、大変批判も持っていますし、だからこそ参加、加入することはありませんでした。お誘いはありました。しかし、町長というのは議員の解職とはまた違います。1人しかおられません。それを辞めさせるからには、次の体制を考えねばなりませんので、その点で法に基づいた、これは自治法に定めた解職です。こういうことをやる、やらないは議員の裁量の範囲、また決議案に展開されていることは、意見の相違に過ぎないというように思いますが、それを辞めさせる、辞めるべきだという点では矛盾すると思いますが、最後に見解をお願いします。

○木村議長 阪東議員。

○**阪東議員** 辞めさせるというような決定的な要因については、書留郵便の内容、今、別紙でお配りしましたこともありますし、そして、普通はいろんな形、やはり、それは最終的には今後そういうビールとか贈与という形のもの
は慎むべきだろうと
思っております。そういった意味で、やはり自分の結果という
ようなものを見ながら、やはりそういうような形で提案するということ
でありますし、野瀬議員がやはり自分もやっ
ていながら、町長だけを一極責める
というのは、これもおかしい話ということで、不信任案に値するかな
と
思っております。

○**木村議長** ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** この「解職請求に反対します」のビラ、また、池寺で配った
ビラにも書かれています、最初、池寺では署名簿は閲覧できますと、続きま
して、署名簿はどなたでも閲覧ができますと、このように書かれたことによ
って、やっぱり町民の方は村八分になるとかいうことで、脅迫とみてとった
方が当然います。こういうような文章をつけたことに対しては、どのように
思っているんですか、お答えください。

○**木村議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 文面の下段2行については、村八分と1行も書いておりません。

○**木村議長** ほかにありませんか。

4番 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 私の言ったのは、書いている、書いていないでなしに、そう
いうふうに脅迫にとった町民の方が多くいるということを書いていたんです。
こういうようなことをつけたことに対して、やっぱり混乱を招いたというこ
とを言っているだけであって、八分と書いていないとか、書いていると言っ
ていないので、もうそれに対して答えられなければ、もう結構です。

以上です。

○**木村議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 書いていないのは事実なので、それをどう解釈するというのは、
やはり読んだ人の、例えば新聞記事でも読んだ人の考え方、脅迫になるかな
という形のもので、考え方もあると思います。だから、例えば警察へ告発す
るとか、そういうのはもう脅迫に等しいと思うんやけど、読んだ人の中で、
それは山田裕康議員がそう思っておられるという形で思います。

○**木村議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**木村議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 今の阪東議員の回答をみても、野瀬議員の認識を示したわけですよ。つまり、それで町民を脅し、また解職請求に反対をしている議員に脅しをかけているわけではないですね。確かに、これは警告となっています。私たちはこういう手法はとりません。そういう点では批判を受けるのは事実だと思いますが、辞めるべきという内容に当たらないと思うんです。

そこで、町長の解職請求の持つ重い意味をもっとよく吟味してほしかったと私たちは考えています。つまり、議員のそれと違う決定的なところは、町長は1人しか存在しません。それを法的に失職させる手続を始めるには、町政の何を変える必要があるのか、よりよい町政とするためには何が大事なのか、その先頭に立つ次の町長は誰がふさわしいか。それこそ幅広い方々との合意が必要だと考えています。そのために、私にも誘いがありました。そういう場を設けるべきというように、その都度、提案をしまいいりました。そのためには、それ相応の準備が必要だったと思います。私どもは、その準備が整っていない段階でスタートされたので、運動に加わることを行いませんでした。この案文で当たっているところは、野瀬議員の自己反省の範囲内だと考えます。

そこで、具体的には先ほども言いましたが、意見の相違、見解の相違を、A議員辞めよ、B議員辞めよというようになってきますと、見境がつきません。そういう点では、その論議の範囲を超えるべきではないというように思っています。「告発対応に時間がかかっている事情を知りながら」とあるわけですが、これは時間がかかり過ぎているということは、私たち議員としては当然かかり過ぎているので、どうしたんやというのは追及をし、質問をします。これは当然の、議員としての権利でありますし、それが過剰、そしてことさら大げさというように、それはあくまでこの提出者ないしはその提出者を擁護する議員の皆さんの考え方だというように思うんです。

そしてもう一つは、解職請求にかかわるところですけども、これも先ほど言いました野瀬議員の認識にかかわるところを述べたところです。ですから、直接6人の議員に脅しをかけたわけでもありませんし、逆に6人の議員が憲法に基づく、また地方自治法に基づく解職請求の手続、運動自体を敵視するというにほかならないわけですから、言論は言論で対応するというのが大事なことであります。

そして最後に、議長、副議長とも議員の前提であります。副議長の場合は、議長が事故あるときというように、議場での整理が議長が事故があったときに整理をするところ、また議事進行のところ、また行政の側からいろんな提起があれば、調整役で行います。しかし、それ以外は政治信条に基づいて行

動し発言をし、議会報告なり自由に発行して構わない部分であります。ただ、阪東議員が言われているように、行き過ぎた部分、これは私も内容証明を見て、こういうのは町民に受け入れられないというように思いますが、それを辞職ないしは不信任の理由にすることには当たらないということを改めて述べて、討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

8番 西川議員。

○西川議員 8番 西川です。反対討論とさせていただきます。

議会というのは、1つ、行政を監視する立場あるいは町長の行動を監視する立場にあるのが議員だと私は思っております。議員については、権利、行動、言論の自由、そういうものが保障されているわけですから、皆さんが出されているやつもそれぞれの意見だと思うんですが、野瀬議員のやられていることもそれぞれの意見という形であろうかと思えます。

私も内容証明つきの手紙なんかも何通かいただいた覚えはありますが、一々それを目くじら立ててやるとかいうようなことは今まではしておりませんが、やはり議員として当然のことで行動された、それなりの思いの主張の中で行動されたということを思っておりますので、不信任には値しないと思えます。

○木村議長 ほかにありませんか。

7番 宮寄議員。

○宮寄議員 7番 宮寄です。私は野瀬副議長不信任決議案に対して賛成の討論を行うものであります。

今、反対討論を聞いておきますと、確かに言論の自由、どのような行動をしようが自由は許されるものであります。ただ、解職請求をやったから気に入らないとか、そういうものではありません。それは、町長にも反省をしてもらわなければいけないところも多々あると思えますが、今、私のこの発言は断腸の思いであります。

平成28年2月5日、甲良町の新議員による第1回臨時議会において、議長、副議長の選出にあたり、木村議長、野瀬副議長が推挙されました。新しい議会の中でまさにこれからのご活躍に期待した議員の1人として、たった4カ月もたたない今日、野瀬副議長の不信任決議案を提出し、辞職を迫らなければならない賛成討論をすることにまことに残念でなりません。野瀬副議長は就任挨拶の中で、先輩議員が沢山おられる中での副議長就任ということで、責任の重さを痛感いたしておりますと述べられております。また、挨拶の最後には甲良の再生、これを実現して、最近悪いニュースばかりでしたけれど、一日でも早く他町に明るいニュースが発信できるよう、微力ではございますけれども、尽力したいと思えますと。それは、皆さんのご協力がなけ

ればなりません。ご協力をよろしくお願ひいたしますとも述べられております。他町に明るいニュースって、町民を大混乱させた町長解職請求のことなんでしょうか。昨年はねじれ議会とも言いますか、ここであえて与党、野党の文言を使わせていただきますが、与党少数とはいえ町長は大変ご苦勞の上、町政運営をされてきました。町政は一時たりとも停滞は許されず、町民生活の安全、秩序を守ることは、政権を付託された我々の職責でもあると確信しております。だからこそ、議会運営に真摯に取り組んできたと自負するものであります。

野瀬副議長の副議長としての見識および指導力の欠如は、以下述べるごとく明らかであります。野瀬副議長をこのような事態に追い込んだ真の原因は野党議員の常軌を逸した議会運営にあるのではないのでしょうか。したがって、この不信任決議案は野瀬副議長1人に向けられたというよりも、野党議員一人一人に向けられたものとして重く受けとめていただきたいものであります。

それでは、なぜ今回、副議長に不信任を突きつけるのか、その理由を2つ述べます。

まず1つ目は、不信任決議案の最初に書かれているビール券のことですが、野瀬副議長は平成28年3月22日の発議第3号 北川豊昭甲良町長に対する問責決議案を賛成者、山田裕康議員のもとで説明されていますが、その中に、ここはマスコミの人もよく聞いておいていただきたい。1月24日の投開票の甲良町議会議員選挙の当選者に、町長がビール券を贈与したことが新聞報道されました。公職選挙法に詳しい神戸学院大学の教授は、「いかなる名義でも寄付したことに変わりなく、公職選挙法に抵触するおそれがある」との見解を示しております。これは、町長は慣例になっている、うかつでした、軽率でした、不注意でしたとのコメントを出しておりますが、言い訳として言えません。この件は言い訳で済まされるものではありませんと説明されております。ということは、野瀬さんご本人は公職選挙法をよくご存じだということなんですよ。野瀬副議長はここまでよくわかっていながら、野瀬副議長自身が当選議員に清酒を配っておられます。確信犯なんではないか。わかっていて選挙違反をしたわけなんですか。この場合の罪はどうなんではないか。確信犯は重いんじゃないですか。ビール券と清酒の違いは何でしょう。券と現物、一緒ですよ。券はだめで、現物は丸なんですか。皆さんの手元に配布されている提出物、それが野瀬としか書かれておりませんが、ご本人は私のじゃないと言われればそれまでですが、ここは裁判所の証言台ではないので、これ以上の追及はしません。

次に、2つ目に行きます。決議案の中段に「6人の議員が配布したビラに

対して、署名簿は今でも北川町長派が閲覧できるから、誰が署名しているかわかるぞ。そうしたら村八分だ、それが嫌なら署名するな」と言っているに等しいものであります。誰が言ったんですか、村八分。もう死語じゃないですか、村八分って。今どこで村八分って使っているんですか。あまり聞いたことは最近はありませんけど。人権意識が欠如しているんじゃないんですか。勝手な思いでさらに臆測を加えて、彦根署に告発すると脅しをかけております。私は脅しと受け取りました。まことに残念であります。

町長解職請求署名活動においては、結構なことです、それはそれで。3分の1に達していないとわかると、いろいろと言いつけを並べて、あと少しのようなことまで言っております。署名した人の中には、理由も言わずに友達だから署名してくれと言われたという人もいると聞いております。実数はかなり不足していたという、あくまでもうわさですが聞いております。これは、隣の豊郷町の皆さんも、なぜそんな豊郷町の人知っているのか、500票ほど盛ったんじゃないか、実際は1,000票あるかないかとか、なぜ1,800票もいって、もうちょっと頑張らないのか。あと二、三百、10日前に取り下げるということはおかしいだろうと。普通ならあと二、三百や、頑張ろうになるはずなのに、1,800も集まったら。これ以上は、取り下げなされたことですから、責めませんが。町民を混乱に陥れたのは事実であります。副議長の職責を考えれば、野瀬副議長に副議長としての資格はなかったと、断ぜざるを得ません。副議長の職の重みを感じていただきたい。無用というより有害であったというほかありません。厳しい言い方ですが。

ここで、町民の皆様にも聞いていただきたいと思えます。議会運営の実態は皆様方の目には見えないものかもしれませんが、この数年間、甲良町議会で何が起こったのか、事実を正確に見極めていただきたいと思えます。ただし、議会なしで町も町民も発展を遂げることはできません。解職請求のことばかりになりますが、町長はそれなりのペナルティを受けております。1つここで言うておきます。野瀬議員もペナルティを受けるべきではないでしょうか。

長々と以上のことを述べましたが、皆さん、汚い言い方ですが、もう目くそ鼻くその議論はこれで最後にしませんか。無益な議論を言い合うより、町民の皆さんのために今、何が必要なのか、今一度、考えようじゃありませんか。誰々が町長だから反対、誰々が議長だから協力しないじゃなくて、本当に必要な施策、町民のために必要なことがあれば一致団結するときもあるんじゃないですか。私は、そう思っただけじゃありません。本当に長くなりましたが、以上をもちまして、野瀬副議長不信任決議案に対しての賛成の討論を終わります。

○木村議長 ほかにありませんか。

10番 建部議員。

○建部議員 阪東議員から提案されました不信任決議、5つの理由が掲げてございます。これは全て事実でございまして、この中には偽りがございません。ただ、先ほど質問なり、反対討論の中で述べられていることは、提出者との見解の違いであります。決して反対だから正しいとは言い切れません。

まず、私は2点ほどその内容について、もう一度触れておきたいと思えます。

町長のビール券の件ですが、これは金券とか、またそういうカード、要するに商品券であります。そして、野瀬議員が当選議員10名ほどに配られた当選祝いは清酒2本であります。清酒2本とビール券とは質が違うんですか。自分はそうしておきながら、町長にはビール券配って何たることやと。公職選挙法の初歩も知らないのか、そういうやつが町長に居座っているのは許せんというのを堂々とあの人はビラで出しているわけですね。そういう内容。

そして、もう一つはこの内容証明、書留郵便で来た内容であります。この封筒、野瀬欣廣議員の住所、氏名の書いてあるところにわざわざ丸印をしてある。そして、この文面の最後、住所、氏名の段は、野瀬欣廣議員の名前が最初に書いてあるわけです。これは何を意図しているか。本当は前回の解職請求の代表責任者は上田栄一氏であります。でも、野瀬議員というか副議長は、それも内容たるや本当にひどい内容での内容証明であります。これは、私たちは6人が町長の解職請求に反対するビラを出しました。その中には2行、解職請求、極力署名をしないでいただきたいというお願いと、その署名簿は誰でも閲覧できますという文言を入れてあったんです。誰でも閲覧できる、これは縦覧という言葉が正しいんですが、でも、その閲覧できますという法の精神は、本人の意思じゃなくて、自分は署名もしていないのに署名簿に上がっているという方々が、その縦覧期間中にその閲覧をして確認をする。実際は署名していない、そしてまた、その署名をしたけれども、取り消しているのに、取り消してもらっていない、そういう方々が閲覧することによって、そのことを確認するというためにも、誰でも閲覧できますということがあるわけでございます。そういうことを考えると、私たちが出したビラが閲覧できますというのも、あたかもそれが脅迫だというようなことを言われて、そしてこの内容証明の内容になっているわけですね。

内容証明の下の方なんです。法律の精神をどのようにお思いか知りませんが、1枚目の下から4行目あたりから「署名権者をかどわかした」と。私たちはかどわかしても何もしていません。「偽計、詐術等不正の方法をもって、署名の自由を妨害した」、偽ってうそをついて、詐欺まがいのことをして、

そんな不正をしたり、そして、署名の自由を妨害した、そんなことも一切や
っていません。「特殊の利害関係を利用して、署名権者を威迫した」と。決
してそんなことはやっていません。「それに当たる」と書いているんです。
それには、「懲役4年だ。そのことによって、直ちにこのビラを撤回して、
町民に訂正、謝罪をしてください」としているんです。私たちはそんなこと
もやっていない。けれども、その法律を悪用して、そんなことをしていない
ことをわざわざ上げて、4年以下の刑罰に値すると。これは、脅迫じゃない
ですか。私たちは貴殿のこの行為を彦根警察署に告発すると書いてある。告
発してくれたらよかったですよ。こういうことを書いているというのは、
これは出した6人の議員に対する脅迫じゃないですか。こういうことを送り
つけてきている、わざわざ封筒には丸印をつけ、そしてその文書の頭に野瀬
欣廣副議長が出しているわけです。このことは許せることでしょうか。少な
くとも議員辞職が相当であるけれども、あえてここは副議長の不信任でとい
うので、阪東議員からの提案であります。

よって、私はこの提案については賛成といたします。

○木村議長 ほかにありませんか。

9番 丸山議員。

○丸山議員 私も賛成者の1人としまして、やっぱり西澤議員が言われる、議
長に事故があったときの副議長と言いますが、副議長という立場では、議会
運営委員会の委員長、広報委員会の委員長、非常に大事な委員長を持ってお
られる中で、先ほどもこの文書に書いてあるように、公正で、中立でいかな
ければならない、同じ議員という中でもやっぱり正副議長はちょっとそこは
重い立場で考えて発言をしていただきたいなと思います。

これも、私たちというか何人かでしゃべったこともあるんですが、やっぱ
り町を混乱させて、途中でやめたというこのリコール問題に関して、例えば
6月議会の始まりであっても、野瀬副議長からの、町を騒がしたことに関し
ては、迷惑をかけましたと、一言、謝罪というか、これは私たちではなしに、
町民にでもするべきだと思うんですよね。こういう言葉がない中、やっぱり
これは、阪東議員の提案になりますが、賛成者の1人となったわけでござ
います。だから、賛成討論とさせていただきます。

○木村議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○木村議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りします。

発議第4号に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○木村議長 着席願います。

可否同数でございます。賛成5、反対5でございます。

可否同数の場合は、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が採決するとあります。

したがって、発議第4号については、議長は可決と採決いたします。

ここで、野瀬議員の入場を許します。

(5番 野瀬議員入場)

○木村議長 ただいま野瀬議員が入場されました。

ご報告申し上げます。発議第4号は可決されたことを報告します。

野瀬議員、ただいまの報告に対して発言はありますか。

5番 野瀬議員。

○野瀬議員 退席中にどんな議論をされたのかわかりませんので、この提出された不信任決議案の文面だけで意見を述べさせていただきます。

まず、不信任理由に、私が清酒2本を当選議員に配ったということがありますが、これから一緒に仕事をしていく仲間に、一緒に頑張ろうという気持ちで配りました。慣例とはいえ、あまり好ましくない行為であったとは思っております。私以外にも、議員同士で清酒を送ったり、そして、受け取ったりした議員は多くいます。今後は、この慣例は廃止する方向で進めていきたいと考えております。

また、税金横領事件、署名活動の件、そして、内容証明郵便の件は、全て町民の立場に立って議員活動を行ったところであります。特に悪いとは何も思っておりません。悪いものを悪いと言って、不信任決議をかけられるのはいかななものかと思っております。

最後のまとめの部分で、町民を扇動し云々という部分がありますけれども、これだけいろいろな問題を起こしている北川町長は認められない、何とかリコールの活動をしてほしいと多くの町民の後押しを受けたもので、これが民意であるということを理解できない提案者には残念でなりません。また、町民を欺き、町民に多大な混乱と迷惑をかけたのは、そもそも誰なのでしょう。論点をすりかえていませんか。事実をねじ曲げて不信任という提案を出してくること自身、町民を無視した行動であると考えております。

以上、事実誤認というところが大分あります。そういう理由でありますので、副議長を辞職するつもりはございません。

以上です。

○木村議長 お昼休憩にしたいと思えます。午後は1時から始めたいと思えます。一般質問から始めたいと思えます。暫時休憩します。

(午前 11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○木村議長 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第18 一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により1人35分以内とします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

それでは、6番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、通学安全対策について伺います。

一昨年、通学路のグリーンベルトの表示を提案させていただきました、昨年より本格的に表示をされておりますけれども、まだ完了には至っていないというところがございます。今後の計画および完了見込みはいつごろになるかご説明いただきたいと思います。現状の進行状況は計画に対してどれぐらい、何%ほど完了されているのか含めてお願いしたいと思います。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 グリーンベルトの施工でございますが、東学区が3路線、西学区2路線を全部で施工することになっております。全工程3,460メートルのうち、昨年27年度は1,910メートル、今年度につきましては、この続きを1,100メートルを実施する予定で、残りが450メートル、この分を来年度で完了する予定でございます。今年度の施工で大体87%が完了の予定になります。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 当初は、1年ぐらいで完了するということをお聞きしとったんですけども、補助対象の都合で延びましたということもお聞きしました。なおかつ、また次年度に延びるとい背景はどういうことなんですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今年度につきましても、全体枠の60%しか付きませんで、若干の残りが残ったというところがございます。交付金が6割しかもらえなかったというところがございます。

○木村議長 阪東議員。

○**阪東議員** 要は、交付金というよりも、自分とこの金がないということですよ。要は、補助金に対して何%ということで交付を受けると思うんですけども、それに対してやはり、自分たちの調達予算がないという形で次年度に延びるという意味ではないんですか。

○**木村議長** 建設水道課長。

○**北坂建設水道課長** いいえ。交付金が60%というところで、全体事業費が下がってきたというところでもって、単費でもつというところの部分も当然減ってはきておりますけども、予算上は確保できているんですけども、交付金が少なかったというところでのみのことでございます。

○**木村議長** 阪東議員。

○**阪東議員** できるだけ早く完了をしていただきたいと思います。

そしたら、丸の2つ目。通学路の安全点検について、直近の点検の状況をお聞かせ願いたいと思います。

過去の質問の中で、京都の亀岡、通学途中で車が突っ込むという大事故があったわけですけれども、彦根警察署も含めて甲良町長も同席の状態で、甲良の方も通学路の点検をその時点ではされたように記憶をしております。直近では熊本で大きな地震が発生しており、日本という国は地震大国、そういった中で、通学時間帯でも地震に遭遇するというのもあろうかと思えます。そういった中で、やっぱり交通安全だけじゃなくて、塀の倒壊とかそういう点検をちゃんとなされていなくて、だめやと思うんですよ。そういった意味で、小中3校の危険箇所状況とか。例えば、今言いました地震発生時に倒れそうな家屋の塀とかいうものについて、町の把握というのは今どういうところまで認識をされておられるのかと思っております。質問の中身はそういうことなので、意見をお聞かせいただきたいと思えます。

○**木村議長** 総務課長。

○**中川総務課長** 通学路はできているんですが、いわゆる細かい在所の中とか、各個人の建物の塀まではなかなか今、点検はできておりません。役場だけでもなかなかできない部分もあるので、その辺は例えば自主防災組織あるいは自警団なりと協力しながら、地元とも協力しながら、そういう点検をしていく体制が必要かなとは思っておりますので、そういうことにも取り組んでいきたいと考えております。

○**木村議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 私も通学路をウォーキングで歩いていますと、特に空き家、倒れそうなところがあります。子どもさんがそのグリーンベルトを歩いていれば安全という認識をするのか、そこで途切れたときに、特に家屋についてやっぱりそういう指導をするために、要はここはグリーンベルトではあるけれど

も危険よという認識をやっぱり指導してもらわんとあかんなと思っております。そういった意味でも、当然、その地主にも、空き家のところについては要望も必要やと思うんですけれども、そういうところを先生方も含めて見ていただきまして、今後のグリーンベルトの反映という形にしていただければありがたいなと思っております。

続いて、③の関係で中学校の自転車通学に対する規則と指導について伺いたいと思います。まずは、自転車通学に関する規則と指導はどのようにされているかお聞きたいと思います。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 中学校の自転車の規則につきましては、自転車通学に関する規定というのがあります。入学説明会などで新入生や保護者に対して説明をしております。

指導につきましては、生徒への毎日の指導の中で、安全な自転車の乗り方をするように声かけをしております。朝は中学校近くの横断歩道2カ所に立ちまして指導を行っておりますし、下校時につきましては、各地域へ職員の半数が出かけて、安全確保、安全な乗り方について指導をしております。また、雨の日には傘差し運転をしないようにPTAで購入していただきました簡易レインコート等の貸し出し等も行っております。また、生徒指導通信によりまして、生徒の安全な自転車の乗り方、また改正道路交通法による危険行為が定められましたので、それについての指導もしております。また、夏には警察と連携して、交通安全教室も開催する予定でございます。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 過去、自転車通学に対してはヘルメットの着用もあったようなんですけれども、今現在はそういう義務はされていないということです。大人が守らんやつを子どもに守らせるというのも、これもナンセンスな話なんですけれども、やはりここ数年で、今ほど言われました道路交通法が改正され、またある意味では、若干の滋賀県の条例化もできているようです。とりあえず傘さし運転は危ないので、そこら辺については今後、指導も強化してもらいたいし、それとやっぱり最低限度の法律順守というところについても、PTAを含めて学校教育の中で行っていただきたいなと思っております。

そういった中で、最近2月19日に自転車損害賠償保険への加入を盛り込んだ条例というのが、県の本会議で全員一致で可決されております。背景については、このところの自転車の事故の多額な賠償請求というのが相次いで発生しているというところにあるかと思っております。保険の加入につきましては、周知徹底期間ということで10月1日以降にという形で書かれておった

わけなんですけれども、ただ未加入の人については罰則が設けられていないというところも若干やっぱり義務的なものかなと思っております。そういった中で、中学生の自転車通学における保険の加入状況についてはどのような状況なのかお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 甲良中学校につきましては、全生徒を対象に甲良中学校団体自転車総合保険、P T A賠償責任保険の種類ですが、それに加入をしております。自転車事故による対人、対物を補償するものであります。1事故につき賠償金額は1億円ということになっております。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 今回の県の条例につきましては、保険加入以外で幼児とか中高生、それと65歳以上、我々も適用する年齢になってきたわけなんですけれども、そういう年齢でもヘルメットを着用せえという条例になっています。今後、やはりそういうところもヘルメットが必要になる可能性があるかなと思っておりますので、やはりそういう条例も含めて臨機応変に対応していただければありがたいなと思います。

続いて4番目の防犯ベルタッチ君についてお伺いしたいと思います。

防犯ベルにつきましては、平成17年度に設置されて、かなり長い年月がたちます。そういった中、歩道を歩きますと、タッチ君が並んでおるわけなんですけれども、多くの電源ランプが切れているように思います。電源ランプが切れているというのは、作動するのかせんのかという、玉切れであればいいんですけれども、緊急事態に本当に作動するのかなという疑問を持っております。これを勝手に押すと罰せられますという形で、押すに押せないというところがあるんですけれども、そういった意味で、直近のベルタッチ君の点検はいつごろされたのか。その点検者はどなたがされたのか。そういう記録は書くようになっていないのか。それと緊急作動が年度ごとにどのような状況にあるのかについて、まとめてお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 総合的な点検はできておりません。機器を設置した業者が現在はもうなくなっているということで、実際には町の方が職員なり、あるいはどこかの業者、別の業者にお願いして点検する必要があるんですけれども、昨年もその点検をやるということで計画したんですが、ちょっとできていなかったという状況がございますので、今年度は職員を介して点検をやりたいと考えています。

経年的なベルのあれは持っていないんですが、去年は2件だけ通報がございまして、2件とも、いわゆる押し間違いという形で聞いておりますので、そんな状況です。全部で30基、町内にはついておりますけれど、今年中に一斉点検をやらせていただきたいと考えております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 点検という中で、どの程度点検したらいいのかちょっとわからないんですけれども、やはり作動するという形と、その音圧というか、要はあれは人を呼び込んでくるという音圧ですね。そこら辺が例えば、自分とここで決められると思うんです、町自身で。例えば30メートルぐらい離れたところで聞こえるかという、そういう音圧が正しく出ているのかというところをやっぱりちゃんと検証して、何も業者で点検する必要はないと思うので、職員が点検しに行こうということで行って、1人が鳴らして、1人が聞くということで、パイロットランプが切れておれば、それならすぐに直すのは、インターネットでもアマゾンでもどこでも買える電球やと思いますので、そこらはやっぱりちゃんと保守ということを心がけていただきたいなと思っております。

以上で、通学路の安全対策についての質問を終わりたいと思います。

次に、2番目に情報漏えいに関するセキュリティの対策についてお伺いします。

これは直近の話、3月議会で甲良町行政手続における特定個人を識別するための番号を利用する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例ということで、これは2回ほど否決になっておるわけなんですけれども、そのときに要はこの条例と引きかえに、そういうセキュリティというところについてどう考えているんやということで、総務民生常任委員会でも話はしておったわけなんですけれども、そういう中で要は言われておるには、情報セキュリティポリシーを3月中に作成を行うということでありました。そして、本会議でも説明はあったと思うんですけれども、その後、それは作成をされて、今どのようなところになっているのかお聞かせ願いたいなと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 セキュリティポリシーにつきましては、3月末で作成をしております。セキュリティポリシーというのは、組織の実施する情報セキュリティ対策の方針案の行動計画のことでありまして、職員全体のセキュリティルールを定めたり、どのような情報、資産をどのような脅威から守るかという基本的な考え方、体制、方針、基準を定めたもので、ここまではできております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 情報セキュリティの中で一番大事なものは、基本的にはどの情報を管理するんかというか、全て管理の対象じゃないですよということを前も申し上げました。何か全部やったらそなん今の役場の規模でできるはずがないと僕は思っています。機密をする情報とか、これを漏えいしてはだめだという情報については、各課でリストをまとめていただいて、こういう情報は絶対されてはいけない。それも機密的な重要セキュリティの格付というものがしっかりできていないとあかんと思うんです。そういった意味をやはり今後、そのポリシーの中には是が非でも構築していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 セキュリティポリシーの中で情報管理ですが、ポリシーとしての情報管理の定義というか、考え方ですが、ネットワークや情報システムおよびこれに関する設備、電磁的記録の媒体を管理するのと、あとネットワークおよび情報システムの取り扱う情報ということで、例えば住民票とか年金とか税など、役場の扱っている情報を基本に、どのように管理するかというような基本的な考え方が定められております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 もっと注文をつけたいことがいっぱいあるんですけれども、基本的にはポリシーを3月に作成しましたと。それを今後やはり各課内もしくは庁舎内に展開をしていかんとあかんと思うんですけれども、それについていつごろそういう運用になるのか、また内部コミュニケーションというもので各課の課長さんを含めてそういうものをこのセキュリティポリシーでできますかということ、意見交換会というものをやっぱりしていかなければならないと思うので。運用までにやっぱり少なくとも時間はかかると思うんですよ。そういったところはどう思っておられるのかなということをお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今も言いましたセキュリティポリシーはできておりますが、実際、職員が運用するマニュアルについては、まだできておりません。セキュリティポリシーの中ではこういう視点でマニュアルをつくりなさいという国のガイドラインが示されただけでありますので、今考えておりますのは、9月をめどに職員の運用手順なり、ハンドブックなり、内部監査の手順書を作成していこうかなということ、5月1日に庁内の若手職員でセキュリティに詳しい職員で委員会の立ち上げをさせてもらいました。その委員会で甲良町に合った仕組みをつくってもらおうかなということ、動きだし

たところであります。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 9月以降になるということで、実際の運用はもっと遅れるかもわかりませんが、ある程度やっぱりそういう内部的な監査も含めて、状況がどうやったかというところについても早急に作成していただいて、運用を図っていただきたいと思います。

それと、IT、職場のインターネット、またイントラネットに関しての物理的な対策は、進行状況はどのようなところまでいっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 27年度末の状況ですが、イントラネットを扱うパソコンと個人情報扱うパソコンを分離しておりますのと、あとマイナンバー制度に伴いまして、48業務あるんですが、そのうちの総務省分の改修は終わっております。ハード的にはそれだけであります。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 1つは、物理的対策というものについては、ある程度やっぱりサーバーへの一括集中というか、そこでサーバーに対して、それからとりに行くというものを絶対そのパソコンに残しておかないとか、とりに行くというものについてもやっぱり物理的対策の1つですし、一番問題というのが、要はセキュリティというのは機械が勝手に持っていきよるわけでもなし、人間がやっぱり持ち出す危険度が非常に高いと思います。そういった意味では、USB、大容量記憶装置というのは、やっぱり普通は我々の会社でも持っていったらあかんのですよ。中に入れない。持っていく場合については、申告してくださいねという形で、絶対持っていったらあかんのです。やりとりは何でしているかという、メール送信でデータを送ったりということをしています。そういう形が守られないと、記憶を持っていてもろうて、お前守れよと言っても、これはもう漏れていく可能性、漏れて結構ですよと言っているのと等しいので、やはりそういうところについても今後やっぱり物理的対策の中で入れてもらいたいなと思っております。

もう一つは、ノートパソコンを沢山皆さんが使っておられるけど、ノートパソコンを盗んだらどうなんのやろということについて、やっぱり疑問もあろうと思います。ノートパソコンについては絶対に盗難防ぐためにロッカーに入れるとかいう形で、我々は接続器を抜いてでもロッカーの中にキーを入れて、それを始末していると。持っていかれるともうとんでもない話、泥棒されたらとんでもない話になるというところで、そういうところについてもしっかりと強固に改善をしていただきたいなと思っております。

もう1点、物理的対策以外、それは教育訓練も含めてどこら辺まで、どうされているのかと。今もセキュリティポリシーができていないということなんですけれども、それはできていないと、若干そういうふうに共有していないとあかん部分があると思います。今やっぱり守るところについてはあると思うので、それに対してお聞かせ願いたいなと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 先ほどのITの関係は28年度末に説明させてもらいまして、今後の予定についてもインターネットと内部の情報ネットワークのパソコンを分離したりとか、静脈認証とかUSBの制限とかが28年度に計画をしておりますし、物理的以外では、今現在しておりますのが、サーバー室の入退室の記録、それから、防犯カメラの設置、防犯ベルの設置、電算室の鍵を一元化はしておりますというのが、今やっているところで、先ほど言いましたマニュアルができましたら、そういうマニュアルで運用していきたいなと。

議員が言われた、パソコンがとられたらどうするんやというのも、一応ポリシーの中ではロッカーに入れるとか、机と動かないようにするとか、幾つか示されていますので、甲良町はどういうやり方がいいのかというのも併せて検討をしてもらっているところであります。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。あと、やっぱり委託業者とかやむを得ず外に出す資料があると思うんです。それは、例えば回収せんとあかん資料も絶対に僕は今後出てくると思うんです、そういう回収資料に対しては回収、必ず破ってください、シュレッダーにかけてくださいという形については、やっぱりそういう契約をちゃんと外部に対してしとかんとあかんと思うんです。そういった面については、ソフト的なところで、要は破壊基準とかいうことについても速やかに設けていただきたいなと思っております。

続いて、機密情報が基本的に個人情報も含めてそういうものが漏えいをしたときに、どのようにトップまで報告するのかということをお聞かせ願いたいと思います。まず、どないしていくんかと、機密が漏れました、まずどないしていくんかと。最終的には町長に報告せんとあかんと思うんですけれども、今の体制ではどのようになっているんかということについてお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 今の体制では、企画監理課の方に報告をいただいて、総務なり、町長の方という一般的な流れで報告をさせてもらうようにはなっております。ただ、今回セキュリティポリシーを作成しましたので、その中

での体制ですが、最高情報セキュリティ責任者が副町長ということと、あと総括責任者を企画課長、それぞれの課長の役割は決めておりますが、今、議員が申された個人情報漏えいした場合とか、違反事例があった場合の再発防止、マニュアルが細部できていませんので、それも先ほどのマニュアルと同じように対応計画も策定する予定はしております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 できていないということなので、詳しくはやはり説明ができないだろうと思うんですけども、やはり物理的発生をした場合については、コンピューターの電源を切ったり、そういう形についてもやっぱりまずして、拡散をしないということに対してまずは対策を打ってもらって、その後、各課の責任者を集めて事情を説明し、システムが凍結するというような形についてやっぱり考えて、最終的には町長に伝達という形になってこようかと思うんですけども、そういうようなところについてもしつかり、どのような手順でどのようにやっていくかということについて決めていただきたいなと思っております。

続いて、3番目の町の不祥事について伺いたいと思います。

今回、税務課職員における不祥事は、町内外に大きな衝撃を与えました。現在、被害等について彦根警察署とともに慎重に確認をされておるということを伺っておりますので、そういう中身については今回は質問を省かせていただきたいと思っておりますけれども、そういった中でやっぱり町の反省点というものがあるかと思っております。そういった意味で①に税務課の職員の着服事件に対して、町として発生における反省、検証は人的な問題もありますし、定期的な面談もあると思っております。そしてまた、人事を含むシステム的な問題もあると思っております。そういった意味で、その反省、検証というのはどこまで進んだかなというのを伺いたいと思います。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 具体的に検証まではまだ至っていませんが、いろいろ調査を進める中で問題点は出てきております。例えば、決済の流れも1つずつ見ていくと、やっぱり抜けている部分があったのではないかと、あるいは決済においても中身まで十分見られていたのかということも含めてありますし、税務課の例ですので、税務課と会計室との決済のやりとりであるとかいうところが不十分な部分があったのかなというところも見受けられます。それから、現金を取り扱う部分についての規定、マニュアルというのがありませんでしたので、その部分でおろそかになっていたということがうかがえる内容が明らかになってきている部分がありますので、そのあたりをさらに検証して、今後の防止策をしていくということは必要になると思っております。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 お金を扱う部分に対しては、大体何年というか、どれぐらいの期間が妥当なのか、今思っておられるところについては何年でも結構なので。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 他町の例も参考にしながら取り組んでいく必要があると思うんですけど、3年あるいは5年以内、5年は長いかなという感じがしますけれども、これは個人的な話です。3年ぐらいを目安にやっていくべきかなというのは私としては思っております。ただ、専門的な仕事も役場としては増えてきておりますので、そのあたりはうまく職員のサイクルができるようにしていかないと業務が滞るということもありますので、その辺をふまえた中での3年あるいは5年以内というのは必要かなと考えております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 そしたら、2番目の方でやっぱり信用をこれから取り戻していただきたいと思うんですけども、その対策の課題というものを、ずっと内容を聞いていますと、やっぱり当たり前のことをやりきる体質というのがなかなかできていないと思っております。凡事徹底という、これは教育委員の市山さんが小学校の卒業式で言っておられたと思うんですけども、やっぱりこれから中学校に行くと、当たり前のことをしっかりやっていかんと成果に結びつかないということを言っておられました。そういった意味で、やっぱり当たり前のことをやりきる体質というのが、甲良町庁舎全体に抜けていたんと違うかなと思います。そういった意味で、今後はこういう形を肝に銘じて、これはやっぱり教訓として、今後どのような感じで、どのような対策を思っておられるのかということをお伺いしたいと思っております。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 役場でも一応、庶務規則というのがございます。庶務規則には確かに一つ一つの事務について細かいところまでは触れられていないんですけども、まず1つは庶務規則に基づいた、各課長あるいは担当が定められたことをきっちりやるということがまだ徹底できていない部分も見受けられますので、まずそこは徹底するというのは基本的な話でございます。

それに併せて、事務的な処理について一つ一つ、細かくどこまでできるかあれなんですけども、特に現金を扱う、あるいはデータの管理の部分についてはマニュアルをつくっていく必要があるかなとは感じております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 J Aでは、職場離脱ということが、ある一定の期間というか、1週間か10日間、その期間は要は金銭を扱う部分のところについては、一遍、

職場を離れて、第三者がもう一回その業務に携わったときに何か引っかかるということを毎年ローテーションを組んでやっておられる。当然、そういう形が1週間でもそういう疑問点というのが僕は見つかったと思います。そういった意味で、今後のそういう対策の中に対しても、金銭を扱っている部分については、職場の離脱の必要性というものがあるのではないかなと思うので、その中身についてご意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 おっしゃるとおりで、そういう方法も1つあるかとは思いますが。ただ、職員の数ということもふまえた中で、そういったことができるかどうかも含めて考える必要があると思います。他の市町でも同じような仕事をやっているわけですので、その辺も、あるいは今おっしゃってくれたことを参考にしながら事務を進める対策をとっていきたいと思っております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 今後、信用を取り戻すために何らかの対策というか、目に見えた対策が必要ではないかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、③の事務の確認機能、決裁の関係でちょっとお聞きしたいと思っております。昨年のプレミアム商品券で、実際は役場で書類を確認しないまま、書類を配布してしまったという、内部のコミュニケーション、伝達ができなかった問題で、その後、大きな問題になったわけでございます。そういった意味で、やはり内部伝達というもので、前回の質問の中でも基本的には内部の議事録をちゃんととってくださいねと、何もないということが実際、検証するのにも大きく災いしているように思ひます。そういった意味で、内部の議事録がどうなっているのか、また、今の事務の確認機能の決裁というか、最近の配布物の決裁はどのようにされているのか。また、町民への重要な配布文書についてはどこで最終的に決裁されるのかということについてお伺ひしたいと思ひます。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 決裁については、先ほど言ひました事務処理規則の中で、各部署、課長の決裁権がありますので、課長決裁というのは重きになってきます。その中で、議事録の話が出ましたけれど、他課との共同の業務とかになってくる場合もそのあたりがおろそかになりやすいところでもありますので、その辺しっかりやっていく必要があるとは考えています。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 やっぱりよく見てみますと、配布物に間違いも沢山ありますので、是が非でも、この書類は誰が見てというところで、誰が最終決裁権があるの

かということ、本来なら印鑑がつけられたら我々もわかるんやけど、配布物には印鑑がつけられないので、やっぱりそういうところについてもしっかりしてもらいたいなと思っております。

1つ、やっぱり町長もプレミアム商品券の1人、2冊までとか、そういう形がわからなかったというところなので、やっぱり町長もそういう決裁には携わっておられないと思うんですけども、基本的には町長の下層にもちよっと誰か要るんちゃうのかなと。今このままずっと町長1人に責任をかぶせるところが非常に心苦しいなと思っておるんですけども、下に副町長なり何なりという考えはあるのかないかお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 阪東議員の質問で、大変ありがたい質問をいただいております。私も就任させていただいて、もう今年で7年目に入っております。その間、実は山本日出男さんが町長の途中で、あの当時は助役制度でしたが、途中で助役が欠員になったところから、それ以降は助役、途中からならびに副町長という役職が欠員になっているというようなことであります。いろいろと甲良町も財政難ということもあって、そういう形でできておりましたが、非常に最近の役場行政の業務も多岐にわたって、目配り、気配り100%を1人でできるかということ、これはとてもじゃないができないわけでありまして、滋賀県に19市町がございますが、18市町では副市長、副町長は存在します。したがって、甲良町だけが副町長がいないというようなことでありまして、副町長がいないからミスが出てしょうがないということじゃなしに、私も精一杯、目配り、気配りはしているのですが、100%それがチェックできるかということ、それができていないというようなことも大きな要因になって、当然、私も反省をさせていただいております。

したがって、議会の皆さんの承認がないと、これは人事案件ですので、皆さんの方からそういう意味合いではご理解をいただけるということになれば、私は副町長を選任するということは非常に大事かなと。これは、人件費が上がるとかそういう問題じゃなくて、いろんな面で住民の皆さんの負託に応える意味においても、そして、二重チェック、そういったことも含めて、職員の規律あるいは執務のチェック、そういうことも含めて目に見えない部分の大変な効果が出てくるというように思いますので、今後はそういう意味のことも含めて、議員の皆さんのご理解をいただけるのであれば、同意案件として出させていただくということも考えております。

以上です。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 ありがとうございます。意見を聞かせていただきました。

続いて、4番目に農業施策についての考え方はということについてお伺いします。

甲良町の基幹産業である農業については、他国とのグローバル競争、TPPを含めて打ち勝つために、基本的には担い手を中心とした補助政策に今後、国の方がシフトしていくというふうに思っております。しかしながら、本来、農業の人的資源というふうな形で、家族農業というのが基本的には息子をトラクターに乗せてやり方を教えてという、1つのそういう技術というものを基本的に守られておったわけなんですけど、今全て、土地持ち非農家になりつつあって、なかなかそういう家族農業、そういうものについても支援が全くできなくなってきたと思えてなりません。

そういった意味で、今後はやっぱり町としても家族農業に対しても、そないに大きな面積を持っているわけでもなく、そういうところについてもやっぱり若干の保護政策が必要ではないかなと思っておるんですけども、その点についてお考え、また、今後このような形で考えてみたいというものがあれば聞かせていただきたいと思います。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 ご指摘のとおり、地域では家族等で共同して農業をしておりますけれども、国は担い手の育成、強化をしていこうとしており、支援策は大規模農家あるいは担い手に支援していくものになっております。そこで、地域でも認定農業者や各集落の営農組織の中に入ってきて、それを中心に地域の農業を守っていくということは今後必要ではないかなと考えております。なかなか家族に対しての政策については、ちょっと今の時点では考えられません。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 通り一遍のお答えをいただきました。僕が言うてるのは、要は技術の継承の中で、そういう家族農業が今後、担い手のトップになる可能性がある、そういう小さな運転をする技術、そういう形について町としては支援の方向性も検討が必要じゃないかなと思っておるので、国の施策は施策で、それは結構なので、それを何も追随する必要が僕はないと思うんですけども、それについて再度お伺いします。今すぐ考えられなくても、今後、考えていけるのかいけないのか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 そのことにつきましても、今後やっぱりいろんなことを含めて、公正な支援ができればと考えていかなければならないと思っております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 そういった意味で、是か非でもほかの地域と違った考え方を持っ

ていただきたいなと思っております。

それと、2番目に昨年度のこれについては、農地中間管理機構というのが、ここは大津なんですけど、各県でできまして、土地持ちの農家がそこに預けると、要は経営転換協力金というものでお金がいただけるという形であったわけなんですけれども、一昨年の説明で5反未満が30万、5反から20反までは50万、20反以上は70万というお金がいただけるということで説明があったわけなんですけれども、昨年、若干、我々の地域でもいただけていない方があると、それはやはりなぜこのようなことが起きたのか、また、公平性を保つために、今のもらえていない人に若干の補助金を出すのか出さないのか、そういったあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 経営転換協力金ということで、基金を集め、そこから支出しておるわけでございますけれども、当初は、基金は限度額があるということで、面積で対象になった方あるいはならなかった方ということが決められたわけなんですけれども、その後、追加配分があり、甲良町においては面積の関係ではなく、自作している農地を認定農業者や集落営農の中心的な担い手に集積された農地が交付の対象となっております。以前から担い手に既に集積された農地につきましては、対象外になっているということでご理解をいただきたいと思っております。このことについては、農業組合長を通じて情報等は伝達をしております。

○木村議長 阪東議員。

○阪東議員 2年も3年も4年も前じゃくて、前年度に貸し付けた農地がそのまま過去の適用外になってしまったというようなことやと思うんですけれども、既にもう法人の方に移っているということで、それが1年前ぐらいと思うんですけれども、これについてはそういうような意見があったので、私もこれははっきりまだ勉強も不足しておりますので、これについてやはり今後このような形が、県も来て私も聞いておったんやけれども、30万、50万、70万やるでと、その後、県から何も撤廃されたというような形で、6反以上がもらえたという形に変わったということで聞いておりませんので、やっぱりこのようなところについて、いったんやっぱり集落の方に説明会を行った以上は、また説明会をして理解を得てもらおうということをしっかりやってもらわないと、何か勝手にしとるやないかという形になりかねませんので、今後ともよろしくお願ひします。

これで、通告いたしました私の一般質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○木村議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

次に、8番 西川議員の一般質問を許します。

8番 西川議員。

○西川議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず最初にちょっとお断りなのですが、私の3ページの税金のところ、個人名を載せました。この件に関しまして、事務局の方から県議長会等に確認していただきまして、載せてもどうもないという形があったもんですから、そのままにしております。

それでは、質問に入らせていただきます。

図書館東側の公園についてお聞きしたいと思います。私も大分離れておりました時期があったので、何の目的で新設されたのかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 その場所につきましては、平成11、12年度におきまして、犬上川沿岸土地改良区が地域用水機能増進事業で、学校農園親水池として整備しております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ビオトープというような形で整備されたことのように、現在ちょっと聞いていますと、学校の中にもそのような設備があるとお聞きしたんですが、間違っていますでしょうか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 前の東小学校には同じようなビオトープがあります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ということは、もう学校の中で処理されているという理解でよろしいですか。

○木村議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 学校の敷地内にあるビオトープにつきましては、学校の方がしております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ということは、もう今、学校としては利用されていないという理解をしいんですか。多分やられていないと思うんです、あの状態では。

その辺で、学校のビオトープだけじゃなくて、今現在どれだけの人が利用されているかというような統計をとっておられるかどうかお聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 この件につきましては、統計をとっておりませんし、不明でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 産業課長がお答えになっていますから、所管は産業課ということ
でよろしいですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 1番の問題ですけど、何年に建てられているかということ
を産業課の方が調べさせていただきましたので、今、産業課の方がお答えさせ
ていただいておりますけれども、3番の所管課につきましても現在のところ
確定しない状況でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 やはり、これは確定せないかんと思いますが、町長いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 西川議員、得意の急に振るということでお答えをさせていただき
たいと思います。

まず、小学校のビオトープ、あれは3年前に商工会の青年部の皆さんや大
野組さんが荒れているから、善意で整備をして子どもたちに社会勉強として
活用してもらおうというようなことで改修が再度されたというような経緯が
ございます。それ以降、子どもたちの教育の1つの場所として社会勉強、社
会科の教育として利用していただいているものと私は思っておりますが、管
理体制がどうなっているかはちょっと教育委員会でないと私もわからないと
いうようなことでもございます。

それと、産業課長が申しあげましたように、これはダム事務所、すなわち
沿岸改良区が圃場整備に併せて図書館の東側の、いわゆるビオトープについ
ては親水公園の位置づけということで、改良区が設置をしたという中で、こ
れもビオトープ事業というようなことで、教育の一環として利用してもらお
うというようなこともあって、できた当時はグリーンファイターズ、「小さい
秋見つけた」とかそういうので活動する場の拠点というようなことで、そ
の当時から私もかかわっておりましたが、横におります税務課長もかかわ
っておりましたが、グラウンドワークが維持管理を積極的に、自主的にしまし
ようというようなことで、毎年、草刈りをしながら景観整備、景観維持とい
うものもやってきました。それと、グラウンドワークの担当者がイギリスウ
ォークランドの方に研修に行ったりというようなこともあって、イギリスの
方の多くの木を植樹するというようなこともしながら、毎年、グリーンファ
イターズとその保護者の皆さんの交流の場、勉強の場というような位置づけ
で取り組んでおったのが、だんだんとそれが機能しないような形になってき
て、近々の状況を見ると、草ぼーぼーというようなことで景観が台無しやな
というような思いをしております、これはもうどこが所管をして、どこが
管理をし、あるいは再生するのかというようなことを今後は早急に検討をし

ていかなければならないのかなというような思いをしておりますので、西川議員、ご指摘の機会にぜひとも取り組んでいきたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 早急にやっていただきたいと思っております。町長が4番目のところもおっしゃいましたので、あれなんです、非常に荒れ果てております。中へ入っていくのも大変でございます。私も質問する以上、調べに行きましたけど、とにかく入れないと。周りから見ているだけというような状態ですので、早急に一遍、シルバーでも使ってやっていただきたいなと思っております。

○木村議長 町長。

○北川町長 以前から西川議員からもご指摘をいただいております東学区の忠霊塔、これも荒廃をしています。非常に石塔が危険な状態にもあるというようなことから、東学区の忠霊塔もどうした形で今後、再整備するのか。遺族会の方からもいつもご要望をいただいておりますので、できたら東学区の中心地、西学区の場合は小学校の隣にあります。したがって、東学区の場合は御館野の方であって、私たちも小学校の時分は夏休みに草刈りに行った、そういう思い出もありますが、できることなら今のビオトープの近くに、忠霊碑をもっと高く建てるんじゃないし、安全対策を考えた形で遺族の皆さんもお参りをしていただける、そういう環境整備と併せてやっていくのも1つの策かなということも考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 町長が先走って、6番目の利用方法を先に答えられていますが、そういうことも考えていただきたい。というのは、5番目のところで、害虫の発生源だとか、あれだけ草が伸びてくるとやはり小さい子どもさんなんかも入ってしまうと何をされているかわからない状態も起こりますので、その辺は安全面の問題もありますので、一度早急に整備していただきたい。

それと今、町長がおっしゃいました利用方法の再検討がいるのではないかと。現状で学校がもう利用されていないという実情があるようですから、なぜ利用されていないのかという話になりますと、道路を横断せないかと、やっぱり危険性を伴うとかいろんな意味合いがあって、学校の中にもそういうビオトープを整備されたようにも聞いていますので、その辺のこともありますので、一度、利用方法の再検討をしていただきたい、お願いしておきます。今、町長がおっしゃった忠霊塔の件等も併せて検討いただいたら結構かと思っております。

次に、熊本地震から学ぶことといたしまして、質問させていただきたいと思っております。

熊本で大地震が起こったわけですが、前震、本震、それから2,000回

近くに及ぶ、毎日テレビで流れますけど、余震が起こっております。その辺のところからいろんなことを甲良町としてもやっていかんなんのではないかなと思いますので、復習の意味も含めまして質問させていただきます。

現状の甲良町の住宅耐震診断の進捗状況と促進化、その耐震診断は何年のものを使っておられるのかということと併せてお答えいただきたいと思います。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 耐震診断につきましては、平成15年度から実施いたしております。平成27年度末で75軒のお宅の診断が終わっております。あと促進ということだと、甲良町のホームページであるとか、広報などで進めているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今、75軒とおっしゃいましたが、甲良町全体で診断しなきゃいかんと思われる住宅がおよそ何軒くらいあるんですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 平成25年度に一度調べておるところでございますが、昭和56年度より以前の建物について調べております。全戸数が約2,477戸あるうち、以前に建てられたのが1,195、耐震性が不十分と考えられる分が1,026軒あったということでございます。耐震化率としては58.6%という統計が出ております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 約半分というところだと思うんですが、それが現状で56年度の耐震基準ということですが、この間の熊本地震では、平成12年度の耐震基準のところで見直しがされている、それを承知の上で建てられた家も倒壊したということがあります。その辺のところ、再度見直しが甲良町の場合も必要ではないのかと。起こってはならないことではあるんですが、そういう意味も含めた中で、やはり耐震診断を再度皆さんに周知して、何年度を使うかというのはちょっと検討せないかんから急にはできないかもわかりませんが、やはり国の進捗状況とかそういうなのを見ながら、やはり早く皆さんに調べていただくと、補強するところはするとか、そういう方向に持っていかないかんと思うんですが、いかがでございませうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今現在、平成15年度から実施しております耐震診断でございますが、平成12年に見直された耐震の設計と申しますか、診断の内容を実施しております。ただ、55年度以前のを調べているところが現状でございまして、どんどん住民の皆さんにアピールしていきたいと

考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 命あつての物種というところがあるわけですから、その辺は皆さんもやらないかんということは十分承知しておられると思いますので、その辺、課長の方で進めていただきたいと思います。

診断結果を併せて報告いただいておりますので、次の3番の各集落の避難所および公共建物の耐震診断、耐震工事の見直しあるいは再整備が必要ではないかなと思われませんが、現状どのようなお考えでしょうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 一時避難所でございますが、全部で14カ所ございます。

14カ所のうち8カ所が耐震性が満たされておりました、6カ所が耐震性を満たしていませんでした。そのうち2カ所は改修済ということで、残り4カ所が改修未実施というところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今言われた14カ所というのは、各集落の分ですよ。あと残りが4カ所という形になっているんですが、これもあくまで耐震は56年度の基準という形ですか。やはり、これは平成12年度の方へ見直しを考えていかないかんと違うかなと思っておりますが、その辺をお聞きしたいのと、もう一つ、公共の建物、長寺センター、呉竹センター、それから下之郷のセンターなんかは新しいからまず大丈夫だとは思いますが、庁舎、公民館、保健福祉課とか小学校とか、その辺があるかと思うんですが、その辺のところはどういう状態になっていますでしょうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 まず、前段の平成12年の診断の分でございますが、実施年度が15年ということで、平成12年度の耐震診断の結果でもって診断しておりますので、満たしていると考えていいと思います。

公共施設ですけども、拠点の避難場所というところについては、全部で4カ所ありますが、それは耐震性が、中学校、各小学校、甲良町公民館は耐震性があるというところであります。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 建設水道課長が答えたとおりなんですが、呉竹、長寺の小集会所については満たしていない部分があります。それについても一応、警察から少し言われていたのが、災害、震災が起こったときの、遺体の仮安置とかいう場所に、甲良町は一応そこがなっているんですが、耐震を満たしていないという状況なので、そこは改修する必要があるとは考えております。特に、長寺の小集会所につきましても、雨漏りがひどいということもふまえ

て、早急にやっていく必要があるとは考えております。その2カ所が耐震という面ではちょっとできていないかなという感じですが。避難所にはなっていないんですけれど、防災のそういう施設には一応指定しているということがあるので、そこは必要かなと考えています。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 不十分なところがあるということなので、早急に進めていただきたいなと思います。

そこで今、もう一つ、肝心の役場が何年の耐震基準で診断をやられているのかと。その辺がちょっとわかっていたらお聞かせください。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 耐震診断というものの自体が平成15年度以降に実施しておりますので、おそらく12年度の改修の診断を使用していると思われます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 おそらくという話では信用できませんので、再確認してください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 今言った12年の基準で、17年に耐震診断をやっております。一応その時点では耐震は満たしているという数字が出ております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 その時点で震度7が想定されている範囲内なのか、その辺もちょっとあるかと思っておりますので、皆さん、毎日、仕事をなさっているところですので、一度確認はしておいてください。

それから、4番目ですが、命を守るために住宅耐震工事が必要であると私は思います。財源がないという問題があるかと思うんですが、その辺を何とか皆さんの生命、財産を守るためにはぜひそういうことをしていく必要があると私は思います。今のまだ75軒とかいろいろなところの報告があるわけですが、いざ来たとき、本当にこれは心配しているより先にばさっという可能性もあるわけですから、その辺のところを早急に取り組む必要があると思いますが、いかがでございませうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 建築物の耐震改修の促進に関する法律というところでもって、現在進めておる耐震でございませうが、その中でも国、地方公共団体、国民というところで努力義務が書かれておるところでございませう。町といたしましても、国と県からの助成をいただきながら、補助を出していくというところを進めているところではございませうが、なかなかご利用をいただけるお宅も少ないというところではございませう。今後も啓発に努めてまいりたいと思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 現状でも啓発していただいています。されていますけど、やはりもう少し補助金がアップするような見直しができないかとか、いろんなことを鑑みながら啓発活動をしていただけないかなと思います。財源が要することは承知していますので、その辺がどういうふうになっていくのかなと思います。通り一遍の啓発だけではいかんと思います。最近のことですから、皆さん自身も考えられる方も、直近のことですから効果があるかと思います。もう一度やっていただきたいなど。その辺が非常に危惧される場所でありますので、命あっての物種、生命、財産を守るために、やはり住民がいないことには甲良町は成り立たないわけですから、その辺のところをふまえた中で予算措置というのを一度検討していただきたいと思います。新たな箱ものも確かに必要な箱ものは建てないかんでしょうけど、まずは住民を守ることが一番だと思いますので、その辺のところを検討していただきたいと思います。いかがでございますか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 まず、増額というところではございますが、県と国と町という三者でもっての補助金でございます。補助の追加要望であるとかいうことは難しいものではございますが、今後、要望だけは続けていこうと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 調べてよろしく願いしておきます。

それから、5番目の神社、仏閣の耐震診断という形なんですけど、特にお寺は集会所と同じようなことでお参りがあると、相当の人数が集まっておられるわけですね。これに対しての補助が出せないとかいうことは承知していますが、この辺の耐震診断がどのようになされていたのかということ把握されているかお聞かせください。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 町もしくは滋賀県におきましても報告は受けておりません。国の法令でも報告の義務化がされてはおりませんので、された場合は今後も対応していくというような思いでおります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 現状で私が聞いているところでは、なかなか1カ所危ないところがあるんですという話は聞いているんですが、お金がないからできないというような話も伺っていますし、万が一、人が集まっておられるときに地震が来たら潰れるんだろうと、そこはと思いますし、先日の熊本地震で、これは真宗大谷派、東本願寺ですが、熊本県だけの4月末現在で123寺あるうち

80寺が倒壊を含む被害に遭われています。現実論として、ペしゃんこになっていると、上が重いものですから、すぐに潰れるんだと思うんですが、私の会社の同僚のお寺も前震のときに灯籠が倒壊して、本震以降電話をしていないのでちょっとつかみきれいていませんけど、そのような形でお寺がやっぱり万一潰れた場合には、誰もおられないときに地震がくればいいですけど、集まっておられることが多いですから、その辺は把握だけはせないかんのと違うかなと思いますので、何らかの方法で、町は知らんわということではっておくんじゃなくして、何らか把握する方法を考えていただきたいなと思います。

それから、耐震診断士の資格を持つ職員、この間、全協のときにもお話があったので、聞いたんですが、誰もおられないという形のところがあるんですが、地震とかこういうものが起こってきているわけですから、資格を取らせるという方向でちょっと検討願えないのかなと思いますが、いかがですか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 診断士というところですが、滋賀県の木造住宅耐震診断員というものにつきましては、建築士の資格を持って滋賀県の主催する滋賀県木造住宅耐震診断養成講習会を受講した者というものでございまして、町の職員の中にも建築士を持つ者はおりませんので、新しく建築士の資格を取りに行かせるであるとかいうようなこともなかなか難しいのかなと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今は委託でやられているという理解でよろしいですか。そういう委託でやられているという形なんでしょうけど、現実、熊本で耐震診断士が全然おられなくて、なかなか事が進んでいません。今日あたり発表があつて大分進んだようには聞きましたけど、いざというときの診断士というのは、今、委託されていてもいざ自身が起こればそんな人はなかなか来てくれんわけですから、町としてもそういう資格を勉強させて取りに行くと、そういう人を採用せないかんという話になるかもわかりませんが、そのような目標もひとつ立てといていただきたいと要望しておきます。

それから、次に行きます。官民境界、答えは聞いております。この間、実施されたようなんですが、その前の登記は速やかに実施されているかという形で、今もう漏れはないのかどうか、その辺をお聞かせください。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 道路拡幅工事などで用地買収を行った後は、原則として登記完了後に工事着工しているのが現状でございます。現地と法務局の構図が著しく不整合であったりとか、地図訂正が必要な手続があったりという場

合がございます。その場合、なかなか近隣の同意を得られず、登記ができないまま残っているというのが、現在のところはなかなかないですけども、昔はあった、それを今現在、整理をいたしているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 そうすることによって、固定資産税が二重にかかっているとか、そういうことはもうなくなっているという理解でよろしいですね。

官民境界の未設置個所があるというのは質問状を見ていただいた後、早速打っていただいたようですから、これは省きます。

次に、観光事業についてお聞かせください。

観光資源として、甲良町の場合、三大偉人、それプラス尼子氏という立派な方がおられるんですが、年間の観光客が甲良町にどの程度来られているのかということをお聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 町内も含めて、それとカウントできるのは西明寺のところと道の駅の関係で申しますと、平成25年が25万3,000人、26年が30万人、27年は27万人という集計が出ております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 西明寺とか道の駅とかを入れると、ということなんですが、入れているんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 カウントできるのが西明寺と道の駅の入場者ということで、カウントできるのはその2つを足しての合計ということでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 私の聞きたいのは、三大偉人の方ですので、一生懸命、町としていろんなことに取り組んで啓発されていることはよくわかるんですが、私たちも協力もしていると思っていますけど、やはり、観光資源として取り組んでいかなあかんのと違うかと。現状で高虎祭りは外部の人も何人か来られてにぎわっていますけど、東照宮のお田植祭のこととか言いますと、ほとんど地元の人だけというような形だとか道誉まつりもある程度の地元の人と、ほとんどは固定しています。それだけではもったいないと私は思います。その辺をどういうふうにしていくかということなんですが、これで観光客のことがつかみ切れないほど少ないのかどうかということをお聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 データをいろいろ調べてあるんですけど、調べられたのが西明寺と道の駅の人数だけでございまして、本来はやはり三大偉人の関係につ

いても今後は調べていかなければならないと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 2番目のことをちょっと町長にお聞きしたいんですが、観光客を増やしていくという方向はやっぱり考えていかないかと思うんですけど、行政としてどのような支援策があるかというようなこと、町長の思いを聞かせていただきたいと思います。

○木村議長 町長。

○北川町長 甲良町の観光資源は、今までから湖東三山の西明寺、これが中心で、一番多いときはピーク時で13万人ぐらい、湖東三山に訪れたと。湖東三山という名前が浸透してピークのときで13万人というようなことであります。一昨年、スマートインターができて、その記念のご開帳ということで、西明寺が4月に本尊のご開帳をやられました。少ないときは7万人ぐらいまで落ちているんですが、9万人ぐらいまでちょっと回復したというようなことであります。しかし、それ以外に道の駅がオープンするまでは観光地としての拠点は西明寺以外には皆無に近いほどないという中で、過去には親水公園を視察研修で年間2,000人ぐらい訪れたというような経緯はございましたが、それ以外はないということで、非常に観光資源に乏しい町やなという思いはあります。

そんな中でお田植祭も含めて40年ほど前に豊後守宗廣公が日光東照宮の大棟梁で活躍して、今日の世界遺産があるというようなことがわかって、それで法養寺に記念館が建設されて、大工道具一式のレプリカが展示をされていると。当時は、川村さんという、昔、彦根の図書館におられた方が館長で、訪れた人を案内しているというようなことで常駐もされておったんですが、お亡くなりになられて、現在は閉館中というようなことでもあります。

余談になりますが、きのうも道の駅の観光案内所におりましたら、津の方が記念館に行ったら閉まっていたというようなことを言われました。けども、できることなら前もって連絡していただけますかと。観光ボランティアも地元におりますので、言っていただいたら開けてお待ちをしておりますということで、再度お願いしますというようなこともきのう申し上げておりましたが、それ以外に、記念館にしろ、あるいは道誉公にしろ、高虎公にしろ、それぞれの集落が顕彰活動をするということで顕彰会の存在と顕彰活動が続いていると、このことは続いているけれども、これが観光につながるかというと、これはできていないというようなことが今の現状かなと思っております。

この前、西川議員も同席いただいた道誉祭りの中で、そのことに挨拶で少し触れさせていただきました。今後は、湖東三山、西明寺あるいは道の駅、

それもスマートインターができ、石樽峠のトンネルもできというようなことで、それと三大偉人を顕彰するだけではなく、観光地の1つのPRにつなげるようにということで、今回も高虎ハウス、仮称ですが、これも整備をしながら、甲良町で1日、観光めぐりができるような形をつくっていくというのも、我々に与えられた使命かなとも思っております。ただ、その中にはやはり滞在をしてもらえるような環境整備をどうするかということは、今後皆さんとともに知恵を出しながら取り組んでいきたいとも思いますし、甲良町の昼間の交流人口が右肩上がりで伸びるような対策も立てていきたいと思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今、町長がおっしゃっていますが、いろいろと支援策を考えていただきたいと思いますし、私がこの間もちょっと申し上げたかと思うんですが、高虎をNHKの大河ドラマにお願いに行ってるという話もあるんですが、今までの高虎が出てきているのは、田んぼだけが出てきて、ここ生まれという発想だけのところもあるかと思うんですが、逆マップをつくって、極端に言えば。高虎って最後はどんな人やったんか、それがずっと上がってきて、一番最後にこういうところで生まれた人というような形で、マップを逆につくってあげれば、もうちょっと関心を引くんじゃないかなと。その辺のところもちょっと思いますので、一案として私は申し上げますけど、そういうところも取り組んでいただきたいと思いますし、お願いしたいと思います。

それと、先ほどから言われています観光客は、西明寺が一番沢山お客さんが来られているところだと思いますが、今現在、観光協会と西明寺とがどのようなかかわりを持っているか。行政としてどういうかかわりを持っているかということをお聞かせください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 先ほど町長が申し上げましたように、ボランティアガイドを立ち上げておまして、西明寺の観光についてもご案内をさせていただいているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 西明寺さんとどうにかかわりを持っておられるかということ。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 湖東三山の観光協会の中にも西明寺さんは当然入っておられますので、そこに観光協会、当然、事務局が私も入っておりますので、その中でいろんな事業を実施しているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 湖東三山という中でのお付き合いという形ですね。町長も先ほど

言われましたけど、私も観光協会の事務所によく行くんですが、来られる方がなかなか甲良町のことを聞きたいとおっしゃる方がいなくて、ほかのところにどう行ったらいいんやとか、そういうことの要望が大半で、事務員さんもおろおろとされるときがあるんですが、私もわかることはお手伝いしているんですけど、やはり、そこがどんどん活性化せんことにはいかんと、観光振興としてやっぱりその辺を深めていく、観光協会の事務員さんも一遍、西明寺に行って話をするとか、どういうところを言ってもらいたいんだとかいうところをやはり勉強してもらったらどうなんかなと思います。

それと、CNNの話はやはり大きく響いています、全国的にも。やっぱりそういうところも、この事務員さんはよく承知されていますけど、CNNが宣伝してくれているわけですから、その辺は西明寺さんをバックアップしていく、そのついでにこちらの方へ回っていただくということをやったり考えていかなあかんのと違うかと思います。それは、よろしく願いしておきます。

それと、4番目。これは、工業団地絡みの話になるかと思いますが、現在、西明寺の門前等に掲げられている看板、これに対して町はどう対処しているのかということ、現状をお聞かせください。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 西明寺さんの門前に工業団地とごみ処理建設反対の看板がありまして、そもそも町としましては、ごみ処理施設の建設の予定はありません。ただ、西明寺さんがごみ処理建設にも懸念を示されていることでもありますので、ごみ処理の応募地が7月末でありますので、それが終わってから企業誘致の話を見せてもらおうかなとは思っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 現状ではまだ接触されていないという形ですか。参考意見までですが、きのう信長まつりが安土で行われております。従来の行列の道順が今年が変わったという形なんですけど、総見寺さんとのトラブルで駐車場のトイレの利用というところでもめておられるわけですけど、お寺さんを怒らすとやっぱりないと思うので、一日も早く接触をもって、やはりこれを理解していただかないと、事は進んでいかないと、何をするにしてもいかんと思いますので、その辺をちょっと安土のもめごと等はどのように捉まえておられるかお聞かせください。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 僕もあまり詳しいことはわからなくて、新聞での話ですが、駐車場をめぐる問題で有料駐車場のお金云々の話で、野洲市とお寺がもめたということで、コースが変わったという話だと思うんですけど。どう捉え

るか、もちろんそういうトラブルが発端で進められるべき事業が進められないということは問題やと思いますので、そのあたりは双方がちゃんと理解し合えるように話し合いをもっていくふうに考えておりますので、今、企画監理課長が言いましたように、今のところはまだ接触、細かくはできていないんですけれども、進めていって、理解を求めるという方向では考えていきたいと考えます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 もめごとは単純なことから起こっています。市が有料駐車場を設置した後に、総見寺が無料駐車場をつくったと。総見寺としたら無料駐車場が満杯になってから、市営の駐車場に車が行くんだということで、トイレが有料駐車場の方にあるんですが、どうやら無料駐車場の人がそっちに行くということで、市がちょっと文句を言ったのかな、何かそこでトラブルが起こっているようです。有料にするというような話で。その辺のところでもめごとが起こっているようですから、うかつにお寺さんを怒らすと良くないというように思いますので、その辺は早く解決していただきたいという意味から述べておりますので、よろしく願いしておきます。

それから、事業活性化には近隣市町村との連携が大切だと思うんですが、日々どのようなことをされているかということをお聞きしたいんですが、多賀と彦根市は夜間照明等で県の補助金をもらって連携したような形で多賀大社と彦根城のライトアップですか、今、盛んにおやりになっていますけど、そういう連携やとかされているんですが、甲良町の場合は今どのような連携をとられていますでしょうか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 具体的には現在のところはとれていないんですけれども、甲良町も琵琶湖観光協議会に入っております、その中で各町、各商工会が協力して事業推進を行っているところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 なかなか甲良町の場合、先ほどの三大偉人、西明寺も含めた中でやっていかなあかん、道の駅も当然なことだと思いますけど、やはり近隣の市町と提携することによって、またまた人がようけ来ていただけるというようなことにもつなげていかないかんわけですから、予算は県からとってくるとか、何かいろんなこともできるんだと思いますので、その辺は積極的に取り組んでいただいて、商工会もいろいろとお考えになっているかと思いますが、その辺のところも利用していただいて、事業を発展させてほしいと思います。

それと、6番目の町民夏祭りの内容はどのようなものになっていますでし

ようか、今現在。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 例年と同様な内容で現在、考えているところでございます。
最終的には、夏祭り実行委員会を開催させていただいて、そこで決定したいと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 予算規模は今どうなっていますか。去年と比べて。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 同等のお金を用意しております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 同等内容のことが行われるという理解でよろしいですね。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 町の事業として行うことは同等の内容で行う予定でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 同じようなことをやられるということですが、時間的にはちょっと変更したり何か考えておられるんですか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 ちょっと商工会青年部の関係でできないということがありましたので、時間をちょっと短縮したいと考えております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 真夏の暑いときですので、確かに皆さん、出られて大変と思いますので、その辺、健康管理も考えながらやっていかないかんかとは思いますが、盛大にいけるように考えていただきたいと思います。

次に、税金の問題に関しましてちょっとお聞かせください。詳しいことはなかなかおっしゃっていただけないという形ですので、調査の状況を簡単に説明いただけますか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 6月3日の全員協議会でも少しご報告を申し上げましたとおり、今回の調査については、訪問調査と証拠書類の確認作業の2本立てでございますけれども、訪問調査の方については完了しておりますが、証拠書類の確認作業が若干遅れを見せているところでございます。

以上でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 同じような返事だったんですが、次に、資料を求めました2番目の件ですが、私の本来の狙いは現金納付をした人がどれだけいるのかとい

う形を聞きたかったんです。調べて、調べられんことはないかと思うんですけど、なかなか資料が整わなかったかなとは思いますが、役場の窓口を持ってこられた現金、銀行やとかそんなんを除いてもらって結構ですけど、役場に持ってこられた、会計窓口と税務課に持ってこられた現金、これがどれくらいあるのかというのが知りたかったんですよ。そうすることによって、最大公約数はつかめるわけですから、その辺のところをお聞かせいただきかったんですが、その資料は1日、2日じゃ出ないでしょうけど、聞くところによりますと、税務課員とか会計課員とかの印を押した書類があるようですから、その辺でまとめれば出るんじゃないかと思うんですが、どうなっていますでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 今、議員が申された現金については、詳しくは会計管理者の方からだと思いますけれども、日々、会計の方に現金を持ってこられるという、そうしたところの管理はされていないと思いますし、あと、納付者がうちの役場の会計ではなくて、銀行とかコンビニエンスストアとかそういったところで現金を納付されるといったようなところでの、全協で申しあげましたように、その納付書が町の方に来るといようなことでございますので、特に会計の方で現金の内容を日々、管理をどのようにしているかというところで、ずっと掘り下げていかなければなりませんので、時間がかかるんじゃないかなと思います。

以上でございます。

○木村議長 会計管理者。

○寺川会計管理者 今の件ですが、会計室に持ってこられた場合は、滋賀銀行さん窓口で昼間は受け取ってもらっていますので、会計室の職員としては現金は扱いませんので、そのまま銀行の方に持ち帰りになるということです。

あと、滋賀銀行さんのお見えになっていない時間帯に預かった分については、滋賀銀行さんあるいは農協さんの方に納付書は残っております。ただ、毎日について出納室で扱ったものだけを集計するというものではありませんので、役場控えの納付書については税務課の方で保管されていますので、それを見たらどこの領収印がついているかによって、どこで扱ったというのはわかると思います。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 私も書類の流れ的にはなかなか理解できないところがあるんですが、どこかで大づかみしないことには、現金というのはとられているわけですから、その辺のところをわかるように、解明されているんだとは思いますが、言いづらいから言わんのか、その辺のところがあるんですけど、やは

り現金納付がされているわけですから、そこを教えていただきたかったということですので、後日で結構ですから、わかったら教えてください。

それと次の調査終了のめどはどうなっていますでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 一応、調査につきましては、当初6月17日でその証拠書類の確認作業を終えるといったような実施要領中ではございましたけれども、先ほど申し上げましたように、遅れを見せておりますので、現時点で見込みを立てておりますのは、証拠書類の作成完了については7月10日ぐらいを見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今、言われたのは、この192件のことをおっしゃっていると思うんですが、私の言うてるのは全体解明のめどなんですが、もう皆目わからんということでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 先ほど議員おっしゃるとおり、今、僕が申し上げたのは、調査完了に関してのことでございまして、その調査を経て精査期間を設けて、なるべく早い時期に調査といいますか、内容の把握に努めて完了してまいりたいと思っておりますところでございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 私の質問にお答えになっていないんですが、これが完了して、それだけで告訴するということがないでしょ。やはり、もっとほかにも調べていかないかんといいところがあるかと思うんですが、そういう意味でのめどと言っていますので、何年にわたるのか、その辺がちょっとわかったら、思いだけでも結構ですから。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 なるべく早くというしかないわけでございますけれども、現在進めておりますのは、確実に告訴ができる被害額といったようなところを調査しているところでございますので、全体の被害額についても並行して調査をしているところでございますので、先ほど申し上げましたように、なるべく早い時期に全体の被害額と、それから、確実に刑事告訴ができる被害額といったようなところを進めているというところでご理解をいただきたいと思えます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 大変だとは思いますが、その辺言いづらいと、めどが立たないだろうと思えます。その辺は私も理解したいと思えます。

それから、4番目の質問なんですけど、特命班を設置されて調べているというところなんですけど、その特命班という方はこれだけを専従でやっておられるのか、ほかの業務も一緒にやっておられるのか、その辺のところをお聞かせください。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 特命班は通常の業務と並行しながら、町税横領事件に対する特命作業を行っております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 ちょっと私は心配しているんですけど、職員の健康面とか労働負荷を考慮せないかんのとちやうかと私は思います。増員を必要とするなら、今日も西澤議員もおっしゃっていましたが、小島さんの方へ請求を回せばいいわけですから、一日も早い説明をしていただくために、そういう体制をつくっていかないと、日常の業務と特命班といたって、やはりやるのは限界があるかと思っておりますので、やっぱりそのことを一度しっかり考え直さないかんのと違うかと思うんですけど、いかがですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 議員ご指摘どおり、私も4月から税務課長に拝命していただきまして、税務課だけではないんですけども、特に税務課は普段の状況から精神健康状態というのがいつ時崩壊してもおかしくないストレスと申しますか、プレッシャーの中にあるということは強く認識しているところでございます。議員ご指摘の職員の健康面、労働負荷に考慮する必要があると強く認識しているわけでございますけれども、現状は限られた人員の中で通常業務に加えて、最優先して行わなければならないというようなことでございます。

ただ、併せて臨時職員を総務の方も人員配置をしたりとかいうことで、作業そのものについてなるべく遅れを来さないといったようなところでの増員といったようなことは随時行いながら進めているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 町民は一日も早く知りたいと思っておられます。その辺がいろんな意味合いで申し上げているつもりなんですけど、町長、これは増員してでも早くやっていくという形をとらないと、私は業務も麻痺するんじゃないかと。今朝もあったようなミスやとか、いろんなことも起こり得ると思うんですね。やっぱりその辺はちょっと体制を一度しっかり考え直す必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○木村議長 町長。

○北川町長 職員は確かにもう疲労もピークにきていると私も思っております。そんな中で残念なことに、4月に異動で配置をした北川耕司君が病気で長欠ということで離脱をしたというようなことにもなりました。したがって、速やかにそれを補充する意味で企画の方から岩瀬を異動し、6月1日に臨時職員を1名増員をさせていただきました。そのことによって、訪問調査の資料のコピー等は今現在、シルバーや一般の元OBやらを含めて、3名がそちらの方にも配置をして今していただいているということで、人数的には多いとは言えませんが、足りるような形で取り組んでもらっていると思っておりますので、期間的にはいつまでということは私らもまだもう少しはっきり申し上げることはできませんけども、鋭意努力をしながら、一時も早い解明に向けて取り組んでいくというような決意であります。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 今言われたこと、町民も望んでいることですので、その辺はひとつしっかりやっていただきたいと。

それと、町民への説明という形が、毎回申し上げるんですが、現状では申し上げられないのかどうか。皆さん、いろんな情報をマスコミ等でこの間も流れましたが、いろんな放送が出るんですけど、町として一度こんな現状だということをやっぱり知らさないといかんのと違うかなと思うんですが、いかがでございますか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 ご指摘どおり、同じことばかり言って申しわけないんですが、町民への説明を早く行う必要があるというのは強く認識をしていますけれども、その説明ができるように調査を進めておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 説明をやると、調査が遅れるとかそういうことでもないかと思うんですけど、やっぱり町民さんあつての甲良町ですので、やっぱり税金を払ってくれている人をいつまでもほっとくわけにはいかんだろうというように思います。その辺は何とか一日も早く、途中経過的な要素を発表していただきたいと思えます。

6番目の質問に入らせていただきます。

出町、野口間の拡幅工事について質問させていただきたいと思うんですが、今、野口の信号のところパチンコ屋さんが出て、河瀬へ行くのに私も電車によく乗るもんですから、やっぱり3分から4分、1回半ぐらいの信号を余分に朝はみておかないと通っていけないと、中間でも1回ぐらいはとめら

れてしまうと思うんですけど、早く整備すればすつと行けると思うんですけど、現状は出町、野口間、県のめどはどのようになっていますでしょうか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 県道敏満寺野口線改良工事でございます。野口の側ですけども、8号線に接している部分でございます。今年度は今のパチンコ屋の反対側の用地買収、そして、電柱移転を行いまして、現道、今のパチンコ屋のあるところをもうちょっとなおして、一部供用開始できるまでを予定しておられます。来年度以降は、今のパチンコ屋の反対側の部分を改良できれば改良し、野口側の交差点改良、今、ガソリンスタンドの方側ですけども、そちらの方も今後、用地買収をされて、右折だまりをつくっていかれるというようなところでございまして、数年はかかると。正式な見通しについても、立っていないのが現状だそうでございます。

また、出町の方側につきましては、電柱移転と補償物件の移設、浄化槽が入っているそうで、それを行ってもらって、来年度以降、工事着工できるように進めておられます。野口側と同様で、完了は数年かかるのではないかということをお聞いております。

○木村議長 西川議員。

○西川議員 まだ数年かかるということですが、去年あたりの答弁はもうちょっと早かったと思うんですけど、だんだん延びていくというような形がありますので、やっぱり県に対してもっと強い要望をまた出していただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村議長 ここで、暫時休憩といたします。3時15分より再開したいと思います。

(午後3時00分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○木村議長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

建部議員の一般質問を許します。

10番 建部議員。

○建部議員 ずいぶん久しぶりの一般質問でございまして、戸惑いがあればご容赦を願いたいと思います。私は、北川町政を信頼し、支持する立場で、北川町政の起死回生、さらなる発展、向上をこいねがう思いで、ただいまから一般質問を行います。

まず、町行政の土台、基礎、基本となる役場組織の構築、改善、すなわち町役場の体質、組織改善と職員の資質の向上および職場の秩序、規律の保持、確立について質問を申し上げます。

職員1人を犠牲に出しました官製談合から始まりまして、元議員宅の水道水の窃盗事件、商品券問題、これにつきまして私も反省をいたしているところでございます。そして、職員の税金横領事件、北川町長の解職請求署名活動など、またつい最近は、病気休暇中の職員のテニスコーチの話、そういったことで非常に町のイメージが悪くなっている、損なわれた町の信頼を取り戻し、回復するために、まず1番に町役場のイメージ刷新と体質改善についての質問を行います。

まず、今の町のイメージアップについては、どう考えておられるかお聞かせ願いたいと思います。私は、町長もしくは総務課長としていたんですが、何かこの中では総務課長が答えることになっていますね。どちらでもいいんですよ。でも、今日もらった答弁者の中には総務課長と出ているので、総務課長。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 事務方の考えということでお話をさせていただきたいと思います。

最近では、税務課の着服が一番問題になっておりますので、そのあたりはできるだけ早く解明をいたしまして、明らかにして、住民さんにお答えをしながら、確実な事務を進めていくということで信頼を得ていく。それ以外にも、細々とした、先ほど阪東議員からもいろんな間違いがたびたびあるとかいうこと、細かいことも含めて、そのあたりはきちっと事務処理、決裁を含めてやっていくということで、間違いのない行政事務をしていくということで、まずは信頼を回復していきたいと考えております。

イメージアップという点で言いますと、ちょっと私だけがどうこう言うのもあれなんですけれど、地方創生の関係とかも含めて、高虎の関係の観光資源等を進めていくとかいうことをふまえて、明るい行政を進めていくことを考えておりますので、暗いイメージだけで行政が滞ってはいけないと思っていますし、並行して事務を進めていますので、信頼回復に努めていくということで進めていきたいと。答えになっていないような感じですけど、やるべきことをきちっとまずやっていくということで、姿勢を見ていただきたいと考えております。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 私がイメージアップ、損なわれたイメージの回復、それを取り戻していく施策なり考え方というのか、以下、これからの質問に入ってくるわけです。やはり、屋台骨である甲良町行政の体質改善というのが、イメージを取り戻す、まず第一の、一番重要な部分じゃないかということで、例えば、役場組織の体質改善が必要だと思います。ちょっと時間が限られましたので、

もう急ぎ足でいきます。

その③の役場組織の体質改善と、総務課長が時々言っていました機構改革、来年29年にはという話がありました。その機構改革をどういう狙いで、またその今の体質改善と併せて機構改革というと、事務の合理化、そして組織の改編なり、強化というのが機構改革でよく言われるんですが、まず役場組織の体質改善については、どのように考えておられますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 体質改善ということで、何回にもなりますけれど、やるべきことがきちっとできていない、公務員としての仕事のやるべき姿ができていないということをふまえて、そこはきちっと基本に立ち返って押さえていくということが必要かと考えています。

あと、役場には臨時職員も何人かいるわけですが、やっぱり正規職員が見本を示していく中で、臨時職員の雇用ということも考えていくということも含めて、正職員が100%あるいは120%の仕事をしてということが必要かなと考えます。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 次、(2)と(3)と関連がございますので、一括で申し上げます。やはり、職員の資質向上、そして、最近、職員のマナーが悪いと言われています。この前も町民さんから、窓口に行ったら、職員がガムを食べながらお客さんに対応していると。そして、奥から出てくるときにポケットに手を突っ込んだままお客さんに対応に来たと、そんな話を私は選挙期間中に町民から聞きました。そういうことで、職員の資質とマナー、もう現状はどうかというのを聞くまでもないんですが、やはり、そういう職員に対する研修なり、訓練、指導、それと、役場の秩序というか規律、そういう中ではやはり正しい決まりなり、また服務規程というのがあります。そういう中で、非常に職員に対しては厳しさがいいのではないかといいところあたりで、ちょっと申し上げます。

平成18年ぐらいに、実は「自己変革と対話で培う職員の育成を目指して」というので、「甲良町やる気職員づくり指針」というのが、平成18年にできて、そして、21年ぐらいにその書き直しというか、更新がされているんですが、ここに並んでおられる管理職の皆さん、そういうものは知っていますか。総務課長、そういう指針があることはご承知ですか。知らない。実は、この指針は私は手元に持っているんですが、これは平成20年ごろ、私はその前のときも一般質問でこの話を出したことがあるんです。要するに、職員の意識改革なり、資質の向上、職員の能力開発について、ここに書かれているんです。その指針でもって周知徹底が図られていたら、今日の

役場の体質改善云々とかいう、また、職員のマナー、そういう行儀作法なり、態度、接遇のあり方が変わっていると思うんです。要するに、最近そういうことが非常に悪いということが聞かれている。じゃ、その間の職員の研修なり、そういった周知徹底はどうしているのかということ、このことを知っているかと聞いたんですが、今の管理職の皆さん、知らない。実はこれはできているんです、立派なものが。ぜひともそれをもう一度戻して、その資料を一遍、探していただきたいと。もし何でしたら、私がこれをあげますから。また、これが更新されていますから、そういうことでやはり職員に対する厳しさ、特に町民に対する接遇、そういったものについては、やはり心して厳しく皆さん方に周知徹底を図っていただきたいと思いますが、総務課長、どうでしょうか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 大変お恥ずかしいお話で済みません。そういった研修、町役場ではできておりません。これが事実でございます。少なくとも年度がわりも含めて、接遇、それから管理職の事務処理も含めて、職務規則の徹底、財政の考え方等も含めて、そこら辺の基本的な研修が甲良町では毎年、定期的にできていないというのが現状で、申しわけございません。そこは、しっかりとやるべきやと思っておりますので、間違いなく職員研修ということで、それは取り組んでいきたいと思っております。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 再質問は行いません。十分わかっていただいているというので、そういったことでの期待を申し上げておきます。

次に、職員の定期異動についてですが、これは先ほど阪東議員からの質問でもありました。私は現金、入札に携わる職員が所属するところについては、3年。5年は長すぎます。そして、通常的一般事務においても、私は本当は3年から5年といきたいところですが、これは3年から6年という幅を持たせました。通常的一般事務といいますと、もちろん一般事務職員というのは、どの課へ行っても、その事務処理ができる能力をもっていないといかん。専門職とかそういう特定の職務じゃないので、異動があれば、やはり一からその仕事を1年間で覚えて、2年、3年で実績を上げていくというサイクルでないとだめだと思うんです。だから、この一般事務行政職については、やはり3年から6年で周期的に変えていく。そうでないと、組織の浄化、刷新、そういったものを活性化を図ることはできません。職員が長いと、その仕事に対する意欲が損なわれます。そして、仕事に対する緊張感、仕事のミスがあると。そういったことから適時なときに3年ないし6年ぐらいでは、やはり通常的一般事務は異動すべきだと。保育士については、もう決められてい

ますから、西保育センター、東保育センターと。これは、やはり5、6年をめどに、長く、10年、15年にわたって同じ箇所というのはよくない。やはり、5、6年ぐらいの周期で西と東にかわる。また、子育て支援センターにかわるというサイクルはやはり必要だと。特に専門職につきましては、保健師とか、その処遇については随時というか、職場によっては異動がないというところもありますが、これらについては技能労務職の運転手もそうですが、適時やられる方がいいと、私はこの定期異動については提案を申し上げたいんですが、どうでしょう。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 議員の提案もふまえて、定期異動、やっぱりそれは必要やと思いますので、そういった目安をつくっていきたいとは考えています。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 次に、5番、職員組織の少数精鋭化志向。これは、過去、山本日出男町長のときに非常に財政的に困窮してきた時期がありまして、定年退職をする職員に、後の補充を数年間行ってこなかった。そして、そこに職員間の断層ができるというので、退職された方の3分の1もしくは2分の1の補充で済ませてきた時期があります。そういうことで、これから後で出ます地方創生の話でも出るんですが、甲良町の人口は間違いなく減っていきます。町の一応、5,000人というような目安を持っているんですが、人口も減ってくる、その中でやはり町の職員の今現在の陣容を、私の思いでは30%の減員というのも提案申し上げたいんですが、これは必ずなし遂げていただきたい課題であります。

確かに行政のサービスの事情は複雑多岐にわたって仕事の量は増えてきます。増えてくるに応じて、職員の数も必要になってくるんですが、そこは実は括弧書きで40から60、60から80、80から100というパーセントを書いているのには理由があります。

まず、職員のタイプからしたら、仕事ができる人、仕事のできない人、これは能力です。それから、仕事をする人、仕事をしない人、これは仕事に対する、要するにサボタージュ、仕事が本当に100出し切ってやっているか、いや親方日の丸、のほほんとして1日過ごしたらいいというだけの仕事しかしないのかと。私も現職時代、やゆされたことがあります。お前らいいなど、親方日の丸でのほほんとして1日過ごしたら給料が当たる。お前ら月給泥棒やと言われた時期も実はございました。そういうふうにして、職員のタイプも仕事のできる人、できない人、仕事をする人、やらない人、そういうことになりますから、やはり一番いいのは仕事できて、能力があって、精いっぱい仕事をするというのは一番いいんですが、中にはやはり仕事ができない、仕事

をやらない、要するに、しないという職員がいてる。少なくとも仕事のできない職員は、やはり教育なり訓練でもって仕事ができるようにする。そして、仕事をしない職員については、やはり服務規程の基準、そういったものを徹底的にその職員に与えていくとすることをしないと、実は40ぐらいしか仕事をしていない人はせめて60%に上げてほしい。これは仕事率と言っていますが、仕事力でもあるんです。だから、80%の方はやっぱり100に近づけてほしいと。そういうことを考えていきますと、この30%の減員、そして、仕事に対する職員の気構え、資質、また服務規程等の周知徹底によって必ずやなし遂げられる、これは目標でありますので、ぜひとも少数精鋭化に向けた町の待遇なりを考えていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょう。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 先ほどもちょっと言いましたけれど、やはり持てる力を最大限発揮してもらい、させるということが大事やと思いますので、研修もふまえて。あとは、管理職の能力もふまえてやっぱり部下にはきちっと仕事をさせるということも必要になってくると思いますので、管理職の研修もふまえてやっていきたいと、やらなければいけないなどは思います。

職員の数につきましても、人口減少に伴いましてやっぱり必要数が減ってくるであろうという認識はしておりますので、その辺もふまえて考えていきたいとします。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 次に、6番目に行きます。そういう厳しいことを言ったんですが、やはり職員の待遇改善も考えていかなければならないと思いますが、私の現職時代の給与水準というと、犬上郡内でいったら豊郷町、多賀町、そして甲良だったと思います。今、町の段階でも日野町というのは非常に高い給与水準であったと、当時からそうでした。今現在、仮に国のラスパイレス指数、100からすれば、甲良町はどの水準にありますか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 ちょっとラスパイレスを持ってくるのを忘れたんですが、下から数えて一番目、二番目ぐらいの給与水準です。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 私は少数精鋭主義、それと同時に職員の待遇改善を考えてほしいという思いで今、質問をしているんですが、滋賀県下の尻から1番か2番と。それだったらやっぱり職員の仕事に対する意欲もある一定、損なわれる。そういう意味では、これは何とかして、上位に云々じゃないけれども、少なくとも国が示す100%のラスパイレス指数、私は現職時代は97%ぐらいの時期がありました。今現在、多分、甲良町は95%前後ぐらいじゃないかと

思うんですが、これは少なくとも多賀、豊郷、郡内平均以上の給料の改善を何とかやるべきではないかと思えます。

2つ目に、同一労働、同一賃金。最近、これは国が言い出しました、この表現。私は現職時代、職員労働組合に20代の時期ですが、そのときの書記長なり、委員長をやって、そのときに労働者としての立場で、この同一労働、同一賃金というのを運動の中でよく言っていたことがあるんですが、最近、これを国が言いました。同じ仕事をしたら、同じ賃金、給料がええじゃないかと。とりわけ、保育士に対する待遇改善が言われています。もちろん正職もですが、嘱託、臨時の保育士さんの労働条件なり、例えば正職の方と比べると80%確保されているのかどうかわかりませんが、その保育士の給与の実態はいかがですか、今の臨時の。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 正職員でも幅がありますので、新卒で入った人と、一概には比較できないんですが、金額だけ言いますと、保育士、嘱託で月額16万5,600円です。今、保育園の保育士は全員嘱託です、臨時職員はおりません。子育て支援センターの保育士は16万3,600円ということで、2,000円低くしております。これは、業務内容が若干違いますし、担任を持つ、持たない、いろいろありますので、そこら辺のかげんで若干下げさせていただいているというのが現状です。一時金が出ておまして、年間2.4カ月、これは嘱託も臨時も一緒です。これは多分、他町に比べると、計算したんですけど、それも含めて年間の嘱託職員等の給与所得を見ますと、他町に比べると甲良町は高いという数字が出ております。有給休暇は嘱託も臨時も年間10日という条件で来ていただいているというのが、保育士の現状です。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 今の総務課長の話では、甲良町は比較的水準が高いというところでございますが、嘱託、臨時であろうと、やはりその保育士の経歴、経験によって給料も変わってくるんですが、少なくとも同じ経験を有している方なら、最低80%の確保は現在では通常というか、同じ仕事をしていて、そして、そのキャリアも同じキャリアがあるとしたら、少なくとも80%までぐらいの給与の確保は今後必要ではないかと思われま。もちろん、臨時、パート職員の処遇改善についても、これはぜひとも考えていただきたいというところで、大きい1番の質問はこれぐらいにしておきます。

次に、2つ目、しあわせの里・こうらの創生。これは私が甲良町が幸せの里であればいいなという願いも込めて、しあわせの里と言っているんですが、甲良の創生についてということで質問を申し上げます。

実はこれは簡単に企画監理課長に1人で答えていただこうと思ったら、何

か今日のこれを見たら、いろんな人が答えていただくようになっているので、一つ一つ申し上げると時間がないので、一括で一つ一つを申し上げたいと思います。

まず、(1)の人口減少対策としてのまち・ひと・しごと創生とは何かというので、もちろん滋賀県では甲良町、多賀町、竜王町、いわば崩壊というのか、なくなるんじゃないかというところまで人口減少が非常に心配されているというところがございますが、その人口減少対策を私は大きく4つ上げているんですが、やっぱり甲良町で生まれてくる子どもを多くしたいというか、出生率を上げるということ。それから、やはり甲良町からよそへ出て仕事をするんじゃなくて、甲良町から通勤範囲内で就労に就いていただきたいということ。そして、健康で長生きをしていただくということと、少しでも長く甲良に住んでいただきたいという、その4つを上げました。

もう一つ、実はあるんですが、甲良町に来ていただく、甲良町に移住していただく。要するに、甲良町に転入していただくという、よそから甲良町へということも実は1つあるんですが、これはよくよく考えると、仮に甲良町へ来ていただいたのはいいんですが、来ていただいたその先の方では、その分、人口が減る。ということは、日本的に見たら甲良町が仮に増えても、その元のところでは減るということになってくると、これはもう結果的には一緒だと。だから、あまり移住というのには私は重きは考えない。甲良で増える分、よそで減るということは、結局は一緒だということなので、日本的に考えればそういうことだということなので、特にこの4点を上げたんです。一人一人の方が出ていますので、まず出生率を上げることについては、保健福祉課長、どうですか。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 保健福祉課の方では、まず出生率を上げるためのことと、それについては出生を安心して生み育てる環境整備が必要であると考えますので、現在、妊娠、出生の支援としては、妊娠を望む夫婦の不妊治療費の一部を助成しております。県の助成がない人工授精の費用も、甲良町では対象としております。制度が始まって9年間で9組が出生につながっております。以上です。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 通勤可能範囲内の就労。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 就労支援につきましては、アンケート中にも出ておりましたので、今後、まち・しごと部会で検討をしていきたいと考えております。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 お年寄りが健康で長生きしていただくことについては、保健福祉課長、どうでしょうか。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 生活習慣病の重症化を防ぐために、健診内容の充実を図り、生活習慣を改善するための個別指導を年間を通じて実施しております。また、今年度からがん検診の自己負担を無料化し、全て同日に受けられる総合健診を実施することで、受診者を増やし、早期がん患者を発見し、がん死亡を減らす取り組みを行っています。また、さらに高齢期になっても介護予防事業を推進することで、健康長寿の寿命を延ばす取り組みを行っています。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 一応、4つのことについてお答えをいただきました。とりあえず、人口減少対策としては、この4つの柱が中心だと思います。

そこで、(2)のその戦略はいろいろあります。私は次の3つについて提言をしたいというか、考えを聞きたいと思います。先ほども申し上げました、やはり沢山の子どもを産んでいただきたいという意味で、それを奨励するというので、そのお祝いとして子育て支援をするために出産祝い年金を創設したらどうか。もう具体的に言えば、第1子30万円、第2子50万円、第3子100万円、そして、第4子については50万円と下がって、第5子については30万円。非常に金額が高うございます。でも、私はこの金額には固守しません。第1子30万が20万でもいいんです。第3子100万が50万でもいいんです。ただ、こういういわば金額が多ければ多いほど、私はいいと思うんですが、ただ第1子が生まれてから、一時に30万ということじゃない。3年間かけて10万円ずつ支給をすると。ただし、甲良でその子どもを産んでいただかなければいけませんので、父母ともに甲良町に住んでいただくというのが当然の条件になってくるわけですが、それでもって3年間で第1子の場合10万円ずつ。これには、保育園の保育料も含めて、その子育てを支援するわけですから、年10万円ずつの年金という考え方。それが第3子でいうたら100万、これは10年間かけて10万円ずつ支給するわけです。その10年間、子育てのために使っていただくというような制度を創設したらどうかという提案なんです。

2つ目には、特別自治区設置、これは団地ですよ。要するに、100戸程度の分譲、そういった集合住宅の団地をつくって、アンケートの中にもありましたね。つまり、旧村というか、自治会、現在ある村の古い、しきたりとか因習、そして土日の勤労奉仕、出役、そういったものがあって、非常にそういったことに対する抵抗を感じておられる方がございます。そういうこ

とで、土日の出役や勤労奉仕のない、また自治会事業や活動は自主参加として自由、快適な住環境、生活空間を創出するという、どこかにそういう団地をつくって、そういうところで住まいをしていただくという。もちろん、各字内には空き家がどんどん増えてくるわけですが、その空き家対策として本当はその在所に住んでいただきたいということもあるんですが、特に今言った、そういうおつき合いの苦手な方々がそういう住環境でもって生活をするという団地をつくってもいいのではないかということ。

そして、3つ目には甲良の宝、もちろん子どもでございしますが、それが家族愛なり、郷土愛を育み、賢い。この賢いという表現、まずかったかもわかりませんが、やはりどうしても賢いという言葉にとらわれたんですが、学力、知力、ここであえて体力を入れていないんです。体力は、私は甲良の子は体力があるかなと思っていますからあれですが、一応、学力。もちろん、何回も話題になりますが、滋賀県は日本全国的に言えば、下から2番目、3番目ぐらいの学力の水準であると。そしてまだ、甲良町はその滋賀県の中でも下から数えて、いや一番下かもわからないし、数えて何番目かというところの学力の水準であります。私は、日本一とは言いません。せめて、滋賀県一をめざした学力、そういう賢い子どもを何とか地域をあげて、もちろん学校も含めてですが、そういう子どもに育てられないか。日本一じゃないです、滋賀県一をめざして、そういう子どもが家族愛、そして郷土愛、要するに甲良町から離れずに甲良町で生活がしたいと思える、そういう子どもに育てていていただきたいと思うし、また地域の皆さんが、私らも含めてそういう子どもたちに育てていくという夢に近い話なんです、そういうこの3つのことが私は一番に頭に浮かんできたことなんです、これに対してそれぞれでございますので、ちょっとお伺いします。

まず1番の問題で、保健福祉課長。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 今回、子育て応援金支給条例を上程させていただいてますけれども、年金タイプではなく、今回は出産祝い金として継続可能な支援の実施を考えておりますので、出産祝い金は1人2万円と考えております。

○木村議長 建部議員。

○建部議員 それで、今、2万円考えている、それはそれでいいんですが、これは検討の余地があると思いますか。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 子育て支援策で出生を上げるためには、出産祝い以外に、その他の支援もあると思いますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部会議の方で、またさらに支援策を検討していきたいと思っております。

- 木村議長 建部議員。
- 建部議員 2番目のことにつきましては、どうですか。
- 木村議長 建設水道課長。
- 北坂建設水道課長 住宅用地確保事業化の調査業務というのを今年度着手する予定でございます。これは、事業化ができるかどうかというところで、宅地ができるかという調査でございます。自治の内容につきましては、事業化が進んでからの課題と考えております。
- 木村議長 建部議員。
- 建部議員 次、3番目、学校教育課長となっております。
- 木村議長 学校教育課長。
- 藤村学校教育課長 甲良に長く住んでいただくために、議員の提案はとても大切だと認識しております。このことは甲良町の教育方針にも盛り込まれているものでございます。郷土愛を育むために学校教育では総合的な学習の時間や生活科の授業の中で地域に実際に出かけて、地域の人と触れ合う中で、地域のよさや人々の生きざまに触れて、郷土に愛着と誇りが持てる子どもの育成を今、めざしているところでございます。甲良三大偉人や人権獲得に尽力した人々についても学んでおります。また、5年生、6年生を対象としました「せせらぎ探検隊」でも、三大偉人にかかわることを計画しています。
- 学力につきましては、昨年度から中学校に佛教大学の原教授や講師の方々を招聘して、教職員の指導力の向上を図っているところです。また、学力・学習状況調査につきましても、それぞれの学校で分析をし、子どもたちが主体的に学べるよう、授業の改革の方をめざして取り組んでいるところでございます。
- 以上です。
- 木村議長 建部議員。
- 建部議員 私の予定は30分でしたが、今、35分です。あと1分。
- 最後の3番目のしあわせの里・こうらの創生は、総合行政と町民生涯福祉の極み、知恵と力を出し合い、みんなで成そうというのは、これは質問ではないんです。私の思いなんです。この地方創生という政策は、総合行政、トータルに考えていかなければならない施策だと、私は総合行政だと思っています。また、小さいお子さんというか、生まれてくる子どもから天寿を全うして亡くなる老人の皆さんの生涯を含めた生涯福祉という立場で考えていかなければならない。これには大変なお金がかかります。そのお金には皆さん、議員も行政も知恵と力を出し合って、何としてもこの地方創生をなしていこうということで私の一般質問を終わります。
- 木村議長 建部議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

6月に入り、麦の収穫時期となりました。今年は麦の被害もあって大変心配をしておりましたが、何とか収穫時期を迎え、少し安心しておりますが、被害状況をお聞きしたいと思っておりますし、また、ことわざで喉元過ぎれば熱さを忘れると、人の噂も七十五日など、時間がたてば忘れられるということわざがあり、町民の方も少し忘れがちになっておりますが、甲良町においては絶対に起こしてはいけない、忘れてはならないことが起きていますので、その不祥事について再度質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。全国を騒がせましたプレミアム商品券の問題を問うということで、確認なんですけど、①でプレミアム商品券は幾ら分を発行して、使われたのが幾ら分なのか。そして、何パーセント使われたのかお聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 商品券ですけれども、5万2,000枚発行されまして、使用枚数は5万1,784枚でございます。使用率は99.6%でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 沢山使われたということで、まだ使われていない方もいたということなんですけど、これについて換金において加盟店とのトラブルなどはなかったんでしょうか、お聞きします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 聞いておりません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それだったらいいんですけど、次の質問なんですけど、国からの交付金が幾らになったのかお聞きします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 交付決定額が1,503万4,000円ありまして、実際に使ったお金が1,274万9,000円です。不用額ということでお返しした額が228万5,000円で、228万5,000円の内訳としましては、プレミアム商品券は買われたんですけど、使われていなかった分が20万9,000円です。あと残りの207万6,000円につきましては、消耗品とか印刷製本費、手数料とか、当初、臨時職員さんを雇うつもりでしたので、そういうお金が使われていなかった分として返しております。

以上でございます。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 予定よりちょっと下回ったという原因まで言っていたいて、大変ありがとうございました。

次の質問なんですけど、この前も言わせてもらったと思うんですけど、常陸太田市の議員の方では、プレミアム分を返還して辞職されておりますように、きちんとけじめをつけているのが現状であります。それで③の質問なんですけど、プレミアム商品券の購入に際して2冊を超えて購入した北川町長と建部議員は、その超過した購入分に対して返還されたのかどうか確認しますので、よろしくをお願いします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 返還されていません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 返還はされていないということなんですけど、ちょっとこれは町民が納得するかというと、またこれも問題になってくるかと思うようなことなんですけど、新聞、テレビ等の報道では深く反省しているとか、そういうことをずっと言っておられました。それなのにこれをしていないということ、ちょっとこのことを言っていたのはうそなのかということ町民の方に聞かれたら、思われると思いますので、ちょっとそれ以上追及するのは今日はやめておきたいと思うんですけど、ちょっとそこら辺のことを考えていただきたいと思います。

それで、④の質問なんですけど、プレミアム商品券でとても町のイメージが悪くなっております。今後、このプレミアム商品券の取り扱いなどを行うのは、どのように行っていくのかというのがあれば教えてください。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 現在のところ、プレミアム商品券の計画はございません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 私もその方がいいなと思っておりましたので、もうこれはちょっとまた悪いうわさも立ってはいけませんので、ちょっとこれはこれでいいと思います。このことにおいて、やっぱりプレミアム商品券で全国で有名になって、悪いイメージが甲良町につきました。こんなことが今後、絶対に起こってはなりません。また、テレビ報道では行政のずさんさも指摘されております。これからは何を行うにしても、しっかりと計画を立て、もう二度とイメージを悪くするようなことがないようにお願いしたいと思います。

それでは、次の質問事項の南部工業用地造成事業計画を問うということに入らせてもらいます。

①の計画に反対されています西明寺とはどのような話し合いになっているか聞こうと思ったんですけど、先ほど西川議員の質問から、まだ何も交渉の方はやっていないということだったんですけど、それでよろしかったでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 先ほど、西川議員にお答えしたとおりであります。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今後、折衝していくという予定とかは全然ないということですよ。よろしかったですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 いいえ、当然、協力依頼はお願いに行こうかなと思っておりますが、先ほども言いましたとおり、ごみ処理施設の関係でも反対されておりますので、その応募期間が7月末でありますので、それを終えてから、企業誘致担当課としては協力依頼をしていきたいなというように考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。次の②の質問なんですけど、西明寺が反対ということなんですけど、この計画を反対しても100%反対でも進めることができるのか、それとも100%反対であれば進めることができないのかお聞きします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 協力をお願いして進めるのが本意であります。制度的にだけ申しますと、開発行為の申請、許可につきましては、技術的な手続ということになっておりますので、その行為自体はできます。なるべく協力をお願いしながら、一緒に取り組んでいきたいなとは考えております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ちょっと質問があれなんですけど、100%無視してやっていったいいものなのか、やっぱり無視してはいけないので、100%これが反対であったら、してはいけないのかというのをちょっとお聞きしたいんです。どちらかというのをちょっと聞きたいんですけどね。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 無視してやるとか、やらんということではなしに、同意がなくても制度的には進めていけると。先般、県の方にも確認には行きましたが、10年ほど前までは同意行政ということで、何でも同意をもらうということでしたが、国交省の方がもう同意は不要やと。技術的な申請をチェックしてということですので、同意自体は要らないということでした。

○木村議長 町長。

○北川町長 企画監理課長がそのように申し上げましたが、やはり、我々としては共存共栄ということを大前提にしていますので、できることなら西明寺さんの100%のご理解をいただいて、同意をいただくという中で事業に取り組んでいきたいと。

そのためには、まず話し合いすることが大事なんですけども、ただ今の段階では西明寺さんの方も弁護士さんを通じて折衝をするというような形で向こうが言われておりますので、けども我々としては、弁護士さんを通じるのも当然必要なことかもしれませんが、弁護士対弁護士でそういう話し合いをするというのはいかがなものかというのが1つと、それと、やはり企画監理課長が言いましたように、ごみ焼却場、これは期限が7月末ですので、それで甲良町としてはごみ焼却場には手を上げませんということを意思表示をはっきり表明をさせていただいて、そのことを理解してもらってから、できるだけ西明寺さんの気持ちに合うように取り組んでいきたい。

西明寺さんも全てがノーじゃないと思うんですよ。一番最初は、私どもが説明させていただいたときは、工業団地、企業進出については賛成すると。取り付け道路についても協力すると。売ることにはできないけど、貸すことはできると。そういう話し合いの中からスタートしているんです。それが途中から、ごみ焼却場の問題が発生したことによって、ちょっと考え方が変わってきたというようなことでもありましたので、西明寺の住職さんには、そういう意味では誠意をもってお話をさせていただいて、企業誘致についても共存共栄でき、また逆に半面、西明寺さんにとっても、その方が観光というんですか、西明寺さんの客が増える、そういう観光面でもプラスになる、そういうような形の企業を選定してお話をさせていただくというようなことで、円満解決という方向で。何も法律がこうだから、それで強引に進めるというようなことじゃなくて、円満に話を持っていきたいと思います。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。それを聞かせていただいて、ちょっと安心しました。やっぱり、西明寺さんの意見もきっちりお聞きして、共存共栄というのを言われたように、しっかりしていただきたいと思いますし、早めに西明寺さんの意見をしっかりと得ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それで、次の3番目のごみ焼却場についてということで、今いろいろ答えていただきましたが、ちょっと最初の方にお聞きしたいのがありますので、少しだけ質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。現在の進行状況をお聞かせください。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 現在、彦根愛知犬上広域行政組合において、平成26年12月に第三者機関として、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会が設置されております。28年3月までに9回開催されています。また、住民説明会は3回開催されています。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 次なんですけど、候補地は今どのようになっているのか、あればお聞かせください。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 平成27年10月15日から平成28年7月29日までの期間で、建設候補地の公募をしております。選定委員会からは、現在、応募されているのは1カ所と聞いております。まだ公募中ですので、応募された地域名は公表されておられません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。次に、候補地を聞こうと思いましたが、それはまだ公表されていないということなので、よろしいです。

次の③の質問なんですけど、ごみ焼却場に池寺地区が候補地になるとかいう話もあったんですけど、候補しないという形を、先ほど甲良町からはないということだったんですけど、これでよろしかったでしょうか。

○木村議長 町長。

○北川町長 甲良町は候補地として名乗りを上げることはありません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 わかりました。ありがとうございました。

それで、次の質問に入らせていただきたいと思います。4番目の、新聞等と言われておりました住民課での私文書偽造、再発防止に向けてどのように行っているのかちょっとお聞かせください。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 当時使われておりました印鑑につきましては、総務課が回収して処分をしております。福祉医療対象者全員から福祉医療券交付時に付加給付等を受給した場合の報告、保険者への連絡等について、文書にて同意書の提出をお願いしております。また、福祉医療高額療養費請求事務については、联合会からの情報をもとに、誰がいつどのような状態かというのを全て一覧表にしまして、管理職が業務を把握しております。全ての申請については、本人の署名、押印ということを基本にしております。

以上です。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それでは、今、書いたもので全部チェックしているということでもよろしかったでしょうか。それで、次の質問なんですけど、やはり課長が変わっているということなので、これに対しては引き継ぎ等、きっちりとどのようにやったのかということをお聞かせください。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 現状といたしまして、経過報告と改善内容について事務引継書を作成し、口頭での引き継ぎを前課長から引き継いでおります。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 前住民課長の山田でございます。平成28年3月29日に、米田後任課長に事務引継書によりまして、口頭と書面で管理職の管理不足に起因いたします福祉医療高額療養費請求の確認について、平成27年度において管理職が把握するため、担当に誰がいつどのような状態かをエクセルで管理するよう指示しているので、適時、管理職が確認をすることとしているので、遺漏なきよう確認されたいというように引き継ぎを行っております。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 事件のときの担当課長でございます。管理職が現状把握をできていなかったのが原因でありますので、現状把握はできる体制にして、管理職が随時確認することを引き継いでおります。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。今のですと、やっぱり文書に書いてずっと行っているということなので、しっかりとできているというお答え、ありがとうございます。

続きまして、文書に書いてずっとチェックをされているということなんですけど、一番肝心なこと、次の③の質問なんですけど、この前、机等の中に印鑑等を隠し持っていたり、そういうようなことがやっぱりあって、こういうようなことが、自分以外の印鑑を持っていたりとか、そういうようなことがあって、こういうことが起こったと思うんですけど、それ以後、やはり机の中のチェック、ロッカーのチェック等はどのように行っているのかお聞かせください。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 個人情報等が記載された書類は、鍵付きの公用ロッカーの中に保管しております。ロッカーの鍵については、管理職が管理をしております。あと、個人の机、ロッカーについては個人の管理となっております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 個人の管理と言われましたが、机の中とかは開けて、やっぱり管理職が点検をするというところをお聞きしたんですけど。

○木村議長 住民課長。

○米田住民課長 個人の机の中というのは、本人の許可があって、何かを見たいときとかには本人に声をかけて開けることはあるかと思いますが、特別にはしていません。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 そしたら、もう全然チェックしていないということですね。机の方は。ちょっとお聞きしたいんですけど、机というものは役場のものなのか、個人のものなのか、どちらなんですか。

○木村議長 総務課長。

○中川総務課長 そのあたりについても、おっしゃるように徹底ができていません。私は個人的には役場が管理をするべきやと思っていますので、私的なものをそこに置いておくというのは、必要最小限であってもあかんかなと。ただ、例えばロッカーとかが十分完備できていない部分も、うちの役場はありますので、弁当を持ってきました、それをどこに置いておくんですかと、細かい話が出てきそうなんですね。それは認めましょう、どうのこうのと。その辺も含めて、机、ロッカーの管理についての決まりが今ございません、役場では。それも含めて今後の防止策ということを考えて取り組んでいく必要は認識しておりますので、早急にやっていきたいと考えています。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今、総務課長が言われたことが、私は一番だと思っています。やはり、私らのところも監査を受けています。県の監査、中央会の監査を受けていますけど、やっぱり県の監査が来ましたら、1人ずつの机の中身を全部チェックされます、監査委員の方は。それと、やっぱり年に2回ぐらい、先ほど阪東議員の質問で言われたんですけど、内部出向制度があります。これで内部出向で1週間、部署同士の交代をされるときは、新しく来た人が全部、机の中をチェックします。交代された人が机の中を全部して、重要書類を隠していないかとか、そういうのをチェックします。そのときに管理職もまたチェックします。また、もう1回ぐらい決まった期間において、それも管理職が全員の机の中身をチェックします。やはり、重要書類というのは沢山ありますので、役場に関してもあると思います、お客さんからの申請書もあると思いますし、いろんなそういう申請書などを隠していたりしたら、これはまた新たな不祥事につながると思いますので、そういうようなところを徹底していただきたいというのが私の願いで、この質問をさせてもらいました。

次の質問に関しても、総務課長に聞こうと思ったんですけど、今のお答えにありました。そのようにこれからやっていくということをお聞かせいただ

きましたので、もう次の質問は省かせていただきますので、よろしく願いいたします。

次は、これからの質問なんですけど、確認の質問ということで、手短にいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次なんですけど、この前、質問させていただきました、凍霜害によって影響が心配されているんですが、麦の収穫時期を迎えてどのようになっているのかちょっと把握されていればお願いいたします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 この件につきましては、県の方に確認させてもらいまして、凍霜害の麦の穂が出ない、あるいは枯死するという状況はあまり見られていないということでございました。また、寒波の影響で莖数が抑制され、穂数が減少する、また遅れ穂の発生が多くなり、収穫時期の麦の生育がちょっとばらついているということを知っております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今ちょっと、圃場を見ていますと、やはり色づいているのと、ちょっとまだ青いのがちょっとばらついています。やっぱりその青いのを待っていると収穫ができないということなんですけど、収穫量の方はどのようになるかというのはまだちょっと把握はできていなければよろしいんですけど、わかればよろしく願いいたします。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 数量まではちょっとわかりませんが、穂数が減少したことにより、収穫は昨年と比較すると低くなると、県の方は推測している状況でございます。また、成熟期のばらつきが小麦の品質に影響しないかと心配しているということでございました。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはり、ちょっと青いところとかがあれば、品質も下がるということで、また麦の値段も変わってくるということで、ちょっとそこら辺のことをちょっともっと把握していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問なんですけど、減反の補助金のことなんですけど、2018年に廃止ということになっているんですけど、このことについて今はまだ早いんですけど、ちょっと考えていることがあればお聞かせ願いたいんですけど、まだでしたらそれでよろしいんですけど。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 2018年度から麦の減反廃止ということになっておりますけれども、米の生産配分数量の目標を2018年度から配分しないというこ

とでございます。生産調整の補助金は、単価は変わるかもしれませんが、継続されるということは聞いております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。これからも続くということなんですけど、これからやはり農家離れが多くなって、深刻な問題になっておりますので、②と③の質問なんですけど、こちらのはまだ全然という形ではよろしかったでしょうか。

○木村議長 産業課長。

○川嶋産業課長 ②につきましても、①と同様な考え方でございます。③につきましては、今後、きめ細かな情報提供を行うと国の方が言っておりますけれど、現状では何も聞いていない状況でございます。県の方につきましては、再生協議会段階でも会議は予定されるということは聞いております。

○木村議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。本当に農家離れが深刻な問題になっております。このことによって、米価の下落などが起こり、ますます農家離れが加速しないように、しっかりと指導を行っていただけるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○木村議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、ラストバッターです。疲れも皆さん、出ておられると思いますが、質問に的確に、また丁寧に答えていただくことを申し添えて質問に入らせていただきます。

以前も述べたことであります。南部工業団地計画についてであります。私たちは工業団地造成、工場誘致全般を否定するものではありません。工業団地に関しては需要を無視して呼び込み方式などは税金の無駄遣いとなることを指摘し、工場誘致にあたっては公害企業でないこと、地元雇用に貢献でき、他産業育成にも波及効果があるもの、誘致のための特別優遇策を行わないことなどの条件を提起してまいりました。

今回の南部工業団地計画に関しては、大変問題が大きく、疑問が浮かんでくるのです。ある意味では、危ういものを感じます。計画の中身については、通告書に従ってお尋ねをいたしますが、計画の進め方についても問題点があると考えています。

大林組から寄付を受けた後、さまざまなアプローチ、プロセスがあったことは事実ですが、中間デベロッパーに委託をして南部工業団地として開発す

ると公表されたのは昨年の12月議会が初めてです。そして、いきなり業者選定、支援業務委託費49万7,000円を計上した補正予算を提出されました。質問して初めてわかったのは、この49万円を認めれば、工業団地計画全体に進むのだと説明されましたが、行政と議会が状況を共有し、町民とともに人口減少問題に正面から取り組もうという誠実な姿勢が感じられません。それで、12月議会はこの議案は否決されています。そこで、具体的に質問をしてみたいです。

予算の概要の中にも触れられていますが、建設の必要性について、人口減少対策を掲げておられます。具体的根拠として理由を示すべきではないかというように思うんです。後でも触れますが、過去の企業誘致、旧北海製缶、それから、北落の工業団地などが、その効果につながらなかった教訓もふまえているのかどうかも説明をよろしくお願いいたします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、根拠の関係ですが、平成26年度に町在住の20歳から40歳の若者を対象に実施した、甲良町若者定住移住支援に係る町民意識調査の項目の中で、「甲良町に働く場所があればよいと思いますか」の設問に、「思う」と回答された方が6割以上おられまして、甲良町に働く場所を求められております。

昨年の甲良町のまち・ひと・しごと総合戦略推進委員会の議論の中でも、地域で働く機会を支援するという個別施策に対して、雇用の生まれるような企業誘致、多様な業種確保のための企業誘致と地元企業の支援など、企業誘致も有効であるとの委員さんの意見もいただいておりますので、本部の方で議論させてもらいまして、まち・ひと・しごと総合戦略の中で掲げさせてもらったものであります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 進出する工場は、大部分、全てではありませんけども、本社ないしは旧来のところの従業員を連れて移転をしてくるというのが実態です。多賀の工業団地ができました。しかし、大阪や近隣ないしは関東から来た企業についても、本社ないしはその関連企業の従業員を連れて、ないしはそういうところの雇用をするという点で、地元の雇用が増えたということは聞いていません。多賀町も非常に人口減少、激減をして深刻な状況となっていることから見ても、それが見えるようだと思います。

そこで、池寺の説明会がありました。そこで、過去の実績として増えていないではないかと質問をされて、十分な説明がなかったと聞いていますが、どうなんでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 まず、北落工業団地の関係ですが、北落工業団地3社で現在72名の方が働かれておられまして、北海製缶は15名、ユニバーサルが103名の方というような実績になっております。当然、議員が言われたような質問も出まして、当初うちの方もプレゼンに行ったときに、エリアを全部、企業団地としてやった場合に1,000人規模の立地企業をめざすことが可能かどうかというようなことを診断してもらいまして、やり方によっては可能やということでしたので、町としては1,000人規模の企業立地を目指しているところであります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 人口減少問題のところで改めて質問しますが、総合施策なんですよ。つまり、例えば子育て支援を強化する、建部議員から提案があり、総論としてはいい提案だなと思いますが、それを進める上では、そしたら、予算の使い方、重点配分はどうするのかというのが問われます。そういうところから見れば、工業団地はデベロッパーに委託をして、町の持ち出しは最小限。最小限といえども、道路、それから上下水道の設置で8,000万と出ています。計画では1億を超えるだろうというように私も見ていますが、その前後になるわけですよ。その出費をして、人口の増加ないしは定着に、子育て施策やその他の住み続けられる、ないしは甲良町に住んでみようかという施策の実行は何年かの実績が要るわけですよ。そういう実績をふまえた上での工場団地の計画、それから雇用の創出を総合的に進めるという視点が必要だと思うんですが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然、議員が言われるように、総合的に進めるべきやと思いますし、総合戦略自体が総合施策を掲げていると思っております。将来人口5,000人という目標も立てましたので、5,000人を維持すると。それを維持するための向こう5年間の計画やと。1年が終わっていますので、今年を含めて4年間の計画です。予算のところでも何回か説明はさせてもらっていますが、分譲地の可能性調査もしておりますし、企業誘致の方もこういうふうに説明させてもらっています。ただ、議員が言われるように、ハードありきではありませんので、今回の補正予算でも子育て応援給付金をしたり、なるべく加速化交付金が示されたら、それに便乗して町の単費を使わず交付金100%でやるとか、今回も新型交付金が示されたので、それを使って子育て施策なり、特産品施策も併せてやるつもりはしておりますので、38事業プラス1事業、39事業をやることによって、こういう人口問題はクリアできるのではないかと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 私は、南部工業団地の計画をする上で、予算概要のところには人口減少対策というのが書かれていましたので、改めてそれが本当に功を奏するのかという点が疑問に思うわけです。甲良町における人口減少問題の背景、町が実施したアンケートにも示されていますように、政策以前の課題があります。そのアンケートによれば、字、集落の行事が多すぎることで、それから、大小の不正がありました。官製談合に始まって、また盗水事件もありました。こういう整理を、また克服をしていかねばなりません。甲良町では、また最重点施策、最重要の課題として進めた同和対策事業、これの公正な解決も必要になってまいります。

こういう点から見ますと、先進的な例で、全国的な例で見ても、町民の願いから見ても、経済的な負担の軽減、子育てや教育に係る、これを直接、家計を温めるといのが望まれているので、そういう方向にかじを切り、そして、そのことが定着して人口の減少に歯どめがかかるという状況を見ながら、ないしは、そういうことを確認した上で雇用の創出、工業団地の計画も前へ進める必要があるかと思いますが、そのときはまた時期が来ると思います。

そこで、2つ目に、今回計画されている場所のことなんですが、自然との調和、甲良町の将来、農業振興の重要な課題にマッチしているのかと、こういうように疑問に思います。町は説明の中で、造成の土砂は外部に搬出しないとしています。大規模な開発で生態系が激しく破壊されることは明らかであります。また、歴代の町政はさまざまな問題点があっても、自然豊かな町、農業の町をベースに施策を組み立ててきたと考えています。地元の池寺区も二次計画を読ませていただきますと、自然があちこちに出てきます。環境保全も出てまいります。自然と調和したまちづくりの展望を示しておられます。これは、24年から33年にかけての二次計画であります。この点で、今回の計画が、その自然保護や農業振興、農業の町にふさわしいものかという点で、どういう考えを持っておられるのか説明をお願いします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 自然との調和、甲良町の将来像ということ。平成22年に第3次甲良町新総合計画を立てています。その中で、町の主要課題にも掲げていますが、甲良町の地域経済を元気にするというような項目がありまして、その中で町への人の定住、定着を促すために、産業誘致による雇用の拡大は重要な町の課題だと、この時点で示されておりますので、今回、総合戦略で位置づけて、企業誘致を進めるのは、総合計画自体にもマッチしているとは考えています。また、進出企業によりましては、農業振興につながる企業も可能性はあるのではないとは思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 人口減少問題については、以前から私は言っていますが、町民の意識、町民がやっぱり結束をし、そして、一緒に協力をするということがとても大事ですし、そのことの情報を共有するということが前提になってくるというように思うんです。ですから、手法のところでも最初に言いましたように、去年の12月に提起されて、こういうことが進む。そして、しかも負担は少ないというものの、従来あった自然環境が変化をする、あるいは壊されてくるということになってくるわけですから、いろんな知恵が町民に結集してもらおうという論議が必要だというように思います。

そこで、次のところに、私も現地に入りました。ため池の歴史、自然をほんの少しであります、かじったつもりであります。そこで、聞きますと、希少動物、絶滅危惧種などの多くが生息する地域だと聞きました。豊かな自然環境が残されている状況を認識されているかどうかお尋ねします。ちなみに、今日持ってまいりましたのは、池寺区が発行している、これは二次計画です。よく池寺の区民の皆さんはこういう文書、それから、論議を重ねて、作成をされて、池寺を住みやすいようにとされているわけですね。池寺の農業、ここにもマッチした、いろんな歴史、文化が記されています。その点でも住民合意、そして、地元池寺だけではありません。町民が知恵を出し合う、そういう合意づくりが必要だと思いますが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 豊かな自然環境を認識しているのかということで、当然、豊かな自然環境ということは認識しております。まず、滋賀県自体が環境に熱心な県でもあります。それで、滋賀県の条例で恵まれた自然環境を保護し、より豊かな自然環境を創造するための自然環境の保全を図ることを目的にした、滋賀県の自然環境保全条例というのが制定されておまして、当然、企業誘致を進めていく上で、この自然環境調査を滋賀県の場合はやらなあかんということで、期間も1年以上かけてやると。その結果をふまえて、滋賀県の方と自然環境保全協定を締結して、どのように自然環境の保全に努めるかというような協定も結びますので、その辺はクリアできるものかとは考えております。

あと、住民合意の件ですが、4月のまちづくり協議会なり、4月の区長・農業組合長会でも説明させていただきまして、ぜひやってほしいというご意見もいただいております。また、今後の住民合意につきましては、6月に開催予定の総合戦略の推進委員会でもちょっと企業誘致の詳しい説明をして、ご意見をいただこうかなとも思っておりますし、この総合戦略自体についてのシンポジウムも今年度考えておりますので、その中で住民のご意見を聞きながら、ご理解をいただきながら進めていきたいとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、いろんなプランが出てまいります。ある方とお話をさせてもらいましたら、農業公園、それからブルーメの丘、これも大変成功した農業公園になって、観光客等も来られています。そういうところ、また職人の技を教えて伝承し、来客も楽しめる工夫なども、いろんな知恵を集めるというのが大事です。ただ、自然環境は一度壊してしまうと取り戻すことができません。

そこで、平成13年、中日新聞さんに記事を書いていただきました。非常に珍しい貝が出たことです。そして、その当時、木村議長もこの珍しい貝を発見した報告を全協でされていまして。そして、それを活かす地域活性化をぜひ考えたいし、町行政ともタイアップしたいというように提起をされたことを覚えています。学芸員の方がいろいろ論文を書かれています。その論文を見ますと、やはり、甲良町の池寺にあるため池が大変価値あるものとして、3年に1回、現地調査をされたりして、地元の方と一緒に自然観察をされているようです。そういう点でも、この自然環境を守るといえるのは、いろんな造成工事になりますと、どういう工場が出てくるかわからないということから見ても、工場排水や造成工事そのものでため池、そのため池自体は埋めないうえにしても、循環しているんですよね。貝がいてるといえることは、ヘドロではないと言っておられました。つまり、ため池の底から湧いてくる、つまり、周辺の山から湧いてくるんだというように説明をされていまして。そういう点でも、ぜひそっとしておいてほしいというのが学芸員さんの話だったようですが、この点について再度、見解を求めます。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 何回も申し上げますが、造成するのに開発行為の申請をして、技術的にチェックなり審査をするような制度でありますので、その辺はクリアできないと許可は出ないかなとも思っておりますし、先ほども言いました、県独自で環境熱心県なので、別の視点の指導も入るとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、具体的に3月議会までの間にいろいろ出た問題の、個別のことを聞いてまいります。この工業団地計画が住民福利の向上と農業の町、自然に調和した事業として完結に責任を持って導くこと自体が本当にできるのかという点で幾つか質問をします。

まずはじめに、町の説明資料、全協で示されました。その中に、丸投げするのではなく、協議に入っていくと、わざわざ表現をしています。丸投げしないための担保、具体的施策、それから法的根拠を示すべきだと思っておりますが、

いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 町としましては、立地企業が開業するまでにかかわる中間デベロッパーと協定書を結んで対応していこうかなと思っていますので、協定書でしぼりはかかるものかなとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 道の駅の協定書を見ましても、なかなか強制力が明記されているところはありませんでした。それで、町がまともな計画を示したもとの、委託先の業者が守るべき法的根拠、あるいは何らかの強制的な担保となるものは何かというのを示してもらいたいと思うんです。丸投げとならないように、協議の上で町の意見を実行させるということが大事ですし、その担保、根拠を示すことが必要だと思いますが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 協定書の方でしぼっていかうかなとは思っています。今、議員が言われたことも懸念されたので、県の方に開発自体の確認をさせてもらいましたら、当初は中間デベロッパーに所有権移転をしてからやってもらうと、今の計画はそうになっていますが、これも制度的な話ですが、開発行為は町名義の土地のまま、中間デベロッパーが申請して、工事をするということが可能ですし、中間デベロッパーは立地企業と協定を結んでからしか、自分とこのお金も出さないということでもありますので、全てが完了してから町名義ですという方法も可能やということもちょっと確認できましたので、今、議員の言われた、懸念されることも再度、協議をして煮詰めていきたいなと思っています。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 これは④のところですが、⑤に移っていますが、中間デベロッパーに譲渡した後、譲渡しないで町の委託をしていくということもあり得るんですが、そうすると、全協で示してもらった計画書自体が譲渡というのを抜くのですか。それとも、どちらかをまだ選択できない状況なのか説明をお願いします。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 譲渡して進めること自体は変わりはありません。ただ、その譲渡する時期をもう少し検討しようかなとは思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、④の項目とも関連するわけですけども、計画では譲渡となっているんですね。譲渡とは、当たり前のことですが、所有権が甲良町から離れることを意味します。しかも、その譲渡は計画によれば、業者

選定や企業選定や行政の前段階で行われます。甲良町の権限から離れた物件に対し、何を根拠に法的枠組みで町の言い分、主張を実行させるのか、これが不確かになるから、今の回答、方向だったと思いますが、その理解でよろしいですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 基本的には協定書でしぼりをかけていきたいなとは思っておりますが、ただ、制度的には所有権移転はどの段階でもできるということの情報を得たということなので、それも視野に入れながら、協定書案を確定させていきたいなということです。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 再確認しますが、協定書を結ぶ段階で、いわゆる譲渡する、つまり、それで所有権が移る。所有権が移った後の発効が協定書ということですから、町と中間デベロッパーの間にはもう既にデベロッパーは所有権を持っている。そこを町が指図するわけですから、その点は法的な根拠は大変危うくなってくると思うんですが、どうですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 その協定書の内容で立地企業が開業するまでのことをうたいたいなと思っております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 いずれにしても、当初、譲渡というように私たち説明を受けました。やはり、そういう点では協定書自体の作成も、それから相手側は営利の企業です。こういうところに太刀打ちをしていかなければならないわけで、この点の覚悟は要と思います。

そこで、次に、28年度に予算に計上された部分路線の測量設計の合理的説明が私にはつかないというように思っていますので、回答をお願いしたいと思うんです。それは、測量設計の目的が承認されていないままであります。それから、取得費は現在取り下げられています。そして、測量をしても、取り付け道路も全体計画も、住民合意の見通しが今、立っていません。町長の答弁にもあるように、西明寺さんに法的には協力がなくても、反対を続けておられても執行できるというものの、隣人といういい関係を築いていこうと思うと、それはできないというように思うんです。そこから見ると、この部分設計はどういう扱いになるのか、矛盾ではないのか説明をお願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 今現在、池寺区の所有地であります船溜と新右衛門溜の間の道路を通過することになっておりますが、それを買収するということで、国道307号線から町有地までの道路がつながって、池寺区の所有地を通ら

ずに町有地に入れるというところでございます。今後、広大な土地を有効利用するためにも、道路を取り付ける必要があると考えます。そのためにも、池寺区が説明を求めておられます道路の形、そういうなのを示すためにも、今回の測量は必要と考えております。取り付け道路は、町有地であらゆる用途に対応できるためにも必要と、また、住民合意を得るためにも必要じゃないかと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 工業団地の計画については、既に委託業務の中で報告書が作成されて、こういう方向で工業団地をつくっていくという、私たちがいただいたのは抜粋ですけども、これで十分示されるわけですよ。そこで、3月議会で示された当初予算の取り下げ、これは全国的にも珍しいことだと思うんですが、この工業団地計画に関する250万以外の分は取り下げられてしまったわけです。これこそが町民合意のなさを示すものだったというように考えています。

つまり、どの事業もそうではありますが、とりわけこの財政貧弱な甲良町にあって、億を投入する事業については必要性、全体計画がどうか、十分なる検討と合意が必要だと思います。総論がよくても、各論で詰まることもあります。各論がよくても、全体像がゴーとならなければ進みません。この立場から見ると、部分路線の測量、設計委託費250万円の見通しがないと考えるんですが、矛盾すると考えるんですが、再度お願いします。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 地元の池寺区への説明会の折にも説明を求められ、今のどれぐらいの土地が必要なのかということでございます。それをお示しするためにも、測量が必要ではないかというようなことで、部分の路線の設計を出させていただいたと理解しております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 池寺区の臨時総会が5月15日に開かれたと聞いています。そこで、池寺区の合意で関係土地を売却しようということで承認ないしは合意が成立したのかどうか把握されていますか。

○木村議長 建設水道課長。

○北坂建設水道課長 伺っておりません。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 進めようとしている立場から見ても、不思議でならないんですね。

5月15日、南部工業団地をどうするかというテーマで論議だけがされたわけではありませんけれども、それも1つのテーマです。西明寺さんもそこに参加をされて、論陣を張られました。自然破壊になるので十分考えてくれと

いうことで発言をしたということで聞いています。結論は売ることにはならなんだと聞いていますので、事実の掌握をしてください。よろしくお願ひします。

7つ目のところに入ります。以上、総論と各論を私なりに述べてまいりましたが、どこから見ても南部工業団地の計画、早く、急ぐ必要もなければ、整合性も私はなかなか整わないというように思うんですが、いかがでしょうか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 人口減少問題は緊急の課題でもありますので、そのためには雇用創出を実現する施策として、今まで何回か述べさせてもらいましたが、企業誘致を求める声や企業誘致が有効であるという意見があるように、現時点では進めていきたいなどは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 全体として、公金の横領事件という町政の信頼を根底から揺るがしている内部の事件1つが解決しない、途中ということで、先ほど同僚議員の質問の中でも明快な解決の見通しは示されませんでした。そういう中で、幹部職員の管理、監督もままならない中、町を上げての取り組みが必要なときに、ましてや12億4,000万を投資して、中間デベロッパーは入りません。その利益を目的とする営利企業を、町民の利益本意に枠組みをつくる、導いていくということはなかなか現在の幹部職員の中では大変な作業、難しい状況になるだろうと私は見通しを持っていますが、その点どうなんでしょうか。

つまり、足元が揺らいでいる中で大事業をやろうというわけです。そのことが解決しなければ次に進んではだめだよという意味ではなくて、この南部工業団地の出てきた背景で見ても、十分なる検討、それから論議をまだ積み重ねていくというのが大事なことではないかと思うんですが、いかがですか。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 企業誘致については、何回も言いますが、人口問題に位置づけておりますし、安定した雇用をめざして、1,000人規模ということで雇用者を増やして、1人当たりの家計の所得を上げていただいて、家計の所得が上がると、教育水準が上がるというデータも若林先生の方から出ているということなので、そういう効果を期待してこの事業は進めていくべきではないかなとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 あくまで進めるという立場を言われたわけですがけれども、そういう立場であるならなおさら、池寺区がめざしている二次計画を尊重したもの

を踏襲し、町政のさまざまな課題、弱点などを克服するという具体的展望を町長みずから示して、北川町長の立場からしても、ぜひ成功させていただきたいということですから、関係者、それから地元の方々、西明寺も含めて説得できる道筋、準備をする必要があります。西川議員も言われましたが、山田裕康議員も言われましたが、直接話をする用意があるかどうか、最後お尋ねをしておきたいと思います。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 当然、話し合いの方につきましては、話し合いをして進めていきたいなどは当初から考えているところであります。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 次に、税金の横領事件について質問をしていきます。

犯行容疑そのものの刑事責任を厳しく問うことと同時に、あらわれてきている行政上の弱点、問題点に全面的なメスを入れることが重要だと考えるものであります。そこで、とりわけ税をはじめとする公金の窓口現金納付、これを課長を含めた複数で日々確認するという原則中の原則を長年怠っていたという最大の弱点の裏をかかれた職員犯罪である構図が感じられてまいります。この点でも解明が必要だと思います。

そこで、1つ目のK氏が着任してからの不納欠損の年度別、種類別の納税者別の全一覧を公開していただきたい。それは、不納欠損の中に横領額を忍び込ませた疑いが強い。以前の説明でも、その中に忍び込ませた疑いが強いという点では、そのこともあり得るといのように前課長が答弁をしていますので、よろしく願いいたします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 現在、全容解明の調査段階でございまして、公開の是非も含めまして今、お答えする時期ではないと考えさせていただいているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 勘違いしてもらったら困るんです。決算概要で、26年の決算では21、22、23、24、25、26年度の不納欠損額が一覧表で出ています。この一覧表の中に滑り込ませた可能性がある。ですから、5つの指標が、中身があると言っていました。つまり、時効がきたもの、それから、3年が過ぎたもの、それから、夜逃げ、倒産、行方不明、そういう種類を分けて、この不納欠損をしていたんですよ。それで、見てみますと、21年から25年の合計が2,248万4,458円。私は、国民健康保険税も入れました。ところが、26年度はこれよりも多いんです。400万多いですね。金額が2,632万3,541円。これは単年度で不納欠損、つまりもうも

らえませんがということで、町が処理をした金額ですよ。26年度で国保税を入れて2,632万3,541円になります。ここに急に増えたというのは、3月議会のときでも西川議員が指摘をされていたと思いますが、こういうところも非常に疑問を感じるわけで、そういうところも精査をしているのかどうか、改めて聞きます。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 先ほど申し上げましたように、現在そういったことも含めて調査をしているところでございまして。ただ、調査をして今お答えする時期ではないということを前提にしつつ思いますことは、その不納欠損額の中にそれを隠蔽するかのように、潜り込ませたといったようなことは、着服のプロセスと申しますか、着服の手口と申しますか、そういった部分でございまして、着服額そのものを解明をして、その手口として不納欠損の中にどれだけ潜り込ませたのかといったところの検証してまいらなければならないと、今、僕はそういうふうに考えているところでございまして。

したがって、着服そのものを表現するときに、この一覧表を記号にしたところで、その内容を公開するということについての是非について、今後の調査の中で検討していかなければならないのかなというようなことでお答えをさせていただいてところでございまして。

以上でございまして。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 あくまで勘違いされていますね。決算額で出ている内訳を公表してください、説明資料を提出してくださいという意味ですよ。不納欠損になった理由別、26年度、25年度、それぞれ非常に大きい金額になっています。それは、倒産がこんだけ、Aさん、Bさん、Cさんですというように縦と横の集計をしてくださいと。それを着服金額に合ったかどうかは別として、このことが明らかにならないと、そういう着服事件に忍び込ませたのかどうかという点もわからない。つまり、不納欠損、単純にそのことが合っていたのかどうかについても検証する必要があるわけですから、着服事件とリンクさせないでも、決算のこの内訳、これを示してもらいたいということです。改めて検討をしてください。

2つ目に、現在、訪問調査が実施されていますが、個々の納税者の確認作業をしなければ、横領額が明確にならなかったのはなぜかという疑問が湧いてきます。庁舎内の記録と職員の記憶、証言だけでは証明できないのかなと思うんですが、そこで、日々の処理が窓口納付、両センターの集金も含むと、台帳、伝票、現金の突合作業、確認作業をしていなかったのかと考えられるんですが、いかがですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 それでは、窓口納付の関係についてお答えをしたいと思います。事件発覚前と事件発覚後といったようなことをご説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、役場での窓口納付につきましては、事件発覚前につきましては、役場の税務課職員が納付金を受け取り、会計に渡して、会計の領収印押印の領収書を渡すか、税務課領収印で税務課で一時預かり、後で会計収納すると。事件発覚後につきましては、税務課職員は現金は扱わないということで、納付者を会計に誘導しまして、直接、会計で納付をしていただくといったようなことをございます。

両センターも現金納付がございますので、両センターにつきましては、事件発覚前につきましては、納付者がセンターにお越しになられましたら、お金を預かりまして、日時、金額、税目を台帳で管理、確認をし、税担当者が税金につきましては、呉竹センターへとりに行き、会計へ収納するといったようなことでした。事件発覚後につきましては、納付者がセンターにお越しになられましたら、納付書を持参しているもの限りお金を預かり、日時、金額、税目を台帳で管理、確認し、東びわこ農協さんが外交でお越しになられますので、その外交さんに収納していただくといったような内容をございます。

先ほど、議員が管理職はどういう管理をしているのかということをございます。窓口納付の方につきましては、現在も現金納付が来たということで、役場の方では管理台帳とかそういうのはございません。事件発覚前も事件発覚後もございませんけれども、管理職、管理者としては、常に注意を払って現金を納付されているとなったら、窓口の方になるべく出て行って、一緒に確認して会計の方に誘導するといったようなことを心がけているところをございます。

以上をございます。よろしくお願ひします。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 3番のところ、答えていただいたみたいですが、課長は、事件発覚前、現金納付されたやつは確認をして、処理チェックをして、金庫に入れる、会計室に持っていくという作業ではないということなんですか。それは、課長はそのことはかかわっていなかったということによろしいですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 もう少し丁寧にお答えをさせていただきたいと思ひます。まず、税務の方に現金で来るといひのが、納税の税金の納付書と、それから諸証明、所得証明であるとか、納税証明とか。それも1回300円という現金

を扱うことになるわけでございます。先ほど申し上げましたように、税金につきましては、現在、会計の方に直接、本人さんがお支払いいただくように会計の方に誘導をさせてもらっています。

○西澤議員 以前のこと。

○山田税務課長 300円の諸証明につきましては、以前は諸証明を受けた人間がお金を預かって手持ちの金庫に入れて、そういう処理をしていたんですけども、4月からはそのお金を預かりましたら、2人で確認して、それを課長のところに持ってきて、その申請内容が合っているか、あるいは金額が合っているか、おつりが合っているかといったようなことを確認して、サインをして渡すというようなことを4月からはやっているということでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 事件発覚前、それは課長はそういう確認作業はしていなかったのかどうかと聞いているんですが、していなかったんですね。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 それは、課員に聞いたら、そういうことはやっていなかったとは聞いております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 そのことを聞いているんです。4つ目に行きまして、現在、進めている192件の作業、納税者が領収書を保管していない場合は、どういう扱いをされているんですか、するつもりなんですか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 訪問調査では、領収書の有無のほかに、そのときの窓口対応職員が誰だったのかとか、あるいはK氏との対話の中でどういった話があったのかとかいったような聞き取りを調査報告書としてまとめさせていただいているところでございます。そういったような内容等を整理して、その領収書がない分であったとしても、K氏がかかわったことに間違いがないといったようなところでの作業を進めてまいりたいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 出てきた192件は、全部ではないということは報告がありましたが、だったらなおさら被害額の一部、少なくとも192個分の総合計、被害額がどんだけなのかということについては、議会に報告をしてしかるべきだと思いますが、改めて見解を求めます。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 まことに申しわけありません。全協のときにも申し上げましたように、金額についてはちょっと今、この時点でお答えすることはできな

いというところでご理解いただきたいと思います。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 公表することについては、捜査情報とは直接関係のない町民の被害のところでありまして、全体像の中の一部です。しかも、192個というように限定されたものですから、公表されてしかるべきだというように指摘をしておきたいと思います。

最後に、一日も早く司直の手に委ねること、全容解明の一步になると思いますが、説明をお願いします。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 それはもうご指摘のとおりでございますので、それに向けていち早く取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 彦根署が最初からかかわっていますが、滋賀県警です。告訴を受け付ける見通しについては、状況を見ながら弁護士とも相談し、検察に直接告訴するという必要もあると思ひますが、その視野はどうでしょうか。

○木村議長 税務課長。

○山田税務課長 現在、彦根署の捜査2課といろいろとやりとりをしながらやっておりますので、その中で進めていきたいなどは考えているところでございます。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、これは町の信頼が、この問題をきちっと解決することこそ行政の土台、それから財政上の土台でもありますので、毅然とした対応をしてもらいたいと思ひます。

次に、人口減少対策と地方再生の視点の総論しか述べられませんが、この課題では、以前から強調しています、乗り切る、克服するエネルギー源は住民の皆さんの主権者意識にかかわってきます。そして、誇りです。それを引き出す町行政の温かい人間味ある施策だというように思っています。一つ一つは大変地味で小さく見えるようですが、そこに光を当てて育てていく視点が必要だと考えていますので、1番目のところで①、②が提起されています。時間の関係ではしよりますが、町内で取り組みされている点は、新聞でも報道されます。いいことをやっているなというのは評価も聞きます。私自身も思うことです。同時に、いろんな否定面があります。そこを調整していくことが必要だと思いますが、①、②のところでお答え願ひます。

○木村議長 企画監理課長。

○中川企画監理課長 交流の関係ですが、今、国の加速化交付金を活用しまして、在士集落の空き家を活用した(仮称)高虎ハウスを今年度整備しますし、あさってが運営検討委員会を立ち上げましたので、そこからスタートはさせてもらいます。

交付金の目的が稼ぐ力を発揮するとか、自立をめざすものであるというようなことで、第一段階として在士を拠点に取り組みます。第二段が、今回の補正予算で上げさせてもらった下之郷で保育サービスの拠点、第三段が長寺西で獣害対策によるゆず生産拡大等の農業振興拠点として順次進める計画をしております。

今後につきましては、ほかの集落でも空き家、空き施設を活用して、拠点整備をして、新たな事業推進、事業主体が自立できるものをめざす形で進めていきたいというこどて、交流はそういうふうにやっていきたいとは思っております。

②の否定面を克服する展望ということで、否定面も幾つかありますが、今年度はまちづくり協議会のあり方自体をちょっと考えようかなということで、先般のまちづくり委員会で検討する小委員会を設置していただきましたので、そこと協議しながら、今後のまちづくり協議会を検討して甲良町の否定面をそこで議論してもらって、町の方に提言してもらおうかなというような組織づくりをしていこうかなとは考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、だったら余計にこの税金の使い方、開発中心や、それから防災センターなどの建設、必要な場合もありますが、ソフト面、子育て支援、老後の安心など、出産祝い金が2万円ですが、その充実に向けても予算配分が必要ですし、提起をしています保育料の軽減なども制度化が必要です。そういうところで予算配分の重点を思い切って切りかえるということが必要だと思いますが、最後に見解を求めます。

○木村議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 外出支援等の充実におきましては、基本的には通院というものに対する事業ですので、今後は総合戦略の中での公共交通の快適化として位置づけていきたいことと、あと保険料等、住民の負担に関しましては、再三申し上げていましたように、予防に重点を置いて健康づくりと介護予防の充実を図って、健康寿命を延ばすことでの介護保険料の抑制の方を図っていきたいと思っております。

○木村議長 教育総務課参事。

○福原教育総務課参事 保育料の軽減につきましては、今年4月から法の一部改正によって、第何子かを決定する子どもの年齢制限等が撤廃されました。

そのことに伴い、県でも要綱が制定されております。甲良町におきましても、県補助の範囲で軽減を行いたいと考えておりますが、現時点では従来どおり徴収を行っております。今後、保護者宛に通知書を送付して、申し出により随時、決定と還付を行うと同時に、教育委員会としても対象世帯を抽出して、漏れのないように事務処理を行っていきたいと考えております。

○木村議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ予算の重点配分の方を切りかえると、従来にかかわらずというようにしていただきたいと思ひます。

甲良町政の課題は、何といつても人口減少問題にどう向き合うかだと思ひます。その際、日本政府の歴代内閣が進めてきた政策路線、それから、税金の集め方や使い方、そして、国民の働き方がどうだったか、どのように転換をしていくのかが問われてまいります。同時に、甲良町特有の課題、固有の課題と言つてもいいと思ひますが、これは何かについて、タブーは設けずに町民的論議を重ね、合意形成に進むことが非常に大事だというように思ひます。私たちにとつては、町が最重要課題で取り組んできた同和対策事業の公正、公平な後始末、各種の不正や利権を町政から根絶すること、農業、子育て、罹病率を軽減させる健康な暮らし、老後の暮らしなどについて、明るい展望を育む施策の展開などを一つ一つ進めていくことを改めて提案し、私たちが努力をしてまいる所存を申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○木村議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 5 時 2 1 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 木 村 修

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 建 部 孝 夫